

令和2年度 事業報告

前橋スポーツのあゆみ

前橋市文化スポーツ観光部スポーツ課

目 次

令和2年度スポーツ行政の基本方針と重点施策	1
予算及び決算	1
組 織	2
1 スポーツ課	2
2 前橋市スポーツ推進審議会	2
3 前橋市スポーツ推進委員会	2
4 (一財)前橋市スポーツ協会	2
5 前橋市スポーツ少年団	2
スポーツ推進審議会・スポーツ推進委員会・スポーツ協会・スポーツ少年団の活動	5
スポーツ行事	12
1 全国・関東大会	12
2 市内大会	12
3 前橋・高崎連携事業スポーツ交流	12
4 前橋・渋川シティマラソン	12
5 あかぎ大沼・白樺マラソン大会	12
6 まえばし赤城山ヒルクライム大会	12
7 まえばしクリテリウム	12
8 前橋市民軽スポーツフェスティバル	12
9 前橋ウォーキングジャンボリー	10
10 ぐんまマラソン	10
11 前橋シクロクロス大会	12
12 スポーツ医科学講演会	12
13 トップアスリートによるスポーツイベント	14
14 ときめきスポーツ婚活	14
15 前橋スポーツコミッション事業	16
16 市民スポーツ祭	16
17 スポーツ教室及び講習会等事業	16
学校体育	28
1 中学校総合体育大会	28
2 全国中学校体育大会	28
3 関東中学校体育大会	28
4 小学校陸上教室記録会	28
5 小学校水泳教室記録会	28
地区体育	30
1 地区体育組織	30
2 各地区市民運動会	30
3 各地区スポーツ行事一覧	30
県民体育大会等成績一覧	33
1 第58回群馬県民スポーツ大会秋季大会成績一覧	33
2 群馬県民スポーツ大会夏季大会兼第70回群馬県都市対抗水泳競技大会	33
3 群馬県民スポーツ大会冬季大会兼第59回群馬県都市対抗スケート競技大会	33
4 群馬県民スポーツ大会冬季大会兼第77回群馬県都市親善スキー競技大会	33
5 令和2年度群馬県駅伝競走大会	33
歴代表彰者一覧	34
1 全国社会体育表彰	34
2 県社会体育表彰	34
3 市社会体育功労者・優秀指導者表彰	34
4 市教育文化功労者表彰	34
スポーツ団体歴代会長(支部長)名簿	46
前橋市スポーツ施設	49
1 前橋市有スポーツ施設・施設別使用料	49
2 スポーツ施設等利用状況(利用人数)	49
3 スポーツ施設等利用状況(収納状況)	49
4 スポーツ施設改修工事等状況	49
学校の施設利用	75
資料編	77
1 スポーツ基本法	77
2 スポーツ推進条例	77
3 前橋市スポーツ推進審議会に関する条例	77
4 前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例	77
5 前橋市スポーツ推進委員に関する規則	77
6 前橋市スポーツ振興基本計画	77
7 前橋市公園条例	77

赤城山

桐生市

渋川市

JR 上越線

渋川伊香保 I.C.

富士見総合グランド

両毛運輸千本桜野球場

吉岡町

関越自動車道
駒寄スマート I.C.

富士見支所

ロード宮城総合運動場

宮城体育館

宮城プール

ALSOK ぐんま総合スポーツセンター

大野工業大胡総合運動公園

宮城支所

清里方面運動場

群馬総社駅

上武国道

大胡支所

大胡体育館

粕川駅

敷島緑地

前橋市民プール

江木駅

上毛電鉄

粕川支所

大渡緑地

北部運動場

大胡駅

粕川西部運動場

岩神緑地

三俣テニスコート

防災の星野日吉体育館

ザ・野菜粕川総合グランド

中央緑地

王山運動場

登利平桃ノ木川グランド

旧前東商体育館

大渡体育館

中央前橋駅

赤坂駅

前橋総合運動公園

大渡温水プール・トレーニングセンター

前橋市役所

前橋駅

前橋大島駅

城南支所

前橋 I.C.

新前橋駅

前橋南 I.C.

50

17

高崎 I.C.

ヤマト市民体育館前橋

駒形駅

伊勢崎 I.C.

六供温水プール

高崎市

駒形 I.C.

波志江スマート I.C.

高崎駅

高崎 J.C.T.

前橋南 I.C.

コーエイ前橋フットボールセンター (下増田運動場)

JR 両毛線

伊勢崎市

令和2年度 スポーツ行政の基本方針と重点施策

1 基本方針

市民の生きがいづくりと健康増進のため、生涯を通じて身近にスポーツに親しめる環境づくりを推進し、日常的な運動習慣を育成するとともに、競技スポーツ人口の拡大のためスポーツ団体の育成に努め、元気づくりのスポーツを振興します。

2 重点目標

(1) 日常的な運動習慣を育成

市民がいつでも、どこでも気軽に生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりを推進し、スポーツを通じた生きがいづくり・仲間づくりを目指します。

(2) スポーツ団体の育成と競技力の向上

各種スポーツ団体の育成と運営支援により、競技スポーツ人口の拡大と競技力の向上を推進し、市民のスポーツへの意識の向上に努めるとともに、健全な青少年の育成を図ります。

(3) スポーツ文化の醸成

全国大会の開催施設や地域プロスポーツへの支援により、まちづくりの視点からスポーツの活性化を図るとともに、本市のスポーツ文化の醸成を図ります。

3 具体的な施策

- (1) 各種スポーツ教室の充実
- (2) スポーツ推進委員による生涯スポーツの推進
- (3) 地域スポーツの推進
- (4) スポーツ行事の支援
- (5) スポーツ団体の運営支援
- (6) 競技力向上の支援
- (7) スポーツ施設の適正な管理と整備

予算及び決算

令和2年度スポーツ課事業別予算一覧（現年）

（単位：千円）

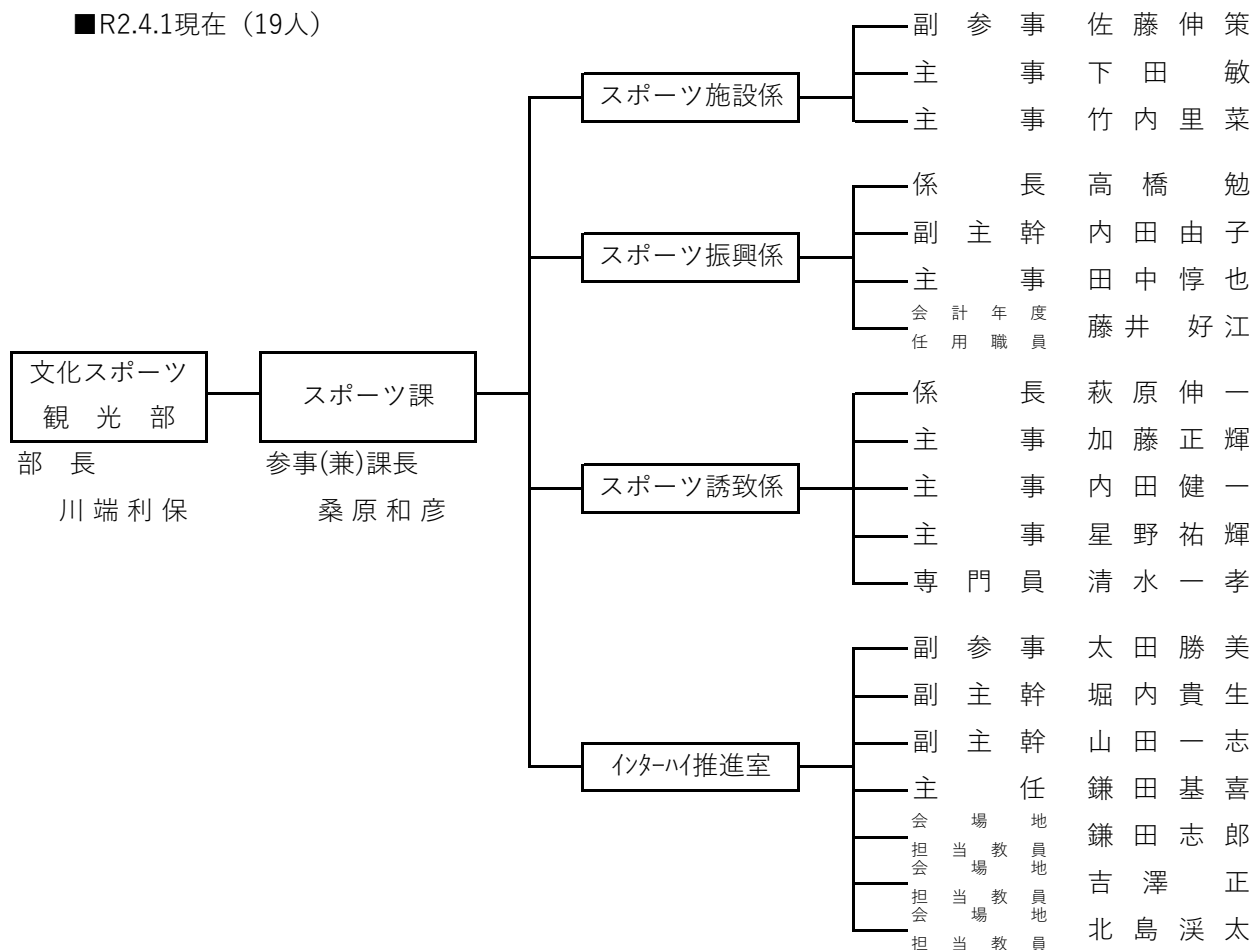
款	事業名	当初予算額	現計予算額	決算額
土木費	総合運動公園管理事業	397,260	378,234	369,792
教育費	職員人件費	117,507	113,244	110,629
	社会体育管理運営事業	7,126	7,794	7,160
	前橋高崎連携レディースバレーボール大会開催事業	308	0	0
	スポーツ協会運営補助事業	38,000	38,000	32,948
	スポーツ大会出場選手支援事業	4,501	1,800	1,442
	スポーツ大会開催支援事業	15,381	6,299	5,259
	体育施設管理事業	698,793	699,470	684,916
	体育施設整備事業	227,756	233,444	210,083
	前橋・渋川シティマラソン開催事業	19,300	1,300	1,300
	スポーツ推進委員運営事業	7,109	6,689	2,105
	旧前橋東商業高校体育施設管理事業	7,050	7,050	6,711
	まえばし赤城山ヒルクライム大会開催事業	24,891	1,620	944
	スポーツコミッション事業	86,021	23,264	19,999
	2020年全国高等学校総合体育大会事業	27,073	0	0
合計		1,678,076	1,518,208	1,453,288

（各事業決算額は千円未満繰上げのため合計欄は異なる）

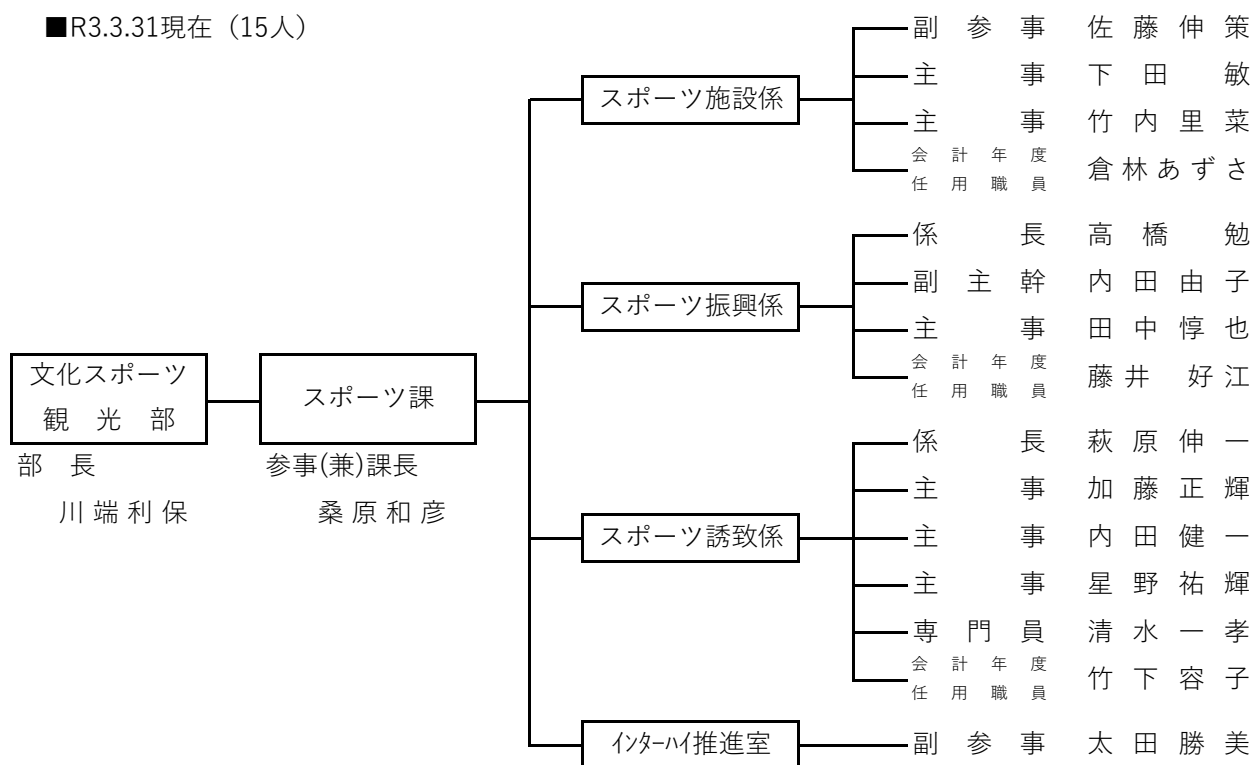
組 織

1 スポーツ課

■R2.4.1現在 (19人)



■R3.3.31現在 (15人)

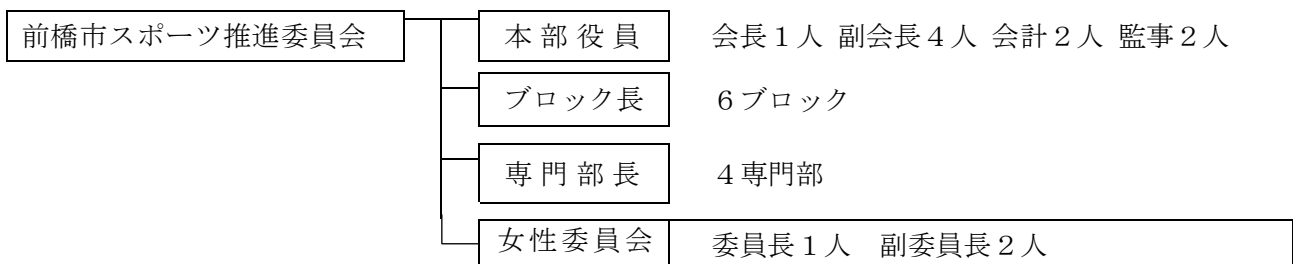


※新型コロナウイルス感染拡大のため、インターハイが開催中止となり、組織改編を行った。

2 前橋市スポーツ推進審議会（任期：令和2年7月1日～令和4年6月30日）

- 会長 遠藤 祐司（前橋市スポーツ振興後援会会長）
- 副会長 蜂須 聖司（前橋市スポーツ推進委員会会長）
- 委員 鈴木 健一（前橋市スポーツ少年団副本部長）
- 委員 富岡 和代（前橋市スポーツ推進委員会女性委員長）
- 委員 滋野 文夫（一般財団法人前橋市スポーツ協会会長）
- 委員 静 知明（公益財団法人前橋市まちづくり公社理事長）
- 委員 中雄 勇人（群馬大学教育学部准教授）
- 委員 永井 加津美（前橋市小学校体育研究会会長）
- 委員 吉原 秀人（前橋市中学校体育連盟会長）
- 委員 松本 広行（群馬県高等学校体育連盟理事長）
- 委員 平野 朋美（市民公募）
- 委員 篠原 かすみ（市民公募）

3 前橋市スポーツ推進委員会（任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日） 108名

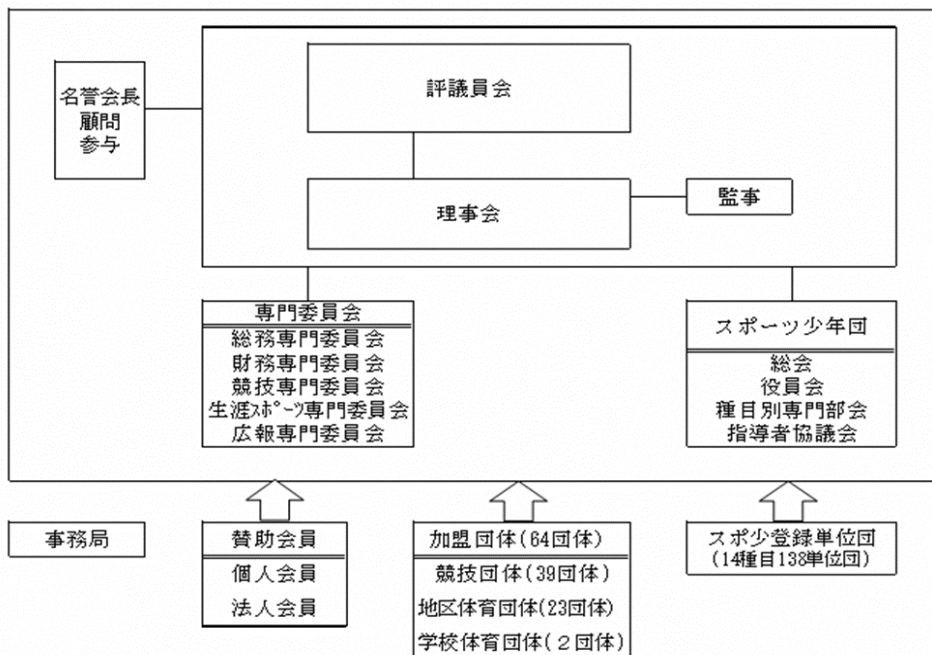


- 会長 蜂須 聖司
- 副会長 酒井 一雄 岩上 清美 齋藤 徳治 内田 清美
- 広報部長 黒田 侑 研修部長 伊藤 昌司
- 調査研究部長 丸山 堅也 指導部長 高橋 實
- 中央ブロック長 泉沢 浩 中央北ブロック長 江原 洋二 北部ブロック長 田村裕喜夫
- 東南ブロック長 高柳 賀一 西部ブロック長 有坂 一雄 東北ブロック長 引田 正二
- 会計 栗本 直樹 後藤祐美子 監事 三橋 好 品川 貞雄
- 女性委員長 富岡 和代

（令和3年3月31日現在）

4 一般財団法人前橋市スポーツ協会＜加盟64団体＞

(1) 組織



(2) 役員等

名誉会長 山本 龍 (前橋市長)
会長 滋野 文夫
副会長 関口 充雄 菅原 宏 静 知明 (まちづくり公社理事長)
顧問 赤石 明男 杉田 智 鶴田 智之 酒井 一雄 小林 正明
吉川真由美 (教育長)
参与 川端 利保 (文化スポーツ観光部長) 山中 茂樹 (指導担当次長)
村岡 隆之 北爪 義男 中島 新介 小林 充 加藤 照男
専務理事 金子 周之 (兼 スポーツ協会事務局長)
監事 小泉 俊夫 関口 久美
理事 24名 (会長、副会長、専務理事含む)
評議員 27名
事務局 事務局長 金子 周之 主事 中村 光子 事務局員 小畑 崇

(3) 専門委員会

総務専門委員会
委員長 高井 光夫 副委員長 滝原 正明 副委員長 高橋 由幸
財務専門委員会
委員長 岡部 清 副委員長 関口 定彦 副委員長 宮崎 武夫
競技専門委員会
委員長 飯野 幹忠 副委員長 北澤 篤久 副委員長 岡田 智子
生涯スポーツ専門委員会
委員長 三橋 好 副委員長 池田 伊一 副委員長 大澤 茂
広報専門委員会
委員長 松本 広行 副委員長 岡田 修一 副委員長 鈴木 正明

5 前橋市スポーツ少年団 (14種目138単位団)

本部長 関口 充雄
副本部長 鈴木 健一 狩野 誠 倉林 邦男 五十嵐浅雄 塩原 茂
佐久間夏江 栗原 明義 武井 照雄
顧問 中島 新介
参与 宮内 康夫 菅原 宏 岡田 智子
常務理事 11名
理事 12名
事務局 事務局長 金子 周之 事務局員 中村 光子 小畑 崇

スポーツ推進審議会・スポーツ推進委員会・スポーツ協会・スポーツ少年団の活動

1 スポーツ推進審議会

(1) 構成

審議会委員は12名（定数16名）の委員で構成され、学識経験者、関係行政機関の職員、公募による委員が委嘱され任期は2年となっている。

(2) 審議内容

第1回審議会

期 日：令和2年7月29日（水）午後2時30分～午後4時30分

会 場：総合教育プラザ6階 63研修室

内 容：委嘱式、令和元年度事業報告について、令和2年度事業説明について
スポーツ施設等の使用料等の見直しについて
（プール、多目的グラウンド、野球場の使用料改正素案等について）

第2回審議会

期 日：令和3年2月1日（月）午後2時～午後2時50分

会 場：総合教育プラザ6階 63研修室

内 容：スポーツ施設等の使用料等の見直しについて
（テニスコート、陸上競技場、サッカー場等の使用料改正素案等について）

第3回審議会

期 日：令和3年3月23日（火）午後2時～午後3時30分

会 場：総合教育プラザ6階 63研修室

内 容：令和2年度事業報告について
スポーツ施設等の使用料等の見直しについて
（減免基準、市内市外の使用料区分等について）

2 前橋市スポーツ推進委員会

(1) 構成

スポーツ推進委員会は、市内24地区から推薦され、市長が委嘱した非常勤職員であるスポーツ推進委員108人で構成されている（令和3年3月31日現在：男性74人、女性34人）。

(2) 任期

令和2年4月1日～令和4年3月31日

(3) 専門部活動

4つの専門部を組織し、生涯スポーツの推進を重点に、子どもから高齢者まで行える軽スポーツを中心とした種目の普及・指導に努めている。

広 報 部 会：まえばしスポーツ推進委員だよりの発刊

研 修 部 会：各種研修会運営

調 査 研 究 部 会：愛好団体調査、軽スポーツの情報収集

指 導 部 会：生涯スポーツ大会の企画運営、巡回軽スポーツ教室の開催

(4) 重点施策

① 地域のスポーツの振興を図る。

○市民運動会への協力 ○各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催 ○軽スポーツの普及

② 生涯スポーツの推進を図る。

○中高年者のスポーツ活動の推進 ○スポーツ活動の機会と場の提供

○スポーツの適切な指導と継続的活動の援助

③ 地区体育組織の確立と育成を図る。

○地区の各種スポーツ団体の活動の援助

(5) 令和2年度前橋市スポーツ推進委員会事業報告

No.	期日	曜日	行事名	会場	内容	参加人数
1	4/5	日	スポーツ推進委員委嘱式【中止】	市役所11階会議室	委嘱式・役員決	
2	4/19	日	第7回前橋・渋川シティマラソン【中止】	前橋公園(スタート会場)	運営協力	
3	5/11	月	総会(書面決議)		R元年度事業報告・収支決算報告、R2年度事業計画等審議	
4	5/30	土	県スポーツ推進委員新任者研修会【中止】	ALSOKぐんま総合スポーツセンター	新任研修	
5	6/12	金	第55回関東スポーツ推進委員研究大会【中止】	茨城県つくば市	表彰式・講演聴講等	
6	6/21	日	ファミリー体力向上事業・第1回スポーツ推進委員研修会【中止】	ヤマト市民体育館前橋	測定・調査協力	
7	6/25	木	第1回役員会	市役所3階31会議室	専門部長等の選出方法	15
8	7/6	月	第1回広報部会	市役所11階南会議室	専門部長選出、事業計画作成	21
9	7/9	木	第1回研修部会	K'BIX元気21まえばし501会議室	専門部長選出、事業計画作成	14
10	7/10	金	第1回調査研究部会	市役所11階北会議室	専門部長選出、事業計画作成	19
11	7/10	金	第1回指導部会	市役所11階南会議室	専門部長選出、事業計画作成	23
12	7/11	土	県スポーツ推進委員研究大会【中止】	みどり市	表彰式・実技	
13			県スポーツ推進委員協議会 チャリティゴルフコンペ【中止】	吾妻郡	チャリティゴルフ	
14	8/1	土	新任者、指導部及び研修部合同研修会	大渡体育館	ディスコン	35
15	8/9	日	県スポーツ推進委員協議会中部ブロック研修会(当番市)【中止】	宮城体育館	講演・実技	
16	8/30	日	第39回あかぎ大沼・白樺マラソン大会【中止】	赤城山大沼湖畔	運営協力	
17	9/27	日	第10回まえばし赤城山ヒルクライム大会【中止】	前橋市内	運営協力	
18	10/4	日	指導部・研修部研修会	県勤労福祉センター体育館	さいかつぼーる、ボッチャ	34
19	10/25	日	第1回スポーツ推進委員研修会	宮城体育館	さいかつぼーる、ボッチャ	81
20			県スポーツ推進委員協議会軽スポーツ交流会【中止】	嬭恋村	実技他	
21	11/12 11/13	木 金	全国スポーツ推進委員研究協議会 第61回全国スポーツ推進委員研究協議会 栃木大会【中止】	栃木県宇都宮市 ブレックスアリーナ他	表彰式・講演・研究協議会等	
22	11/15	日	第24回前橋市民軽スポーツフェスティバル【中止】	ヤマト市民体育館前橋他	運営協力	
24	12/5	土	巡回軽スポーツ教室(東北ブロック)	宮城小学校体育館	さいかつぼーる、ボッチャ	24
23	12/10	木	第2回広報部会	市役所3階32会議室	スポーツ推進委員だより Vol.93編集会議	13
25	12/13	日	巡回軽スポーツ教室(北部ブロック)	芳賀小学校体育館	さいかつぼーる、ボッチャ	44
26	1/1	金	第64回全日本実業団対抗駅伝競走大会	前橋市内	運営協力	46
27	1/17	日	第2回スポーツ推進委員研修会【中止】	宮城体育館	生涯スポーツ大会審判講習	
28	1/31	日	第70回群馬県100Km駅伝【中止】	コース周辺	運営協力	
29	2/12	金	第3回広報部会	市役所3階31会議室	スポーツ推進委員だより Vol.93校正会議	9
30	2/21	日	第20回前橋市民生涯スポーツ大会【中止】	ヤマト市民体育館前橋	自主事業・運営	
31	3/31	水	スポーツ推進委員だよりVol.93発行	市内回覧	令和2・3年度推進委員紹介等	

参加者計 378人

3 前橋市スポーツ協会

(1) 基本目標

体育・スポーツの普及振興に努め、もって市民の健康増進と体力の向上を図り、明るく豊かなスポーツ文化都市を実現することを目標とする。

(2) 重点

- ① 競技団体、地域体育団体の組織を充実し、スポーツ協会への加盟を促進し、競技力の向上と地域スポーツの実践の活発化を図る。
- ② 各専門委員会の活動を促進し、スポーツ協会の一層の充実を図る。

(3) 施策

- ① スポーツ、レクリエーションを通じた市民の健康増進に関すること
- ② 競技力の向上に関すること
- ③ 前橋市及び公益財団法人群馬県スポーツ協会との連絡調整を図ること
- ④ 加盟団体の発展と相互の連絡融和を図ること
- ⑤ 県民体育大会等に選手及び役員を派遣すること
- ⑥ スポーツ指導者の育成・活用に関すること
- ⑦ 地域スポーツの推進と、スポーツ教室等の開設に関すること
- ⑧ 各種スポーツ大会等の支援に関すること
- ⑨ スポーツ少年団及び青少年スポーツの振興に関すること
- ⑩ スポーツ顕彰に関すること
- ⑪ スポーツに関する広報・情報提供に関すること

(4) 一般財団法人前橋市スポーツ協会の設立について

- ① 法人名称 と 設立日
一般財団法人前橋市スポーツ協会
平成30年4月2日（月）
- ② 設立過程

平成29年4月27日開催の前橋市体育協会定期総会において、法人化準備委員会を設置し、準備を進めることが承認された。その後、5月から12月にわたり、月に1回、法人化準備委員会を開催し、組織構成や定款、役員を選任に関する事等協議検討を行い、平成30年1月27日に臨時総会にて、法人を設置することが承認された。

なお、前橋市体育協会は、平成30年4月25日開催の前橋市体育協会解散総会をもって、解散となった。

(5) 令和2年度前橋市スポーツ協会事業報告

区分	事業名	期日	議事、内容等	備考
会議	理事会	6月2日（火）	令和元年度事業報告及び決算、令和2年度事業計画、役員等候補者の選考等、名誉会長の推薦、顧問参与の選任、群馬県生涯スポーツ功労者等各種表彰候補者の選考、令和2年度第1回評議員会の招集	(通常) 前橋テルサつつじの間
		6月16日（火）	会長・副会長・専務理事の選定、スポーツ少年団本部長の選出、理事会の議長代理について	(臨時) 前橋テルサけやきの間
		9月24日（木）	スポーツの祭典開催内容、スポーツ功労者の選考、専門委員会の役員構成	(通常) 前橋テルサつつじの間
		2月12日（金）	優秀指導者・優秀選手表彰式開催について、令和3年度事業計画及び予算	(通常) 前橋テルサけやきの間

区分	事業名	期日	議事、内容等	備考	
会議	評議員会	6月16日 (火)	令和元年度事業報告及び決算、令和2年度事業計画、顧問・参与の委嘱、理事・監事・評議員の選任、名誉会長の推挙	前橋テルサけやきの間	
	役員等候補選考委員会	5月13日 (水)	新理事候補の選考、会長・副会長・専務理事の選考、監事の選考、第2回役員等候補選考委員会の開催について	ヤマト 市民体育館前橋第3会議室	
		5月21日 (木)	第1回議題についての最終確認	ヤマト 市民体育館前橋第3会議室	
	専門委員会	総務専門委員会 (3回)	5月29日 (金)	正副委員長の選出、令和元年度事業報告及び決算、令和2年度事業計画、役員会について、群馬県生涯スポーツ功労者等各種表彰候補者の選考/スポーツの祭典内容検討、スポーツ功労者の選考、専門委員会の構成/優秀指導者・優秀選手表彰式開催、令和3年度事業計画及び予算	ヤマト 市民体育館前橋第3会議室
			11月11日 (水)		
			1月19日 (火)		
		財務専門委員会 (1回)	11月16日 (月)	正副委員長の選出、賛助会費、資金運用状況、「市民スポーツ祭」等各種事業の補助金について	
		競技専門委員会 (1回)	11月25日 (水)	正副委員長の選出、「市民スポーツ祭」「県民スポーツ大会」の補助金について/次年度ジュニア育成対象事業等の審査決定	
	生涯スポーツ専門委員会 (1回)	12月9日 (水)	正副委員長の選出、「市民スポーツ祭」「地区市民運動会」の補助金について、令和3年度運動会開催日程の確認		
	広報専門委員会 (4回)	7月30日 (木) 8月18日 (火) 11月17日 (火) 1月22日 (金)	正副委員長の選出、「スポーツまえばし」第4号、5号に関する掲載内容・デザインの確認、発行までのスケジュール確認、最終原稿校正 vol.4:10月発行、vol.5:4月発行		
主催事業	市民スポーツ祭	通年	実施競技 16団体 (新型コロナ拡散対策による中止競技 23競技)		
	地区市民運動会	通年	【新型コロナ拡散対策による中止】 全地区 23地区	中止	
	ジュニア育成支援事業	通年	実施団体(水泳・陸上・バスケットボール・ソフトテニス・自転車・ボウリング・チェックボール・トランポリン)	8団体	
	スポーツ振興活用事業	通年	中体連運動部員支援事業等、全4事業		
	広報誌発行事業	2回発行 4月 10月	「スポーツまえばし」の発行 ※toto助成金申請事業	Vol.4 Vol.5	
	スポーツ協会ゴルフコンペ	11月10日 (火)	赤城国際カントリークラブ	99名	
共催事業	前橋・渋川シティマラソン	4月19日 (日)	【新型コロナ拡散対策による中止】 スタート前橋公園	中止	
	あかぎ大沼・白樺マラソン大会	8月30日 (日)	【新型コロナ拡散対策による中止】 あかぎ大沼湖畔周回コース	中止	
	あかぎ大沼バーチャルトライアル2020	8月1日～31日 期間中分散参加型	あかぎ大沼湖畔周回コース (20km、10km、5km)	出走者 延べ1,049名	
	まえばし赤城山ヒルクライム	9月27日 (日)	【新型コロナ拡散対策による中止】 赤城山山頂ゴール	中止	
	赤城山ARヒルクライムレース	10月31日 (土)	インターネット環境とスマートレナーがあればどこでも参加でき、仮想現実コースにてレース 特設会場 まえばし中央イベント広場	129名	
	前橋市民軽スポーツフェスティバル	11月15日 (日)	【新型コロナ拡散対策による中止】 7種目	中止	

区分	事業名	期 日	議事、内容等	備 考
県民スポーツ大会関係	県民スポーツ大会夏季大会兼 第70回都市対抗水泳競技大会	8月22日 (土)	【新型コロナ拡散対策による中止】 県立敷島公園水泳場	中止
	第58回県民スポーツ大会秋季大会	11月1・8日 (日)	【新型コロナ拡散対策による中止】 県内各会場 21競技 郡市対抗	中止
	令和2年度県民スポーツ大会 群馬県駅伝競走大会 (旧名:100km駅伝競走大会)	1月24日 (日)	【新型コロナ拡散対策による中止】 県央コース	中止
	県民スポーツ大会冬季大会兼 第59回都市対抗スケート競技大会	2月6日 (土)	【新型コロナ拡散対策による中止】 県総スポーツセンター 伊香保スケートリンク	中止
	県民スポーツ大会冬季大会兼 第77回都市親善スキー競技大会	2月21日 (日)	【新型コロナ拡散対策による中止】 丸沼高原スキー場	中止
講習会等	前橋市スポーツ医科学講演会	10月	【新型コロナ拡散対策による中止】 中高年のための体幹トレーニング	中止
	スポーツ協会普通救命講習会	3月	【新型コロナ拡散対策による中止】 心肺蘇生法やAEDの使用など	中止
表彰	前橋市スポーツの祭典	11月20日 (金)	市民スポーツ祭総合開会式/県スポ秋季大会壮行会/スポーツ功労者表彰/県知事表彰・市教育長表彰受賞披露	前橋テルサ けやきの間
	前橋市優秀指導者・優秀選手表彰式	3月5日 (金)	指導者 (該当者なし) 選手 (小学54名/中学28名/高校一般11名)93名	前橋テルサ ホール
諸行事	要望活動 「新型コロナウイルス感染症による各種事業の実施について」	7月10日 (金)	・市民スポーツ祭運営補助金の使途の拡充 ・地区市民運動会運営補助金の使途の拡充	前橋市役所 秘書課会議室
	令和2年度市民スポーツ祭・地区市民運動会 兼県民スポーツ大会夏季大会・秋季大会懇親会	12月	【新型コロナ拡散対策による中止】 県民スポーツ大会等結果報告会	中止
	役員等懇親会 及び 県民スポーツ大会 駅伝・スケート・スキー大会懇親会	3月	【新型コロナ拡散対策による中止】 県民スポーツ大会冬季大会等結果報告会	中止

※スポーツ少年団については、別表(事業報告)のとおり

4 スポーツ少年団

(1) 活動

スポーツ少年団は、指導者（認定資格者）を中心に児童・生徒のスポーツ活動を通して、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とした団体で、本市では昭和41年に結成された。各単位団は、専門種目の活動の他、体力テスト、交歓交流活動、文化・学習活動、地域に即した奉仕活動等の幅広い活動を通し、健全な心身の発達を目指すとともに、団員相互の技術向上と親睦を図った。

また、活動の充実を図るため、指導者協議会の各専門部組織を確立し、連絡調整及び情報交換等を行っているほか、指導者の資質向上と団員の正しい活動の認識を図るため、指導者・母集団（保護者）講習会を開催し研修等を開催している。

(2) 令和2年度団員数

14種目 138単位団 団員2,761人 指導者494人 役員・スタッフ153人
合計3,408人

(3) 専門種目別団員数

種 目	団数	団員数	指導者数(人)	役員・スタッフ(人)
軟式野球	36	779	190	53
サッカー	27	490	59	19
ミニバスケットボール	20	395	53	36
バレーボール	13	157	48	9
剣道	11	241	50	15
柔道	8	123	24	9
空手道	14	326	33	5
ソフトボール	1	16	6	2
ソフトテニス	2	104	7	—
バドミントン	1	52	10	1
複合	1	37	4	1
スキー	1	14	3	1
スケート	2	15	5	—
卓球	1	12	2	2

(4) スポーツ少年団大会

大 会 名	期 日	会 場	参加者 (人)
前橋市スポーツ少年団第16回わかば杯軟式野球大会	7月18日～10月11日	清里小学校ほか	700
前橋市スポーツ少年団シニアわかば杯サッカー大会	10月10日～11日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
前橋市スポーツ少年団わかば杯ソフトボール大会	10月17日	荒砥グラウンド	28
前橋市スポーツ少年団第16回シニアわかば杯軟式野球大会	10月17日～12月20日	清里小学校ほか	400
前橋市スポーツ少年団第16回低学年軟式野球大会	11月14日	ベースボールパークファースト 北部運動場	200
前橋市スポーツ少年団第18回わかば杯ソフトテニス大会	12月6日	Gスポーツ三俣テニスコート	84
前橋市スポーツ少年団第13回わかば杯ミニバスケットボール大会	12月12日	宮城体育館	253
前橋市スポーツ少年団わかば杯スキー大会	1月31日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
前橋市スポーツ少年団シニアわかば杯バレーボール大会	2月14日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
前橋市スポーツ少年団バドミントン交流大会	2月中旬	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
前橋市スポーツ少年団空手道交流大会	2月27日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
前橋市スポーツ少年団シニアわかば杯サッカー大会	3月6日～7日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
前橋市スポーツ少年団第38回剣道交流大会	3月14日	大胡体育館	80
前橋市スポーツ少年団複合専門部スポーツ交流大会	3月28日	わかば小学校	63

(5) 令和2年度スポーツ少年団事業報告

月 日	事 業 内 容	会 場	参加者 (人)
6月15日(月)	第1回役員会(理事会)	コロナウイルス感染症の影響により書面開催	
7月11日(土)	前橋市スポーツ少年団定期総会	コロナウイルス感染症の影響により書面開催	
7月	第1回指導者・母集団(保護者)講習会	中止	
7月25日(土)	スタートコーチ養成講習会(～8月30日)	中止	
8月1日(土)	群馬県スポーツ少年団バレーボール大会(～2日)	中止	
9月21日(月)	群馬県スポーツ少年団ソフトテニス交流大会(～22日)	ALSOK ぐんま総合スポーツセンター ほか	604
10月25日(月)	群馬県スポーツ少年団バレーボール秋季交流大会(～11月3日)	子持社会体育館ほか	400
11月21日(土)	群馬県スポーツ少年団ジュニア・リーダー スクール(～23日)	中止	
12月2日(水)	第2回役員会(理事会)	ヤマト市民体育館前橋会議室	22
12月	第2回指導者・母集団(保護者)講習会	中止	
1月17日(日)	前橋市スポーツ少年団優秀指導者・優良団員 表彰式	中止	
2月7日(日)	群馬県スポーツ少年団バドミントン交流大会	中止	
2月20日(土)	群馬県スポーツ少年団フェスティバル	中止	
2月20日(土)	群馬県スポーツ少年団功労者・優良単位団表彰式	中止	
3月10日(水)	市町村事務担当者会議	コロナウイルス感染症の影響によりリモート開催	
3月28日(日)	群馬県スポーツ少年団フィギュアスケート交流大会	ALSOK ぐんまアイスアリーナ	22
3月	第3回指導者・母集団(保護者)講習会	中止	

スポーツ行事

1 全国・関東大会（前橋市を主会場として開催した主な競技大会）

NO	開催状況	スポーツ大会／イベント名	期日	会場	参加者数(人)
1	中止	第21回KAIRINユネスコ杯国際親善ドッジボール選手権大会	4月4日(土)～5日(日)	ALSOKぐんまアリーナ	0
2	中止	第2回月刊バスケットボールカップU-12大会	5月3日(日)～5日(火)	ALSOKぐんまアリーナ	0
3	中止	第5回月刊バスケットボールCUP	5月3日(日)～5日(火)	ALSOKぐんまアリーナ	0
4	中止	第7回全日本トランポリン競技年齢別選手権大会	5月22日(金)～24日(日)	ヤマト市民体育館前橋	0
5	中止	第58回日本赤十字社東部ブロック体育大会C地区予選	5月23日(土)～24日(日)	登利平桃ノ木川グラウンド他3会場	0
6	開催	CJ2 XCC & XCE i n 前橋	11月14日(土)～15日(日)	岩神緑地オフロードコース	51
7	中止	第33回関東綱引選手権大会	6月6日(土)～7日(日)	ヤマト市民体育館前橋	0
8	開催	第44回日本クラブユースサッカー選手権(U-18)大会	12月25日(金)～30日(水)	コーエイ前橋フットボールセンター他4会場	1,200
9	中止	第69回関東聾学校バレーボール大会	7月21日(火)～23日(木)	ALSOKぐんまアリーナ	0
10	中止	関東M-T-M交流戦 i n 群馬2020	7月24日(金)～26日(日)	コーエイ前橋フットボールセンター	0
11	開催	第2回日本クラブユース女子サッカー大会(U-18)	1月9日(土)～17日(日)	コーエイ前橋フットボールセンター	800
12	開催	2020関東交流サッカー大会U-15、U-13	1月4日(月)～5日(火)	前橋総合運動公園群馬電工陸上競技・サッカー場 他5会場	118
13	中止	J C Y レディースサッカーフェスティバル2020	8月3日(月)～8日(土)	コーエイ前橋フットボールセンター	0
14	開催	2020 ADVANCE CUP U-13、U-14	8月9日(日)～10日(月) 8月22日(土)～23日(日)	前橋総合運動公園群馬電工陸上競技・サッカー場 他4会場	599
15	開催	第12回まえばしユースサッカー大会 U-16	8月10日(月)～13日(木)	前橋総合運動公園群馬電工陸上競技・サッカー場 他8会場	272
16	開催	2020 前橋 U-10 チャレンジ交流会	8月15日(土)	コーエイ前橋フットボールセンター	0
17	中止	第58回日本赤十字社東部ブロック病(産)院体育大会	8月29日(土)～30日(日)	登利平桃ノ木川グラウンド他4会場	0
18	中止	第44回東日本トランポリン競技選手権大会	9月4日(金)～6日(日)	ヤマト市民体育館前橋	0
19	中止	第24回国際交流サッカー大会(U-12)前橋市長杯	9月19日(土)～21日(月)	コーエイ前橋フットボールセンター	0
20	開催	第2回群馬シニアオープンサッカー大会	10月17日(土)～18日(日)	コーエイ前橋フットボールセンター	0
21	開催	第16回ジャパンカップチェックボール大会	10月24日(土)～25日(日)	防災の星野 日吉体育館	93
22	中止	2020年第3回日韓高校親善自転車競技大会	10月30日(金)～11月1日(日)	ヤマダグリーンドーム前橋	0
23	開催	令和2年度第6回関東高等学校新人自転車競技大会	10月30日(金)～11月1日(日)	ヤマダグリーンドーム前橋	243
24	中止	第12回日本オープン男女混合綱引大会	10月31日(土)～11月1日(日)	ヤマト市民体育館前橋	0
25	開催	JFA 第15回全日本0-70大会関東予選会	11月14日(土)～15日(日)	コーエイ前橋フットボールセンター	0
26	開催	高円宮杯JFA第32回全日本U-15サッカー選手権大会	12月12日(土)～20日(日)	コーエイ前橋フットボールセンター他	472
27	中止	第3回ころとんマスターズスイムミート	12月12日(土)～13日(日)	敷島公園水泳場	0
28	開催	第5回ライフラインカップバスケットボール大会	12月19日(土)～20日(日)	ヤマト市民体育館前橋	330
29	中止	第15回前橋市長杯ミニバスケットボール大会	12月19日(土)～20日(日)	ALSOKぐんまアリーナ	0
30	開催	2020 ALL GUNMA CUP U-12	12月19日(土)・20日(日)	前橋総合運動公園陸上競技・サッカー場他	1,230
31	中止	第3回前橋市長杯赤城山中学生剣道交流会	12月26日(土)～27日(日)	ヤマト市民体育館前橋	0
32	中止	第2回 CHALLENGE CUP U-12	12月27日(日)～28日(月)	前橋総合運動公園群馬電工陸上競技・サッカー場 他8会場	0
33	開催	2021ウィンターフェスティバルU13/U14	1月9日(土)～11日(月)	前橋総合運動公園群馬電工陸上競技・サッカー場 他5会場	303
34	中止	第5回関東小学生選抜ハンドボール大会	1月16日(土)～17日(日)	ヤマト市民体育館前橋	0
35	中止	第27回全日本チェックボール選手権大会	3月6日(土)～7日(日)	ヤマト市民体育館前橋	0
36	中止	第5回前橋市長杯第20回関東甲信越中学生選抜野球大会	3月20日(土)～21日(日)	宮城総合運動場 他9会場	0
37	開催	2021CHALLENGE CUP U-13餃子の王将杯	3月27日(土)～30日(火)	前橋総合運動公園 他21会場	1,800

合計 7,511

2 市内大会(共催大会)

大会名	期 日	会 場	参加者数 (人)
第 75 回実業軟式野球大会前橋市予選	3 月 22 日～5 月 6 日	前橋市民球場他	中止
第 49 回春季レディースバレーボール大会			中止
令和 2 年度前橋市卓球選手権大会			中止
令和 2 年度前橋市ソフトテニス大会			中止
第 61 回群馬県壮年軟式野球大会前橋市予選			中止
JA 群馬杯第 51 回群馬県少年学童軟式野球大会前橋市予選	7 月 4 日～7 月 19 日	敷島河川敷他	850
第 43 回前橋市小・中学生バドミントンダブルス大会			中止
第 37 回前橋市少年剣道大会			中止
第 9 回前橋市長杯ソフトバレーボール大会			中止
第 35 回前橋市長杯軟式野球大会	9 月 27 日～11 月 8 日	大胡総合運動公園 野球場	700
第 49 回前橋市少年少女ミニバスケットボール大会	10 月 17 日～10 月 18 日	マツ市民体育館前橋	420
第 39 回秋季ジュニアバレーボール選手権大会	11 月 21 日	宮 城 体 育 館	315
第 53 回前橋市内駅伝競走大会	12 月 5 日	前橋総合運動公園	435
第 53 回あかぎ南麓駅伝競走大会	12 月 13 日	大胡総合運動公園他	30

合 計 2,750

3 前橋・高崎連携事業スポーツ交流

前橋・高崎連携事業は、市民サービスの向上及び市民交流の促進等を目的に様々な事業に取り組んでいる。平成 11 年度から「スポーツ交流の促進」として、スポーツを通じて両市民の交流を図ることを目的に大会を開催している。

令和 2 年度は、下記の日程で開催予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催中止とした。

- ・大会名 前橋・高崎連携スポーツ交流 第 22 回レディースバレーボール大会
- ・開催予定期日 令和 3 年 2 月 28 日 (日) ※開催中止

4 前橋・渋川シティマラソン

本市と渋川市・吉岡町との連携により、市民参加型フルマラソンとして「前橋・渋川シティマラソン」を開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、開催中止となった。

- ・大会名 第7回 前橋・渋川シティマラソン
- ・開催予定日 令和2年4月19日（日）
- ・申込人数 5,135人

5 あかぎ大沼・白樺マラソン大会

スポーツ振興と赤城山観光資源の利用促進を図るため、雄大な赤城山の沼湖畔を舞台に昭和56年よりマラソン大会を開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、開催中止となった。

- ・大会名 第39回 あかぎ大沼・白樺マラソン大会
- ・開催予定日 令和2年8月30日（日）

6 まえばし赤城山ヒルクライム大会

少年から高齢者まで年齢に適した体力づくりと健康の増進、また赤城山を舞台に観光まちづくりとしての地域社会の発展を目的とし、ヒルクライム大会を開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、開催中止となった。

- ・大会名 第10回 まえばし赤城山ヒルクライム大会
- ・開催予定日 令和2年9月27日（日）

7 まえばしクリテリウム

「自転車のまち前橋」を標榜する前橋市において、平成28年度から「まえばしクリテリウム」を開催してきたが、市街地のコースでは交通規制時間の延長や大会規模の拡充が難しいことから、令和元年度第4回大会をもって中止となった。

8 前橋市民軽スポーツフェスティバル

本フェスティバルは、平成8年度第9回全国スポレク祭の開催を契機に、本市におけるスポーツ・レクリエーションの輪をさらに広め、市民一人ひとりの健全な余暇活動の推進と健康の保持増進を図ると共に、生涯スポーツの普及・振興を目的として開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、開催中止となった。

- ・大会名 第24回 前橋市民軽スポーツフェスティバル
- ・開催予定日 令和2年11月15日（日）

9 前橋ウォーキングジャンボリー

全国から歩く仲間を招き、前橋市の歴史や文化に触れ、健康で明るく「水と緑と詩のまち」を歩くことを目的としているが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、開催中止となった。

- ・大会名 第32回 前橋ウォーキングジャンボリー
- ・開催予定日 令和2年11月23日（日）

10 ぐんまマラソン

「走る・支える・応援する」・「自然・食・歴史文化」大会を大会コンセプトに、競技志向のランナーからファミリーでの参加するランナーまで、記録を「競い合う」だけでなく誰もが楽しめる大会として開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、開催中止となったが、代替イベントとして「ぐんまウェブマラソン2020」を実施した。

- ・大会名 第30回ぐんまマラソン
- ・主催 群馬県/前橋市/高崎市/上毛新聞社/（一財）群馬陸上競技協会
- ・開催予定日 令和2年11月3日（祝・火）
- ・会場 正田醤油スタジアム群馬（県立敷島公園内）

<代替イベント>

- ・イベント名 ぐんまウェブマラソン2020
- ・開催期間 令和2年11月3日（祝・火）～16日
- ・申込人数 3,964人

11 前橋シクロクロス大会

子どもからシニアまで誰もがサイクルスポーツの楽しさを実感できるとともに、本市の自転車競技の普及を図ることを目的として開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、開催中止となった。

- ・大会名 前橋シクロクロス大会
- ・開催予定日 第1戦：令和3年2月7日（日）
※当初、令和2年10月31日（土）に予定していたが延期とした。
第2戦：令和2年11月1日（日）
- ・会場 前橋市岩神緑地

12 スポーツ医科学講演会

スポーツ医科学に関する研修を通して、スポーツ傷害の早期発見、早期治療及びその予防と生涯スポーツの普及と啓発を図ることを開催趣旨とし、（公財）群馬県スポーツ協会との共催で「前橋市スポーツ医科学講演会」を実施しているが、和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、開催中止となった。

13 トップアスリートによるスポーツイベント

ザスパクサツ群馬の選手による、サッカーのテクニックや上達のポイントを動画で配信した。

- ・講師 ザスパクサツ群馬 選手 5人
（大前 元紀選手、天笠 泰輝選手、渡辺 広大選手、金城ジャスティン俊樹選手、松原 修平選手）

14 ときめきスポーツ婚活

軽スポーツを通じ、健康づくりと良縁の場を提供することを目的に「ときめきスポーツ婚活」を開催した。

- ・行事名 ときめきスポーツ婚活
- ・開催期日 令和3年1月30日（土）午後2時～午後5時30分
- ・会場 ヤマト市民体育館前橋 副競技場
- ・人数 男性 10人 女性 10人 計 20人
- ・内容 スポレックテニス、1対1のトークタイム・フリータイム
2組のカップルが成立

15 前橋スポーツコミッション事業

（1）共催イベント

1）2020年 第3回 日韓高校対抗自転車競技大会

日時：令和2年10月30日（金）～11月1日（日）

会場：ヤマダグリーンドーム前橋

海外参加国：韓国

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

2）第24回 国際交流サッカー大会U-12前橋市長杯

日時：令和2年9月19日（土）・20日（日）・21日（月・祝）

会場：コーエィ前橋フットボールセンター（下増田町）ほか

海外参加国：オーストラリア、大韓民国から2チーム、タイ王国から3チームを招聘し、合計64チームで開催を予定していた。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

（2）オリンピック等事前キャンプ地誘致活動

ホストタウン登録国（ハンガリー、スリランカ、コロンビア、ベラルーシ、南スーダン）及びベルギーと東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の直前キャンプ誘致に向けて、以下のとおり様々な誘致活動、各種調整等を行った。

1) ハンガリー国

- ・延期後の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う、事前キャンプ等の調整を行った。

2) スリランカ民主社会主義共和国

- ・昨年度と同様に千葉県山武市、岐阜県羽島市とともに延期後の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う、事前キャンプ等の調整を行った。また、ダンミカ駐日スリランカ大使のご逝去に伴い、弔電を送付した。

3) コロンビア共和国

- ・延期後の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う、事前キャンプ等の調整を行った。

4) ベラルーシ共和国

- ・延期後の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う、事前キャンプ等の調整を行った。

5) 南スーダン共和国

- ・南スーダン共和国陸上競技選手団長期キャンプ受入れ事業
期 日：令和元年11月14日（木）～ 継続実施中
受入れ人数：指導者1名、選手4名 計5名

ホロック・ジヨセフ・レンジオ・トビア	男性・60歳	指導者
モリス・ルシア・ウィリアム・カロ	女性・20歳	100m、200m
グエム・アブラハム・マジック・マテット	男性・21歳	1500m
アケーン・ジヨセフ・アケーン・アケーン	男性・19歳	400m、400mハードル
クティヤン・マイケル・マチュク・ティン	男性・30歳	100m（パラ）

主な活動実績

- ・各競技大会及びイベント参加実績
 - 令和2年7月18・19日 群馬県陸上競技選手権大会
 - 令和2年7月25日 群馬県陸上競技記録会
 - 令和2年8月1・2・8日 U15ジュニア陸上教室
 - 令和2年8月23日 あかぎ大沼バーチャルトライアル令和2年
 - 令和2年8月30日 令和2年夏季強化記録会
 - 令和2年9月6日 第1回 高崎経済大学記録会
 - 令和2年9月22・23・24日 第35回 国公立大学対抗陸上競技大会
 - 令和2年10月31日 赤城山ARヒルクライム
 - 令和3年3月20・21日 第32回 日本パラ陸上競技選手権大会
- ・交流事業（学校訪問）実績
 - 令和2年7月1日 あおいこども園
 - 令和2年9月28日 荒砥中学校体育大会
 - 令和2年9月30日 明和幼稚園
 - 令和2年10月20日 春日中学校体育大会
 - 令和2年11月11・18日 群馬大学共同教育学部附属小学校
 - 令和2年11月25日 荒砥中学校
 - 令和3年3月17日 市立前橋高校
- ・各種マスコミ掲載記事等（令和3年2月28日現在）
 - 国内新聞（雑誌・ネット記事等含む） 136件
 - テレビ放映 36件
 - 海外メディア 6件
 - 東京2020オリンピック競技大会公式記録映画撮影 6回

6) ベルギー王国 ※ホストタウン登録なし

- ・延期後の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う、事前キャンプ等の調整を行った。

(3) その他

令和3年3月30日（火）に開催された東京オリンピック群馬県聖火リレーにおいて、セレブレーション実施における様々なサポートを行った。

16 令和2年度前橋市民スポーツ祭実施状況

No.	競技(大会名)		開催期日	会場	備考	人数
	総合開会式(スポーツの祭典)		11月20日	前橋テルサ		—
1	野球	町内対抗	8月9日～9月1日	グレースイン前橋市民球場ほか	実施	510人
2	水泳		8月1日	大渡温水プール	中止	—
3	陸上競技		9月20日	前橋総合運動公園群馬電工陸上競技場	実施	587人
4	バレーボール	ソフトバレー	8月30日	ヤマト市民体育館前橋	中止	—
		実業団・クラブ	9月27日	宮城体育館	中止	—
		中学生	9月13日・20日	ヤマト市民体育館前橋	実施	570人
		レディース	11月1日	ヤマト市民体育館前橋	実施	660人
5	バスケットボール	一般	8月22日・23日・30日	ヤマト市民体育館前橋	中止	—
		ミニバス	10月17日・18日		中止	—
6	サッカー	ジュニア～シニア	7月下旬～9月22日	コーエィ前橋フットボールセンター	実施	350人
7	バドミントン	町別対抗	5月17日・11月23日	ヤマト市民体育館前橋	中止	—
		ダブルス	10月25日		中止	—
8	山岳	秋の市民登山	10月25日	近郊の山岳	実施	28人
9	ソフトボール	一般男女 小中学生	9月6日～10月25日	登利平 桃ノ木川グラウンドほか	実施	680人
10	卓球	個人	10月24日	ヤマト市民体育館前橋	実施	502人
		団体	2月7日	ヤマト市民体育館前橋	中止	—
11	テニス	ダブルス	5月9日～5月30日	前橋総合運動公園Gスポーツ	中止	—
		シングルス	9月19日～10月11日	テニスコート	実施	428人
12	ソフトテニス	中学生学年別大会	8月17日・19日	前橋総合運動公園Gスポーツ	中止	—
		秋季大会	9月20日	ニスコート、Gスポーツ三保テニスコート	実施	72人
13	柔道		10月18日	ヤマト市民体育館前橋	中止	—
14	剣道		10月4日	ヤマト市民体育館前橋	中止	—
15	弓道	高校、一般の部	9月5日、10月11日	ヤマト市民体育館前橋弓道場	実施	259人
16	空手道		9月27日	ALSOKぐんま武道館	中止	—
17	ウェイトリフティング		11月8日	ヤマト市民体育館前橋	実施	73人
18	アマチュア自転車		9月26日・27日	ヤマダグリーンドーム前橋	実施	57人
19	サイクリング		4月19日	利根川サイクリングロード・白井宿	中止	—
			6月21日	サイクルトレイン	中止	—
			10月25日	群馬の森	中止	—
			11月22日	華蔵寺公園・大室公園	中止	—
20	フォークダンス		7月26日	ヤマト市民体育館前橋	中止	—
21	スキー		1月26日	かたしな高原スキー場	中止	—
22	スケート		3月2日	ALSOKぐんまアイスアリーナ	中止	—
23	フェンシング		12月5日～6日	ヤマト市民体育館前橋	中止	—
24	ボウリング		10月4日	エメラルドボウル	実施	50人
25	ラグビーフットボール	一般	3月21日・28日	敷島緑地ラグビー場	中止	—
		高校			中止	—
26	アーチェリー		9月27日	前橋工科大学多目的グラウンド	中止	—
27	体操	中学生	9月26日・27日	ヤマト市民体育館前橋	実施	110人
		小学生	11月7日・8日		中止	—
28	ゴルフ		7月26日～10月11日	前橋ゴルフ場ほか	中止	—
29	オリエンテーリング		11月15日	赤城青少年交流の家	中止	—
30	ゲートボール		9月27日	幸始園	実施	106人
31	ハンドボール		9月21日	ヤマト市民体育館前橋	実施	215人
32	シュックボール		11月8日	若宮第2公園	中止	—
33	アマチュアレスリング		2月27日	ヤマト市民体育館前橋	中止	—
34	合気道	演武会	11月8日	ヤマト市民体育館前橋	中止	—
35	グラウンドゴルフ		7月12日	北部運動場	中止	—
36	インディアカ		6月28日	ヤマト市民体育館前橋	中止	—
37	太極拳		7月5日	ヤマト市民体育館前橋	中止	—
38	トライアスロン		8月	群馬大学プール及び周辺道路	中止	—
39	トランポリン		6月14日	ヤマト市民体育館前橋	中止	—

参加者合計

5,257人

17 スポーツ教室事業

指定管理施設を有効かつ適正に管理するため、市民が誰でも生涯を通じて「いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しみながら、健康体力づくりの推進、生涯スポーツ社会の実現」を目的に各種教室を実施した。

ア スポーツ教室（総合計：331コース）【前年度比：22コース増】

（総合計：331コース 開催146コース 中止185コース）

【会場：市民体育館】（合計：83コース 開催47コース 中止36コース）

競技団体講師（24コース：開催11コース 中止13コース）								
No.	教室名	内容	コース数	回数	期 日	参 加 者		
						定 員	受付人員	延 人 員
1	中学生柔道	柔道の技術の向上	1	2	5/16 ・ 5/23	100	中止	—
2	トランポリン	基礎技術の体得	2	4	6/17 ～ 7/8	20	中止	—
					11/4 ～ 11/25	20	中止	—
3	バドミントン(午前)	基礎技術の体得・向上及びゲーム	3	8	5/12 ～ 6/9	40	中止	—
					9/24 ～ 10/22	40	10	75
4	バドミントン(夜間)		3	6	1/7 ～ 3/2	40	13	90
					6/11 ～ 7/7	40	中止	—
					11/5 ～ 12/3	40	26	161
					2/25 ～ 3/23	40	15	90
5	小学生バドミントン	基礎技術の体得及びゲーム	1	4	8/4 ～ 8/7	40	35	133
6	初心者弓道	弓道の作法、射法八節、競技、その他弓道に必要な知識を学ぶ	1	8	6/2 ～ 6/25	30	中止	—
7	フォークダンス	レクリエーションや運動会で踊る曲	1	8	5/13 ～ 7/1	30	中止	—
8	空手道	空手道の初歩・応用技術、護身術、礼儀作法	1	5	5/12 ～ 6/9	30	中止	—
9	小・中学生卓球	基礎技術の習得及びゲーム	3	8	4/8 ～ 6/10	20	中止	—
					8/26 ～ 10/21	20	16	120
					1/13 ～ 3/10	20	中止	—
10	卓 球	基礎技術の習得及びゲーム	3	8	4/22 ～ 6/5	20	中止	—
					9/2 ～ 10/7	20	20	142
					1/6 ～ 2/10	20	20	147
11	新 卓 球	基礎技術の習得及びゲーム	3	8	6/19 ～ 7/15	20	中止	—
					10/30 ～ 11/27	20	18	127
					2/17 ～ 3/24	20	17	129
12	スポーツ吹矢初心者	吹矢の基礎動作の習得	1	5	9/16 ～ 10/21	20	3	6
13	レスリング	レスリングの技術の向上	1	2	2/27 ～ 3/13	100	中止	—
外部講師（59コース：開催36コース 中止23コース）								
No.	教室名	内容	コース数	回数	期 日	参 加 者		
						定 員	受付人員	延 人 員
14	幼 児 体 育	マット運動、跳び箱運動、ボール運動、ごっこ遊び等	6	10	5/13 ～ 7/15	30	中止	—
					9/2 ～ 11/11	30	中止	—
					1/13 ～ 3/17	30	17	161
					5/15 ～ 7/17	30	中止	—
					9/4 ～ 11/6	30	中止	—
					1/15 ～ 3/26	30	23	220

No.	教室名	内容	コース数	回数	期 日	参加者		
						定 員	受付人員	延 人 員
15	のびのびストレッチ (水 曜)	ストレッチ体操	6	10	4/8 ~ 6/24	40	中止	—
					9/2 ~ 11/11	40	27	242
					1/13 ~ 3/17	40	19	174
	のびのびストレッチ (金 曜)				4/24 ~ 6/26	40	中止	—
					9/4 ~ 11/6	40	16	143
					1/15 ~ 3/26	40	16	140
16	エアロビクス	エアロビクスダンス・ストレッチ	3	10	5/8 ~ 7/10	40	中止	—
					9/4 ~ 11/6	40	15	138
					8 1/15 ~ 3/26	40	16	130
17	キ ッ ド ビ ク ス	いろいろなリズムに合わせて楽しく体を動かす。	2	10	5/14 ~ 7/16	40	中止	—
					9/3 ~ 11/5	40	9	78
18	初心者太極拳(午前)	太極拳の呼吸法及び基本動作の習得	3	10	4/9 ~ 6/25	60	中止	—
					9/10 ~ 11/19	60	36	308
					8 1/7 ~ 3/18	60	39	337
19	初心者太極拳(午後)	太極拳の呼吸法及び基本動作の習得	3	10	5/12 ~ 7/14	60	中止	—
					9/1 ~ 11/17	60	25	209
					6 1/5 ~ 3/23	60	25	205
20	経 験 者 太 極 拳	太極拳の呼吸法及び基本動作の向上	3	10	4/21 ~ 6/30	60	中止	—
					9/8 ~ 12/8	60	58	523
					6 12/15 ~ 3/16	60	53	481
21	24 式 太 極 拳 後 半	太極拳24式後半の習得	3	10	5/13 ~ 7/15	40	中止	—
					9/2 ~ 11/11	40	14	117
					7 1/13 ~ 3/17	40	9	83
22	リフレッシュヨーガ	ヨーガの中に酸素運動とアロマを取り入れ、より身体機能の効果を高める。	3	10	4/14 ~ 6/23	60	中止	—
					9/1 ~ 11/17	60	32	289
					6 1/5 ~ 3/23	60	37	336
23	ヨ ガ	ヨーガ・ピラティス・ウォーキング・関節エクササイズ等で身体のコンディショニングを整える。	3	10	4/24 ~ 6/26	40	中止	—
					9/4 ~ 11/6	40	20	155
					8 1/15 ~ 3/26	40	20	159
24	ビ ュ ー テ ィ ー エ ク サ サ イ ズ	ストレッチをはじめ、毎回色々(ウォーキング・軽エアロ・ピラティス等)な運動を取り入れ太りづらい身体づくり。	3	10	4/14 ~ 6/23	60	中止	—
					9/1 ~ 11/17	60	27	233
					6 1/5 ~ 3/23	60	20	177
25	アロマフィットネス	有酸素運動とアロマを取り入れ、より身体機能の効果を高める。	3	10	4/8 ~ 6/24	40	中止	—
					9/2 ~ 11/11	40	11	86
					7 1/13 ~ 3/17	40	10	92
26	ピラティス(午後)	有酸素運動と筋肉(インナーマッスル)トレーニングによりバランスのとれたしなやかな身体づくり。	3	10	4/16 ~ 6/25	60	中止	—
					9/3 ~ 11/5	60	24	197
					7 1/7 ~ 3/18	60	27	244
27	ピラティス(夜間)	有酸素運動と筋肉(インナーマッスル)トレーニングによりバランスのとれたしなやかな身体づくり。	2	10	9/1 ~ 11/17	60	中止	—
					6 9/1 ~ 12/1	60	13	113
28	コンディショニング & ス ト レ ッ チ	ストレッチを基本に、簡単な有酸素運動を取り入れ身体向上を図る。	2	10	5/14 ~ 7/16	40	中止	—
					9/3 ~ 11/5	40	14	114
29	Z U M B A (ズンバ)	ラテン系の音楽とダンスを融合し脂肪の燃焼と筋力強化を高める。	3	10	5/14 ~ 7/16	40	中止	—
					9/3 ~ 11/5	40	22	168
					7 1/7 ~ 3/18	40	21	167
30	小学生室内サッカー	サッカー基礎練習、ゲーム等	2	8	4/8 ~ 6/24	30	中止	—
					9/30 ~ 11/25	30	29	218
31	ダイエットトレーニング	太らない体質づくりを目的としたトレーニング	3	10	5/12 ~ 7/14	40	中止	—
					9/1 ~ 11/17	40	37	311
					6 1/5 ~ 3/23	40	24	202
32	健 康 た い そ う	ウォーキング、ダンベル体操、ストレッチ体操	3	10	4/16 ~ 6/25	40	中止	—
					9/3 ~ 11/5	40	36	343
					7 1/7 ~ 3/18	40	28	261
合 計						3,490	1,062	8,774

【会場：王山運動場】（合計：2コース 開催1コース 中止1コース）

競技団体講師								
No.	教室名	内容	コース数	回数	期 日	参 加 者		
						定 員	受付人員	延 人 員
1	小学生陸上	短距離走、走り幅跳び、ソフトボール投げ、ハードル走、持久走等の基礎ドリル及び記録測定	2	10	4/24 ～ 6/26	40	中止	—
					9/18 ～ 12/25	40	36	264
合 計						80	36	264

【会場：三俣テニスコート】（合計：1コース）

競技団体講師								
No.	教室名	内容	コース数	回数	期 日	参 加 者		
						定 員	受付人員	延 人 員
1	小中学生ソフトテニス	ソフトテニスの基本（ボールなれからゲームの進め方まで）	1	3	7/12 ～ 8/1	60	44	102
合 計						60	44	102

【会場：前橋フットボールセンター】（合計：2コース 開催1コース 中止1コース）

競技団体講師								
No.	教室名	内容	コース数	回数	期 日	参 加 者		
						定 員	受付人員	延 人 員
1	小学生サッカー	基礎体力づくり、基礎練習、ゲーム等	2	10	4/9 ～ 6/18	20	中止	—
					9/3 ～ 11/12	20	5	49
合 計						40	5	49

【会場：市民プール】（合計：2コース 開催1コース 中止1コース）

職員指導（1コース：中止1コース） 外部講師（1コース：開催1コース）								
No.	教室名	内容	コース数	回数	期 日	参 加 者		
						定 員	受付人員	延 人 員
1	逆上がり	逆上がり技術の習得	1	3	11/18 ～ 11/20	20	中止	—
2	気功	気功の呼吸法及び基本動作の習得	1	10	1/15 ～ 3/19	30	7	57
合 計						50	7	57

【会場：大渡温水プール・トレーニングセンター】（合計：114コース 開催39コース 中止75コース）

外部講師								
No.	教室名	内容	コース数	回数	期 日	参 加 者		
						定 員	受付人員	延 人 員
1	水泳一般火曜日	水慣れからクロール・平泳ぎで25m未満泳げる程度の初級講習	3	8	5/12 ～ 6/30	30	中止	—
					10/6 ～ 12/1	30	中止	—
					1/19 ～ 3/16	30	中止	—
2	水泳レディース水曜日		3	8	5/13 ～ 7/1	30	中止	—
					10/7 ～ 12/2	30	中止	—
					1/20 ～ 3/10	30	中止	—

No.	教室名	内 容	コース数	回数	期 日	参 加 者		
						定 員	受付人員	延 人 員
3	水泳親子金曜日	水慣れからクロール・平泳ぎで25m未満泳げる程度の初級講習	3	8	5/8 ~ 6/26	10	中止	—
					10/2 ~ 11/20	10	中止	—
					1/15 ~ 3/12	10	中止	—
4	水泳高年者月曜日		3	8	5/11 ~ 6/29	30	中止	—
					10/5 ~ 11/30	30	中止	—
					1/18 ~ 3/8	30	中止	—
5	水泳高年者火曜日		3	8	5/12 ~ 6/30	30	中止	—
					10/6 ~ 12/1	30	中止	—
					1/19 ~ 3/16	30	中止	—
6	水泳一般夜間水曜日		3	8	5/13 ~ 7/1	30	中止	—
					10/7 ~ 12/2	30	中止	—
					1/20 ~ 3/10	30	中止	—
7	水泳一般金曜日		3	8	5/8 ~ 6/26	30	中止	—
					10/2 ~ 11/20	30	中止	—
					1/15 ~ 3/12	30	中止	—
8	水泳小学生月曜日	3	8	5/11 ~ 6/29	50	中止	—	
				10/5 ~ 11/30	50	中止	—	
				1/18 ~ 3/8	50	中止	—	
9	水泳小学生火曜日	3	8	5/12 ~ 6/30	50	中止	—	
				10/6 ~ 12/1	50	中止	—	
				1/19 ~ 3/16	50	中止	—	
10	水泳小学生水曜日	3	8	5/13 ~ 7/1	50	中止	—	
				10/7 ~ 12/2	50	中止	—	
				1/20 ~ 3/10	50	中止	—	
11	水泳小学生金曜日	3	8	5/8 ~ 6/26	50	中止	—	
				10/2 ~ 11/20	50	中止	—	
				1/15 ~ 3/12	50	中止	—	
12	水泳年長～2年生月曜日	3	8	5/11 ~ 6/29	40	中止	—	
				10/5 ~ 11/30	40	中止	—	
				1/18 ~ 3/8	40	中止	—	
13	水泳年長～2年生火曜日	3	8	5/12 ~ 6/30	40	中止	—	
				10/6 ~ 12/1	40	中止	—	
				1/19 ~ 3/16	40	中止	—	
14	水泳年長～2年生水曜日	3	8	5/13 ~ 7/1	40	中止	—	
				10/7 ~ 12/2	40	中止	—	
				1/20 ~ 3/10	40	中止	—	
15	水泳年長～2年生金曜日	3	8	5/8 ~ 6/26	40	中止	—	
				10/2 ~ 11/20	40	中止	—	
				1/15 ~ 3/12	40	中止	—	
16	水泳小学生土曜日	3	8	5/9 ~ 6/27	50	中止	—	
				10/3 ~ 11/21	50	中止	—	
				1/16 ~ 3/6	50	中止	—	
17	水泳バタフライ月曜日	3	8	5/11 ~ 6/29	30	中止	—	
				10/5 ~ 11/30	30	中止	—	
				1/18 ~ 3/8	30	中止	—	
18	水泳平泳ぎ水曜日	3	8	5/13 ~ 7/1	30	中止	—	
				10/7 ~ 12/2	30	中止	—	
				1/20 ~ 3/10	30	中止	—	
19	水泳中級者金曜日	3	8	5/8 ~ 6/26	30	中止	—	
				10/2 ~ 11/20	30	中止	—	
				1/15 ~ 3/12	30	中止	—	
20	健康温水プール浴	3	8	5/11 ~ 6/29	30	中止	—	
				10/5 ~ 11/30	30	中止	—	
				1/18 ~ 3/8	20	13	98	
21	アクアビクス火曜日	3	8	5/12 ~ 6/30	30	中止	—	
				10/6 ~ 12/1	30	中止	—	
				1/12 ~ 3/9	20	8	55	

No.	教室名	内 容	コース数	回数	期 日	参 加 者		
						定 員	受付人員	延 人 員
22	アクアビクス金曜日	水の抵抗を利用したエアロビクス運動	3	8	5/8 ~ 6/26	30	中止	—
					10/2 ~ 11/20	30	中止	—
					1/15 ~ 3/19	20	11	76
23	ヨ ガ 火 曜 日		4	10	4/7 ~ 6/23	40	中止	—
					7/7 ~ 9/29	30	24	209
					10/6 ~ 12/22	30	28	243
					1/5 ~ 3/16	30	29	253
24	ヨ ガ 水 曜 日	腹式によるポーズ・瞑想	4	10	4/8 ~ 7/1	40	中止	—
					7/8 ~ 9/23	30	21	175
					10/7 ~ 12/23	30	28	204
					1/6 ~ 3/10	30	20	164
25	ヨ ガ 金 曜 日		4	10	4/10 ~ 6/12	40	中止	—
					7/3 ~ 9/18	30	23	184
					10/2 ~ 12/4	30	29	219
					1/15 ~ 3/26	30	20	167
26	ヨ ガ 土 曜 日		4	10	4/11 ~ 6/13	40	中止	—
					7/4 ~ 9/12	30	25	203
					10/3 ~ 12/12	30	30	223
					1/9 ~ 3/13	30	28	244
27	ベ リ ー ダ ン ス	ベリーダンスの基本動作の習得	4	10	4/13 ~ 6/22	30	中止	—
					7/6 ~ 9/28	30	14	105
					10/5 ~ 12/14	30	18	147
					1/18 ~ 3/22	30	23	176
28	ピ ラ テ ィ ス	ピラティスで身体の再生	4	10	4/10 ~ 6/26	40	中止	—
					7/3 ~ 9/25	30	28	212
					10/2 ~ 12/4	30	28	194
					1/15 ~ 3/26	30	17	138
29	エ ア ロ ビ ク ス	エアロビクスダンス・ストレッチ	4	10	4/13 ~ 6/22	40	中止	—
					7/6 ~ 9/28	30	25	222
					10/5 ~ 12/14	30	33	286
					1/18 ~ 3/22	30	26	277
30	ジャズヒップホップダンス	ジャズヒップホップダンス・ストレッチ	4	10	4/8 ~ 7/1	30	中止	—
					7/15 ~ 9/23	30	15	135
					10/7 ~ 12/16	30	16	148
					1/6 ~ 3/10	30	17	134
31	太 極 拳 (午後)	太極拳の呼吸法及び基本動作の習得	4	10	4/7 ~ 6/23	30	中止	—
					7/7 ~ 9/29	30	23	187
					10/6 ~ 12/15	30	29	231
					1/5 ~ 3/16	30	26	219
32	太 極 拳 (夜間)		4	10	4/7 ~ 6/23	30	中止	—
					7/7 ~ 9/29	30	12	100
					10/6 ~ 12/15	30	12	98
					1/5 ~ 3/16	30	11	76
33	フ ラ ダ ン ス	フラダンスの基本動作の習得	4	10	4/8 ~ 7/1	30	中止	—
					7/8 ~ 9/23	30	15	89
					10/7 ~ 12/16	30	22	171
					1/6 ~ 3/10	30	22	189
34	コ ア ダ ン ス	コアダンス・ストレッチ	4	10	4/10 ~ 6/12	40	中止	—
					7/3 ~ 9/18	30	25	192
					10/2 ~ 12/4	30	29	250
					1/15 ~ 3/26	30	28	236
合 計						3,820	851	6,929

【会場：六供温水プール】（合計：14コース 開催8コース 中止6コース）

外部講師								
No.	教室名	内容	コース数	回数	期 日	参加者		
						定 員	受付人員	延 人 員
1	温水フィットネス（火曜）	水中運動・ウォーキング・ストレッチ	3	8	4/7 ～ 6/2	30	中止	—
					9/8 ～ 12/15	25	22	151
					1/5 ～ 3/16	25	21	142
2	温水フィットネス（水曜）	水中運動・ウォーキング・ストレッチ	3	8	4/8 ～ 6/10	30	中止	—
					9/9 ～ 12/9	25	25	167
					1/6 ～ 3/17	25	21	148
3	プールサイドヨガ	プールの室温を利用したヨガ運動	3	8	4/9 ～ 6/11	30	中止	—
					9/10 ～ 12/10	25	21	144
					1/7 ～ 3/25	25	22	144
4	アクアビクス	水中におけるエアロビクス運動	3	8	4/10 ～ 6/5	30	中止	—
					9/11 ～ 12/11	25	21	134
					1/15 ～ 3/26	30	32	138
5	初級者水泳	水慣れ、クロールで25m、その他の泳法を取得	2	8	4/8 ～ 6/10	25	中止	—
					9/9 ～ 12/9	25	中止	—
合 計						375	185	1,168

【会場：六供町コミュニティクラブ】（合計：15コース 開催11コース 中止4コース）

外部講師								
No.	教室名	内容	コース数	回数	期 日	参加者		
						定 員	受付人員	延 人 員
1	アロマフィットネスヨガ（水曜日）		4	10	4/8 ～ 6/24	50	中止	—
					7/8 ～ 9/16	40	36	299
					10/7 ～ 12/9	40	36	282
					1/6 ～ 3/24	40	29	232
2	アロマフィットネスヨガ（金曜日）	アロマと有酸素運動を取り入れたヨガ運動	4	10	4/10 ～ 6/19	50	中止	—
					7/10 ～ 9/25	40	38	287
					10/9 ～ 12/11	40	36	303
					1/15 ～ 3/26	40	28	229
3	アロマフィットネスヨガ（土曜日）		4	10	4/11 ～ 6/20	50	中止	—
					7/11 ～ 9/19	40	36	269
					10/10 ～ 12/12	40	36	264
					1/9 ～ 3/27	40	30	247
4	キッズダンス	小学生低学年を対象としたリズムダンス	3	8	4/10 ～ 6/5	30	中止	—
					10/9 ～ 11/27	30	22	155
					1/15 ～ 3/19	30	28	201
合 計						600	355	2,768

【会場：宮城体育館】（合計：3コース 中止3コース）

外部講師								
No.	教室名	内容	コース数	回数	期 日	参加者		
						定 員	受付人員	延 人 員
1	中学生剣道	剣道の技術の向上	1	2	8/17 ～ 8/18	150	中止	—
2	中学生卓球	卓球の技術の向上	1	2	7/28 ～ 7/29	100	中止	—
3	中学生バレーボール	バレーボールの技術の向上	1	2	8/4 ～ 8/5	150	中止	—
合 計						400	0	0

【会場：前橋総合運動公園コミュニティプール】（合計：84コース 開催29コース 中止55コース）

外部講師								
No.	教室名	内容	コース数	回数	期 日	参加者		
						定 員	受付人員	延 人 員
1	水泳中級水曜日		3	8	4/15 ~ 6/17	15	中止	—
					10/7 ~ 12/9	15	中止	—
					1/13 ~ 3/10	15	中止	—
2	水泳初級一般金曜日		3	8	4/17 ~ 6/5	15	中止	—
					10/9 ~ 11/27	15	中止	—
					1/15 ~ 3/5	15	中止	—
3	水泳初心・初級一般月曜日		3	8	4/13 ~ 6/8	30	中止	—
					10/5 ~ 11/30	20	中止	—
					1/18 ~ 3/8	20	中止	—
4	水泳初心・初級レディース水曜日		3	8	4/15 ~ 6/17	30	中止	—
					10/7 ~ 12/9	20	中止	—
					1/13 ~ 3/10	20	中止	—
5	水泳初級一般木曜日		3	8	4/16 ~ 6/11	30	中止	—
					10/8 ~ 11/26	20	中止	—
					1/14 ~ 3/11	20	中止	—
6	水泳初級一般金曜日	泳力がクロールで25m未満の水慣れの初心・初級から25m以上泳げる中級講習	3	8	4/17 ~ 6/5	30	中止	—
					10/9 ~ 11/27	20	中止	—
					1/15 ~ 3/5	20	中止	—
7	水泳年長・2年生月曜日		3	8	4/13 ~ 6/8	40	中止	—
					10/5 ~ 11/30	20	中止	—
					1/18 ~ 3/8	20	中止	—
8	水泳年長・2年生水曜日		3	8	4/15 ~ 6/17	40	中止	—
					10/7 ~ 12/9	20	中止	—
					1/13 ~ 3/10	20	中止	—
9	水泳年長・2年生木曜日		3	8	4/16 ~ 6/11	40	中止	—
					10/8 ~ 11/26	20	中止	—
					1/14 ~ 3/11	20	中止	—
10	水泳年長・2年生金曜日		3	8	4/17 ~ 6/5	40	中止	—
					10/9 ~ 11/27	20	中止	—
					1/15 ~ 3/5	20	中止	—
11	水泳小学生月曜日		3	8	4/13 ~ 6/8	50	中止	—
					10/5 ~ 11/30	20	中止	—
					1/18 ~ 3/8	20	中止	—
12	水泳小学生水曜日		3	8	4/15 ~ 6/17	50	中止	—
					10/7 ~ 12/9	20	中止	—
					1/13 ~ 3/10	20	中止	—
13	水泳小学生木曜日	水慣れからクロール・平泳ぎで25m未満泳げる程度の初級者講習	3	8	4/16 ~ 6/11	50	中止	—
					10/8 ~ 11/26	20	中止	—
					1/14 ~ 3/11	20	中止	—
14	水泳小学生金曜日		3	8	4/17 ~ 6/5	50	中止	—
					10/9 ~ 11/27	20	中止	—
					1/15 ~ 3/5	20	中止	—
15	アクアビクス	水中におけるエアロビクス運動	3	8	4/27 ~ 6/22	30	中止	—
					10/12 ~ 12/7	20	中止	—
					1/25 ~ 3/15	20	11	82
16	健康温水プール浴	水中運動・ウォーキング・ストレッチ	3	8	4/16 ~ 6/11	30	中止	—
					10/15 ~ 12/3	20	中止	—
					1/14 ~ 3/11	20	9	64
17	ヨガ月曜日（午前）	腹式によるポーズ・瞑想	4	10	4/13 ~ 6/22	60	中止	—
					6/29 ~ 9/14	60	42	335
					10/5 ~ 12/14	40	39	343
					1/18 ~ 3/22	40	42	362

No.	教室名	内 容	コース数	回数	期 日	参 加 者		
						定 員	受付人員	延 人 員
18	ヨガ月曜日（午後）	腹式によるポーズ・瞑想	4	10	4/13 ～ 6/22	60	中止	—
					6/29 ～ 9/14	60	28	255
					10/5 ～ 12/14	40	25	211
					1/18 ～ 3/22	40	26	227
19	やさしいヨガ	運動不足解消の一助とした軽運動ヨガ	4	10	4/9 ～ 6/18	60	中止	—
					6/25 ～ 9/17	60	38	300
					10/8 ～ 12/10	40	39	325
					1/7 ～ 3/18	40	25	200
19	ピラティス	インナーマッスルトレーニング	4	10	4/13 ～ 6/22	40	中止	—
					6/29 ～ 9/14	40	37	295
					10/5 ～ 12/14	40	39	330
					1/18 ～ 3/22	40	38	311
20	エアロビクス水曜日		4	10	4/8 ～ 6/24	40	中止	—
					7/8 ～ 9/16	40	36	293
					10/7 ～ 12/23	40	38	324
					1/13 ～ 3/24	40	31	274
21	エアロビクス水曜日 （夜間）	エアロビクスダンス・ストレッチ	4	10	4/8 ～ 6/24	40	中止	—
					7/8 ～ 9/16	40	16	116
					10/7 ～ 12/23	40	15	128
					1/13 ～ 3/24	40	16	123
22	エアロビクス金曜日		4	10	4/17 ～ 6/19	40	中止	—
					7/3 ～ 9/18	40	31	253
					10/9 ～ 12/11	40	35	278
					1/15 ～ 3/26	40	24	207
23	太 極 拳	太極拳の呼吸法及び基本動作の習得	4	10	4/9 ～ 6/18	40	中止	—
					6/25 ～ 9/17	40	35	287
					10/8 ～ 12/10	40	37	319
					1/7 ～ 3/18	40	27	261
24	太 極 拳 （夜間）		4	10	4/9 ～ 6/18	40	中止	—
					6/25 ～ 9/17	40	26	219
					10/8 ～ 12/10	40	32	260
					1/7 ～ 3/18	40	22	176
合 計						2,750	859	7,158

【会場：前橋総合運動公園テニスコート】（合計：10コース 開催8コース 中止2コ

外部講師								
No.	教室名	内 容	コース数	回数	期 日	参 加 者		
						定 員	受付人員	延 人 員
1	テニス水・金曜日		2	6	4/8 ～ 4/15	30	17	30
					11/6 ～ 11/25	30	16	79
2	テニス土曜日	テニスの基本（ボールなれからゲームの進め方まで）	4	6	4/4 ～ 4/11	60	55	96
					7/18 ～ 9/5	60	50	237
					10/3 ～ 11/21	60	58	275
					1/9 ～ 2/20	60	50	242
3	テニス小学生夏休み水・金曜日		1	6	7/22 ～ 8/12	45	中止	—
4	テニス平日ナイター		3	6	5/28 ～ 6/15	30		
					8/27 ～ 9/14	30	16	81
					10/1 ～ 10/22	30	21	104
合 計						435	283	1,144

【会場：前橋総合運動公園陸上競技場】（合計1コース 中止1コース）

競技団体講師								
No.	教室名	内容	コース数	回数	期 日	参加者		
						定員	受付人員	延人員
1	小学生陸上土曜日	陸上の基本	1	3	4/11 ~ 4/25	100	中止	—
合 計						100	0	0
総 合 計						12,200	3,687	28,413

【※延人員前年度比 △48,607人】

(1) 三俣・王山テニスコート定期練習会（1コース）

No.	講習会名	内容	コース数	回数	期 日	参加状況		
						定員	受付人員	延人員
1	三俣・王山テニスコート定期練習会	テニスの普及振興及び生涯スポーツの推進	1		4/1 ~ 3/31	250	142	—
合 計						250	142	0

(2) 指導者講習会（1コース）

子供会育成団体代表者を対象にラジオ体操の普及及び実技指導講習会をヤマト市民体育館前橋にて実施し、ラジオ体操カードを配布した。

No.	講習会名	内容	コース数	回数	期 日	参加状況		
						対象地区	申込地区	延人員
1	ラジオ体操指導者講習会	ラジオ体操の普及及び実技講習	1	1	7/9	149	56	56
				1	7/16	150	21	21
合 計						299	77	77

(3) 前橋市スポーツ情報支援事業（スポーツ大会・教室等の情報管理）

市内で開催されるスポーツイベントの情報収集及び情報提供、スポーツ大会・教室等の市広報掲載及び問い合わせに対する対応並びに市内のスポーツ施設の案内を行い、市民のスポーツ行事への参加及び施設利用の促進に努めた。

スポーツ教室及び講習会等事業

(1) 事業一覧表

ス ポ ー ツ 教 室（指定管理受託事業）		
会 場	コース	参加延人員（人）
ヤマト市民体育館前橋	83	8,774
市民プール	2	57
王山運動場	2	264
三俣テニスコート	1	102
コーエイ前橋フットボールセンター	2	49
大渡温水プール・トレーニングセンター	114	6,929
六供温水プール	14	1,168
六供町コミュニティクラブ	15	2,768
宮城体育館	3	0
総合運動公園テニスコート	10	1,144
総合運動公園コミュニティプール	84	7,158
総合運動公園陸上競技場	1	0
合 計	331	28,413

学校体育

1 令和2年度 群馬県中学校総合体育大会 団体成績一覧表

No.		1 位	2 位	3 位	
1	体操競技	男	令和2年 県総体 夏季大会 中止 (新型コロナウイルス感染症拡大による)		
		女			
	新体操	女			
2	軟式野球	男			
3	ソフトボール	男			
		女			
4	バスケットボール	男			
		女			
5	ハンドボール	男			
		女			
6	バレーボール	男			
		女			
7	ソフトテニス	男			
		女			
8	卓球	男			
		女			
9	バドミントン	男			
		女			
10	サッカー	男			
11	陸上競技	男			
		女			
12	水泳	男			
		女			
13	柔道	男			
		女			
14	剣道	男			
		女			
15	相撲	男			
16	ダンス				
17	駅伝競走	男	前橋 第七 初	吾妻 東吾妻	富岡 南
		女	高崎 中央中等 初	安中 新島学園	北群馬 吉岡
18	スキー	男	吾妻 草津 2年ぶり35回目	利根 片品	吾妻 嬭恋
		女	吾妻 草津 6年連続25回目	利根 片品	利根 水上
19	スケート	男	令和2年 県総体 冬季スケート(スピード)大会中止		
		女			
20	テニス	男	令和2年 県総体 夏季大会 中止		
		女			

8連覇	8回目	スケート 男子	嬭恋村立嬭恋中学校
	8回目	スケート 女子	嬭恋村立嬭恋中学校
5連覇	25回目	スキー 女子	草津町立草津中学校
4連覇	15回目	ハンドボール 男子	富岡市立南中学校
	6回目	ソフトボール 女子	太田市立藪塚本町中学校
3連覇	11回目	バレーボール 女子	高崎市立塚沢中学校
	4回目	柔道 男子	前橋市立みずき中学校
2連覇	17回目	相撲	前橋市立第六中学校
	8回目	卓球 女子	前橋市立桂萱中学校
10年連続最優秀 2年連続最優秀	4回目	体操競技 男子	高崎市立佐野中学校
	2回目	剣道 男子	前橋市立富士見中学校
	2回目	駅伝競走 女子	甘楽町立甘楽中学校
	25回目	ダンス	太田市立北中学校
	11回目	ダンス	伊勢崎市立第一中学校

2 令和2年度 全国中学校体育大会

新型コロナウイルス感染症拡大により、開催中止。

3 令和2年度 関東中学校体育大会

新型コロナウイルス感染症拡大により、開催中止。

4 県民の日制定記念 令和2年度 第49回 群馬県小学校陸上教室記録会

新型コロナウイルス感染症拡大により、開催中止。

5 令和2年度 第50回 群馬県小学校水泳教室記録会

新型コロナウイルス感染症拡大により、開催中止。

地区体育

1 地区体育組織

No.	地区	組織名	会長	事務局
1	東	東地区体育協会	町田 和也	東市民サービスセンター
2	桂萱	桂萱地区スポーツ協会	伊藤 義正	桂萱市民サービスセンター
3	中川	中川地区体育協会	叶野 義春	朝日町四丁目 (内田 久)
4	城南	城南地区体育振興会	山田 英志	城南支所
5	岩神	岩神地区体育協会	飯塚 宗夫	岩神町二丁目 (飯塚 宗夫)
6	総社	総社地区体育協会	山田 宏	総社市民サービスセンター
7	若宮	若宮地区体育協会	荒井 清彦	若宮町三丁目 (酒井 一雄)
8	天川	天川地区体育協会	富田 弘尊	天川原町一丁目 (富田 弘尊)
9	南橋	南橋地区体育協会	酒井 寿和	南橋市民サービスセンター
10	永明	永明体育協会	木村 隆一	永明市民サービスセンター
11	芳賀	芳賀体育協会	笠原 良平	芳賀市民サービスセンター
12	桃井小	桃井小地区体育協会	塚本 茂二	南町一丁目 (塚本 茂二)
13	南部	前橋南部体育協会	高橋 一芳	南町二丁目 (高橋 由幸)
14	元総社	元総社地区体育推進委員会	城田 秀夫	元総社市民サービスセンター
15	下川淵	下川淵地区体育委員会	金井 章	下川淵市民サービスセンター
16	清里	清里地区体育協会	志賀 晴史	清里市民サービスセンター
17	上川淵	上川淵地区体育協会	米澤 正和	上川淵市民サービスセンター
18	敷島	敷島地区体育協会	江原 洋二	平和町一丁目 (山田紗弥花)
19	城東	城東地区スポーツ協会	内田 康雄	城東町四丁目 (蜂須聖司)
20	大胡	大胡地区体育協会	山田 和豊	大胡公民館
21	宮城	宮城地区体育協会	上野 利彦	宮城公民館
22	粕川	粕川体育協会	大澤 茂	粕川公民館
23	富士見	富士見町体育協会	品川 貞雄	富士見公民館

2 各地区市民運動会

3 各地区スポーツ行事一覧

	地区	地区市民運動会			各種スポーツ大会・講習会等
		期日	会場	備考	
1	桃井小	5/17 (日)	桃井小学校	新型コロナウイルス感染症拡大対策による中止	大会 グラウンドゴルフ
2	中川	10/4 (日)	中川小学校		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
3	敷島	10/4 (日)	敷島小学校		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
4	城南小 (南部)	5/24 (日)	城南小学校		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
5	城東	10/18 (日)	城東小学校		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
6	若宮	10/4 (日)	若宮小学校		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
7	天川	10/4 (日)	天川小学校		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
8	岩神	10/18 (日)	岩神小学校		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
9	上川淵	10/4 (日)	広瀬中学校		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
10	下川淵	10/4 (日)	下川淵小学校		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
11	芳賀	10/4 (日)	芳賀公園		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
12	桂萱	10/4 (日)	桂萱小学校		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
13	東	10/4 (日)	箱田中学校		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止

	地 区	地 区 市 民 運 動 会			各 種 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 講 習 会 等
		期 日	会 場	備 考	
14	元総社	10/4 (日)	元総社小学校	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 拡 大 対 策 に よ る 中 止	新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
15	総社	10/18 (日)	総社小学校		大会 総社町クイズウォーク
16	南橋	10/18 (日)	南橋中学校		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
17	清里	10/4 (日)	清里小学校		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
18	永明	10/4 (日)	木瀬中学校		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
19	城南	10/4 (日)	前橋総合運動公園 群馬電工 陸上競技場		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
20	大胡	10/4 (日)	大胡 総合運動公園		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
21	宮城	10/4 (日)	ロード宮城 総合運動場		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
22	粕川	10/4 (日)	粕川中学校		新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止
23	富士見	10/4 (日)	富士見中学校	新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止	

県民スポーツ大会成績一覧

令和2年度の県民スポーツ大会は、新型コロナウイルス拡散対策により、全て中止となった。
(下記の日時は、開催予定日)

1 第58回群馬県民スポーツ大会秋季大会成績一覧

期 日 : 令和2年11月1・8日(日)
会 場 : ALSOK ぐんま総合スポーツセンターほか

2 群馬県民スポーツ大会夏季大会兼第70回群馬県都市対抗水泳競技大会

日 時 : 令和2年8月22日(土)
場 所 : 群馬県立敷島公園水泳場
当番市 : 富岡市

3 群馬県民スポーツ大会冬季大会兼第59回群馬県都市対抗スケート競技大会

期 日 : 令和3年2月6日(土)
場 所 : 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク
当番市 : 高崎市

4 群馬県民スポーツ大会冬季大会兼第77回群馬県都市親善スキー競技大会

期 日 : 令和3年2月21日(日)
場 所 : 片品村丸沼高原スキー場
当番市 : 安中市

5 令和2年度群馬県駅伝競走大会

期 日 : 令和3年1月24日(日)
場 所 : 正田醤油スタジアム群馬周辺

歴代表彰者一覧

1 全国社会体育表彰

表彰年	文部科学大臣（旧文部大臣）表彰 （社会体育優良団体）	表彰年	文部科学大臣（旧文部大臣）表彰 （体育功労者）
昭和28年	前橋市体育協会	昭和33年	篠原 秀吉
昭和50年	前橋ホワイトベアースキークラブ	昭和34年	宮 沢 八十二
昭和52年	前橋エコークラブ（サッカー）	昭和36年	笹 治 桂 蔵
昭和55年	総社クラブ（バレーボール）	昭和37年	船 津 祐 一
昭和57年	朝倉スポーツ少年団	昭和39年	長 張 知市郎
昭和60年	前橋市陸上競技協会	昭和41年	柴 田 正 美
昭和63年	前橋ランナーズ	昭和43年	鈴 木 秋 三
平成2年	前橋山岳会	昭和50年	町 田 卯三郎
平成4年	ダンボ（ラグビーフットボール）	昭和51年	町 田 卯三郎
平成5年	前橋クラブ（サッカー）		（内閣総理大臣藍綬褒章）
平成8年	清友会（卓球）	昭和57年	羽 鳥 治良松
平成10年	前橋中川POONAクラブ（バドミントン）	昭和58年	小 山 清
平成16年	群馬銀行バレーボール部（バレーボール）	昭和62年	田 中 徳 己
平成20年	前橋市ラグビーフットボール協会		町 田 恒 夫
平成21年	大胡地区体育協会陸上競技部		（全国体育指導委員連合）
平成24年	前橋早起き野球協会	平成5年	佐 田 武 夫
	凶南サッカークラブ群馬	平成7年	稲 村 豊
			（全国体育指導委員連合）
		平成8年	斎 田 穎 繁
		平成9年	中 島 新 介
		平成11年	内 田 元 彦
		平成14年	熊 倉 菊 蔵
		平成16年	若 井 久 幸
		平成18年	住 谷 トシ子
			（体育指導委員功労者表彰）
		平成19年	権 澤 能 婦子
		平成21年	林 敏 雄
			（体育指導委員功労者表彰）
		平成23年	鶴 田 智 之
			（生涯スポーツ功労者）

※平成13年1月6日に文部省は文部科学省に再編

※平成16年度から社会体育優良団体表彰は生涯スポーツ優良団体表彰に名称変更

※平成16年度から体育功労者表彰は生涯スポーツ功労者表彰に名称変更

2 県内表彰

表彰 年 度	群馬県社会体育優良団体 (教育長表彰)	体育功労者 (教育長表彰)	スポーツ功労者 (体協会長表彰)	表彰 年 度	群馬県社会体育優良団体 (教育長表彰)	体育功労者 (教育長表彰)	スポーツ功労者 (体協会長表彰)
昭28年	前橋市体育協会	高橋 武斉		58	前橋ランナーズ	秋山 純一	
35	群馬県野球連盟前橋支部	長沢 博			前橋市ウェイトトレーニング協会	石田 元夫	
36	前橋市バレーボール協会	船津 祐一				養田 勝雄	
37	前橋市卓球協会	池畠 義雄		59	前橋市サッカー協会	中山 一良	
38		鈴木 秋三			ダンボ (ラグビーフットボールクラブ)	永井 源八	
39	前橋市陸上競技協会	樋口 福松				斎田 顕繁	
	新進食料工業株式会社	富沢唯治郎		60	前橋クラブ (サッカー)	都丸 慎哉	
41	前橋市水泳協会	永井 寿雄			東地区体育推進委員協議会	小野 幸重	
42	佐田建設株式会社					柚木 忠	
43	大和設備工事株式会社	高坂 岩居		昭61年	清友会 (卓球)	高橋 文雄	
44	前橋スケートクラブ	長沼 寿郎			中川地区体育協会	梅山吉太郎	
45	日本精工株式会社前橋工場	小片 尹一				林 次男	
		小山 清		62	前橋レディースeskクラブ	小飯塚 博	
46	ホワイトベアースキークラブ	阿部 小松			前橋市空手道連盟	橋爪 璋次	
		羽鳥治良松				恩田 三郎	
47	富士機械株式会社	三木 健		63	前橋市フェンシング協会	木村 治	関 忠夫
48	東芝電気器具株式会社前橋工場	白石沖太郎			前橋ナイスリーグ	関 忠夫	
		池下 治作				関口 勇市	
49	群馬県軟式庭球連盟前橋支部	山田 萬作		平元年	前橋中川ブナクラブ (バドミントン)	熊倉 菊蔵	西山 孝
		浅香 晃			城南地区体育振興会	三輪 益男	
50	前橋市アマチュア自転車競技協会	鈴木 長治		2	全前橋野球倶楽部	萩原 静香	
	群馬県柔道連盟前橋支部	鈴木 慶次			前橋市ボウリング協会	中村 文夫	永見 義人
		山下 銀蔵				宮田 勝己	
51	群馬県剣道連盟前橋支部	茂木 正夫		3	群馬銀行バレーボール部	佐藤 晃	
	群馬県弓道連盟前橋支部	竹井 滝蔵			岩神地区体育協会	高橋 嘉三	関口 邦夫
		川田 四郎				池田 正行	
52	前橋市バドミントン協会	鈴木 賢三		4	佐田クラブバスケットボール部	菊川千代子	
	前橋市バスケットボール協会	田中 徳巳			総社地区体育協会	女屋 梅吉	萩原 静香
53	前橋山岳会	山岸 宗一				住谷トシ子	
	総社クラブ (バレーボール)	中島三四郎		5	前橋ラグビーフットボール協会	木村 利男	
		内山 昭二			日新電機(株)前橋製作所	小池 正清	関口 勇市
54	前橋市ソフトボール協会	森田チイ子		6	佐田スケートクラブ	吉田 正雄	
	前橋バスケットボールクラブ	目崎 隆雄			若宮地区体育協会	佐藤 喜司	
		宮沢 春雄				宮崎 保己	宮沢 勲
55	前橋市庭球協会	浅見 一也				西潟 清	
	東京電力文化会群馬支部	糸井 正三		7	前橋早起き野球協会	若井 久幸	
		前川 隆司			前橋市アーチェリー協会	芳賀 政義	堀川 武司
56	前橋市サイクリング協会	池下 治作				関口 邦夫	
	朝倉スポーツ少年団	平形 泰吉		8	箱田クラブ(ソフトボール)	小林 昭夫	
		小畑兼五郎			天川地区体育協会	西川 達男	杉田 智
57	前橋市フォークダンスクラブ	石田 久弥				杉田 智	
	桂萱地区体育協会	西山 孝				松本 忠男	
		藤川多賀雄					

表彰 年度	群馬県社会体育優良団体 (教育長表彰)	体育功労者 (教育長表彰)	スポーツ功労者 (体協会長表彰)	表彰 年度	群馬県社会体育優良団体 (教育長表彰)	体育功労者 (教育長表彰)	スポーツ功労者 (体協会長表彰)
9	富士オートバ`スクットボールクラブ` 前橋市体操協会	関口 尚則 鳥山 君夫 赤石 明男	高橋 英夫	21	敷島地区体育協会 城東地区体育協会 前橋市スマイルホ`ウリング`協会	廣瀬紀久夫 喜多 正義 八木 健二 板倉美知久	加藤 照男
10	前橋市ゴルフ協会 前橋市スポーツ少年団	柳谷 勝之 有本 幸夫 本間 秀夫	須田 一	22	前橋市グ`ラウンド`ゴルフ協会 前橋市インディアカ協会	古屋 毅士 村山 壮介 内山 和夫 富所 正義 滋野 文夫	庄司 雅美
11	登利平アスリートクラブ 南橋地区体育協会	内田 一二 栗原 弘 中里見 努	鳥山 君夫	23	前橋市太極拳交流協会 前橋トライアスロン協会 ALSOK GUNMA CLUB	石黒 次男 藍澤三枝子 村岡 隆之	関口 充雄
12	関南群馬サッカークラブ 前橋市ホ`エンテ`リング`クラブ`	一倉 傳治 鈴木 正光 小林茂四郎	中村 文夫	24	粕川スポーツクラブ 勢多陸上競技クラブ 群馬ヤクルト販売株式会社	銭谷 和雄 野崎 悦夫 只木 満延 加藤 照男	永井 隆
13	群馬県相撲連盟前橋支部 永明体育協会	中島 信義 眞下 清 井出 昌明	松本 忠男	25	群馬県生涯スポーツ優良団体 (県知事表彰) ※表彰所管変更	スポーツ功労者 (県知事表彰) ※表彰所管変更	
14	前橋市ハンドボール協会 芳賀体育協会	下川 恵也 長部 哲也 堀川 哲明	小林 充		群馬県トランポリン協会前橋支部 前橋ラグビースクール 前橋還暦ボーイズ	酒井 一雄 林 勝 石崎 久夫 柳井 定義	牛込 益次
15	前橋市ゲートボール協会 群馬総合カ`ート`システム陸上部	下田二三子 三澤 啓一 金井 義忠	高村二三男	26	NPO法人宮城スポーツクラブ 前橋市ソフトバレーボール連盟 前橋市ウォーキング協会	関口 充雄 永井 隆 近藤 美明 平形 隆 遠藤 祐司 吉野 宏 椀澤 博之 牛込 益次	小林 正明
16	桃井地区体育協会 前橋南部体育協会	木部富士男 古稻 勝彦 堀川 武司	滋野 文夫	27	株式会社群馬銀行野球部 荒砥走友会 前橋ローンテニスクラブ	関口 充雄 永井 隆 近藤 美明 平形 隆 遠藤 祐司 吉野 宏 椀澤 博之 牛込 益次	小林 正明
17	元総社地区体育推進委員会 下川淵地区体育委員会 大胡柔道スポーツ少年団	須田 一 山田 繁子 関口 定彦 網 秀雄	赤石 勝義	28	群馬修道館 尚武館道場 前橋親弓会	遠藤 祐司 吉野 宏 椀澤 博之 牛込 益次 山西 哲郎 木村 雅治 松本 邦夫 大河原峰子	関口 久美
18	前橋市フックボール協会 前橋市アマチュアレスリング協会 前橋市熟年野球連盟	石田 勝英 稲村 浩 小林 充 櫻井 秀雄	稲村 豊 (県体育協会推薦) 酒井 一雄	29	前橋市少年野球連盟 赤城南麓スポーツ交流会 前橋ジュニアソフトテニスクラブ	宮田 修二 鈴木 正明 山田 和豊 伊藤 泰博	村岡 隆之
19	前橋市民合気会 清里地区体育協会 粕川クラブ	小畑 治司 太田 栄治 小山 行雄 中澤 清 赤石 勝義 目崎 馨 狩野正登志 笠原 志郎	矢端 健				松井 慎二
20	上川淵地区体育協会 中央地区体育協会 前橋市綱引協会		野崎 悦夫				

表彰 年度	群馬県生涯スポーツ優良団体 (県知事表彰)	スポーツ功労者 (県知事表彰)	スポーツ功労者 (県スポーツ協会会長表彰)
30 令元年	AC王山(アスリートクラブ) 群馬ジュニア水球 前橋リトルシニア野球協会 群大クラブ 駒形クィーンズ 前橋中央硬式野球倶楽部	小林 正明 佐藤 栄一 渡辺 捷紀 栗原 慎介 菅原 宏 峰岸 芙美子 岩上 清美 高嶋 静子	佐久間夏江 小泉 俊夫
2	前橋細井フットボールクラブ 行道館 田島道場 前橋桜ボーイズ	岡部 清 駒木 保夫 周東 聖子 荒井 清彦	三橋 好

3 前橋市スポーツ功労者・優秀指導者表彰（旧名称 前橋市社会体育功労者：～令和元年）

	29年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度
社会体育功労者	鈴木 秋三 生井金次郎 渡辺 一治 橋爪与四郎 斎藤 浅雄 橋本 秀麿 関 元蔵 山下 銀蔵 神田 力 正木徳次郎 富沢 貞一 永井 寿雄 柴田 正美 新井 政治 富沢唯治郎 斎藤 友治 伊藤 達太 竹本 政吉 佐々木行雄 関口林五郎 相川 一男 斎藤 近衛 平山 誠 船津 祐一 笹治 桂蔵 藤川多賀雄	阿部 小松 和田 信雄 峯 久雄 山口 秀 中島 長吉 栗原 誠一 長張知市郎 松崎 茂 田島 行一 秋山福三郎 山田 萬作 村田 寿老 小片 尹一 樋口 福松 白石冲太郎 奥泉 英子 青木彦次郎	池島 義雄 山田万喜太 茂木 正夫 三木 健 宮沢 春雄 池下 治作 小野里光明 藤井 一司 川田 四郎 高坂 岩居 金子 政市 飯島 弘 村上 とめ 竹井 滝蔵 川添 光芳	鈴木 慶次 糸井 正三 麻川 重敏 石井 好男 目崎 隆雄 臼田小夜子 増田 六郎 鹿沼 友安 牧野 操 町田 友次	羽鳥治良松 井上 正二 品川 参郎 町田卯三郎 今井金太郎 栗原 孝治	森田チイ子 竹田 芳文 青木 しげ 大冢軍之丞 松井 国平	桜井 敬 小山 清 浅見 一也	前川 隆司 平形 泰吉 野口 養男 小畑兼五郎 中山 一良 白田 伝 新井 武揚 梅山 義雄	西川 肇 戸所 柳造 西沢 靖 小飯塚 博 岩佐 君雄
人数	26名	17名	15名	10名	6名	5名	3名	8名	5名

	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度
社会体育功労者	西山 孝 石田 久弥 養田 勝雄 丹羽 文雄 松下 元男 岸 勝弥 横山 三郎 都木 義男 青木 清	新保 重雄 金古 一 佐藤準次郎 金子重三郎 小池 七松 鈴木 賢三 中里喜佐男	小出 孝志 永井 源八 塚田和七郎 山田昇太郎 三橋 佐吉 古橋辰次郎 立見 好雄 沼田 西松 山崎政太郎 田中 徳巳 北爪 三郎 池谷 君夫 木暮 高	星野 仁 春日 恒徳 柳川 角一 石田 元夫 高山 明 岩佐 徹久 榎田林次郎 堀口 保治 山田 武磨 秋山 純一 関口 孝	松野 六樹 高橋 文雄 柚木 忠 斉藤 久一 小畑 貞雄 中島四九蔵 小船 秀夫 都丸 慎哉 関口 文雄 木村 治 堀口 英芳 梅山吉太郎 徳田美栄子	橋爪 璋次 大島 由安 並木 幾治 恩田 三郎 小林 仙八 斎田 穎繁 柴崎 庫三	小野 幸重 関 忠夫 浅見 道雄 金沢 芳夫 福島 恒雄 関口 勇市 林 次男 小池 時男 柳沢袈裟雄 高津 茂道	高橋 武男 山岸 宗一 斉藤 栄賢 三輪 益男 中村 アサ 町田 恒夫	中島三四郎 神野しづえ 古谷 一雄 熊倉 菊蔵 佐野 寿夫
人数	9名	7名	13名	11名	13名	7名	10名	6名	5名

	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度
社会体育功労者	萩原 静香 五十嵐正一 細野 嘉晴 長井 伝八 野中 宏樹 中村 文夫 柴田 行雄 円延 憲夫 矢島みさほ	宮田 勝巳 松沢 正夫 本田 脩悟 加藤 昭 田所 二郎 佐藤 晃 小泉 猶助 兼子田鶴翁 勝山 昭五 塚越 一雄 狩野 孝雄 斉藤 正行 宮崎 好雄 勝山 秋雄 関口 保 狩野徳太郎	登丸 一夫 一倉 傳治 高橋 嘉三 村松 誠一 佐藤 喜司 池田 正行 北沢 広司 小島 正雄 伊東 正治 牛島 重利 山岸 春雄	長岡 松夫 木村 利男 吉田 正雄 橋本 実 宮沢 俊樹 清水 昭夫 小池 正清 手島 一夫 嘉藤 正 須田 保明 平田 堯一	中村 務 皆川 博 西山 博保 藤沢 和典 住谷トシ子 菊川千代子 佐田 武夫 中沢 竜吉 女屋 梅吉 米谷 亮 竹村 純夫 大磯 弘 松島弥太郎 内山 秀三	西潟 清 須川 昇 小林 信和 樺沢能婦子 富沢 昶之 栗原 洗 梅山 浩巳 砂川規矩雄 関口 邦夫 永見 義人 宮崎 保巳 田村 迪夫 鈴木 一雄	池田 一英 宇田 幸一 笠原 臣規 加藤 俊夫 藤井 恒雄 宮下喜平次 久保田幸男 青木 栄吉 福田喜代司 芳賀 政義 草間 公男	湯浅 俊夫 宮内 悦夫 加藤 純子 新井 文男 前田 光雄 大岡 政雄 吉田 清之 川端 義隆 筑井 吉雄 鶴田 智之 松木 正忠 出野 博 若井 久幸 石倉宣次郎 斉藤 成由 松下 栄市	小池 利典 松浦 保 広田 信也 庭山 秀夫 関口 尚則 浅見 亘 橋本 一枝 宮沢 勸 柳 幹雄 多田 誠 桜井 宏昌 小林 昭夫 高橋 玉江 西村 枝夫 川上 重夫 岸 達男 井上 秀一 岩佐 伴作 金井 直衛 寿雄
人数	9名	16名	11名	11名	14名	13名	10名	16名	20名
優秀指導者						田村 明人 吉野 宏		田中 克寛 松本 邦夫 貝沼 永治 古稻 勝彦 諏訪部 晃 松井 慎二 川合 輝男 神宮 敏 岩田 彦久	茂木 三寿
人数						2名		9名	1名
優 秀 選 手	小学				74名	49名	47名	48名	46名
	中学				43名	38名	57名	30名	37名
	高校				32名	68名	59名	92名	40名
	一般				31名	40名	65名	84名	30人

	61年度	62年度	63年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
社会体育功労者	有本 幸夫 山中 栄治 原田 三郎 岡田 仁 内田 銑十郎 木部 富士雄 清水 敏男 関口 定男 平山 義隆 矢端 健 古屋 毅士 新井 栄一 瀬下 一郎 柳谷 勝之 鈴木 元一 松本 忠男 廣瀬 信男 大塚 喜久郎 木下 正夫 大津 益一 松本 幸男 鈴木 正光 桜井 和男 高橋 博 鈴木 克彬 石井 啓介 森田 安一 舟川 晃 徳江 木一	杉田 智 古川 一郎 中村 鞠子 森谷 忠男 出川 雄一 小林 茂四郎 田島 敏隆 横山 英夫 森 清一 片貝 晃 船津 亮二 木村 清次 中村 忠義 千代谷 謙吉 関口 忠夫 関口 芳男 鈴木 ツル子 岩崎 盛一 関口 喜太郎	鎌田 正美 小栗 征夫 岩渕 肇 赤石 明男 鹿子島 進 渡辺 勝利 樽井 哲 柳井 康造 秋元 好尚 野田 和夫 梶澤 光雄 金子 信次 黒澤 智恵子 岩田 進 生方 英三 稲村 豊 水田 吉太郎 内田 一二 鳥山 君夫 辻岡 アサ子 梅山 清志 高橋 英夫 小畑 賢 酒井 一雄 松井 溥 藤井 良雄 亀井 貞道	中島 信義 梅沢 晟 栗原 弘 石田 正義 堀川 哲明 井出 昌明 石倉 貞幸 田村 千秋 佐京 武数 貝沼 永治 水内 徹 金塚 陽 浅沼 修蔵 関口 隆 奈良 弘文 真下 清 後閑 泰平 小笠原 敏一 長屋 清臣 長坂 清美 金井 宏吉 福島 蔵之助 横堀 仲吉 小林 正英 都丸 栄 中沢 忠雄 木暮 久江 本間 秀夫 橋本 敦夫	石原 正巳 野村 千春 長部 哲也 中里 見 努 石原 洋 斉藤 進 松本 健 下川 恵也 小澤 武男 下触 一男 丸山 太郎	金井 義忠 藤井 健二 千吉 良一 金子 忠雄 松田 尚男 藤井 敏男 下田 二三子 古稻 勝彦 片沼 正夫 和久井 増一 梶沢 正一 和佐田 紀美代 静 精子	太田 栄治 三澤 啓一 佐々木 義男 飯島 栄 近藤 喜八郎 丸山 シナ子 安東 宣夫 永井 敬士 木崎 芳平 小林 照子 川島 洋治 大山 勝夫 金井 克之	一柳 昌利 野條 乙亥 西岡 五郎 金田 正敏 加川 光英 関野 孝 飯野 稔 奈良 宗太郎 新里 擁亮 小林 幸夫 新井 勝巳 飯野 幹忠 田辺 光助 坂田 栄喜 町田 宗久 岡田 穰 西川 ヨシ子 小山 儀一 (特別功労者) 芦川 讓 (特別優秀選手) 楠瀬 志保	石田 勝英 粕川 尚江 町田 千鶴 神原 敬治 松本 国利 小林 充 小畑 治司 笠原 伊勢雄 稲村 浩 綱 秀雄 小山 行雄 和田 國男 小鮎 日出子 須田 一 斎藤 賢一 田島 英男 山田 佳弘 堀川 武司 田所 茂一	
人数	29名	20名	27名	29名	11名	13名	13名	21名	19名	
優秀指導者	和田 国男 小山 行雄 桜井 和彦			奈良 知彦				佐藤 博義	野崎 悦夫	
人数	3名			1名				1名	1名	
優秀選手	小学	89名	69名	94名	110名	137名	136名	74名	83名	179名
	中学	46名	46名	57名	52名	53名	107名	122名	108名	124名
	高校	46名	54名	56名	42名	22名	36名	37名	52名	35名
	一般	64名	33名	28名	11名	28名	29名	24名	46名	31名

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
社会体育功勞者	増渕 清一 柴田フサ子 佐藤 繕弘 池田 進 新井 実 山田 繁子 林 勝 狩野正登志 山田 順一 鈴木 勲 関口 定彦 石田 豊 目崎 馨 福島 貞雄 金井 光明 武藤 春雄 阿部 道夫	廣瀬紀久夫 笠原 志郎 富澤トミ枝 吉田勝四郎 松浦 義昭 八木 健二 村越美佐江 五十嵐昭泰 中川原光治 樋口 明彦 長谷川 保 浅見 利江 青木 弘行 神田 俊三 森田 茂 関口 泰夫 下田 悦治 松下 勝 北爪 郁久 赤石 勝義 増田 典寿 久保原早苗 横江 勇 唐澤 春松	笹本 啓三 小金澤克己 横山 勝彦 喜多 正義 岩田 昇 代田 琴子 船津 久男 鈴木 茂行 村山 壮介 板倉美知久 三橋 好 砂川 広水 横溝 正一 山下アヤ子 明石 和雄 森田 博 菅原由喜恵 宮下 鎌治 根岸 正 吉澤 醇 山口 秀紀 安田 浩道 富所 正義 内山 心一 伊藤 涉 平林 友明 栳沢 由秋	中山 昭 滋野 文夫 大島 健志 山田 哲也 岡 知己 横田 公一 吉田 米雄 石黒 次男 久保田由栄 中田 晃槌 藤田 君江 木暮 米代 内山 和夫 中嶋 哲雄 宮島 敏和 須藤 章 宇太郎 大嶋 隆 三枝子 内山 静男 横沢 義夫 藤井 正一 橋本 武 松嶋 隆男 稲葉 耕作 糸井 光英 時沢 賢 小林 孝男 林 茂隆 中林 数美	小平 勲 山西 哲郎 新保 淑江 川口ユキエ 高橋 保 山田 忠守 水野 弘三 北爪 清六 戸森恵美子 中島 孝雄 岩丸 善郎 石井 顕勇 久保田晴男 高野 定信 岸和田 晃 城田 俱枝 大嶋 隆 登坂 巖 小堀 明彦 女屋 音松 藤岡 茂樹	柳井 研二 徳永 源勝 磯田 徹 伊藤 進 徳江 隆幸 小泉 眞 銭谷 和雄 林 秀幸 富所 陽子 田子 玲子 宮崎 隆夫 北澤 武廣 北爪 誠 野崎 悦夫 野上 廣一 市川 正喜 黛 秀雄 石崎 久夫 村山 知右 林 敏雄 只木 満延 富沢 秀次 青木 和明 野中和三郎 塩谷 至 村木 健 佐藤 勝明 竹内 弘之	峰崎 富夫 堀川登代子 洪澤 澄子 関口 充雄 佐藤 俊樹 高村二三男 奈良 伸一 須田 健二 小川 正行 塚田 純也 中嶋二支夫 贄田 幸勇 横坂 嘉次 牛込 益次 金子 泰造 小林四一郎 黒沢 静男 酒井 宏 畑山喜久江 石原 康夫 千明 茂 金井 肇 松嶋 辰夫	田中 久喜 中川 俊介 木村 雅治 齊藤 茂 吉野 宏 荻原 玲子 永井 隆 梶澤 博之 平井 敦 中嶋二支夫 贄田 幸勇 横坂 嘉次 牛込 益次 金子 泰造 小林四一郎 黒沢 静男 酒井 宏 畑山喜久江 石原 康夫 千明 茂 金井 肇 松嶋 辰夫	野澤 晋也 船津 敦 近藤 美明 小曾根定子 柳澤 尋子 大屋 良明 小林 幹雄 新木 伸 松本 邦夫 新井 信雄 川辺 武夫 森下 保男 平井 清 野上 浩子 田村 仁 関口 健司 今井 正義 鈴木 實 松岡 紘子 加藤 照男 福島みよ子 湯澤美恵子 塩野 恒雄 小林 貞夫	
人数	17名	24名	27名	29名	21名	28名	25名	22名	25名	
優秀指導者	田中 克寛 原 徹 平葭 正樹 井上 竹義 藤原 武治		小川 章一 新井 信雄	竹内 英厚 森 英也	野村 孝路 金子 雅人	湯井 久生	安達 友信 横澤 準	篠原 礼子 上原 敏広	高野 裕史	
人数	5名		2名	2名	2名	1名	2名	2名	1名	
優秀選手	小学	104名	80名	107名	110名	137名	136名	74名	83名	179名
	中学	83名	64名	124名	52名	53名	107名	122名	108名	124名
	高校一般	102名	68名	81名	98名	92名	147名	72名	110名	102名

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
社会体育功勞者	町田 雄一	滝澤 正好	近藤 好孝	狩野 学	大山 利正	酒井 明男	石田 知久	中村 正夫	関口 範之
	宮田 修二	諏訪部 晃	細野 生明	駒木 保夫	大関 吉雄	林 晴敏	柳岡 良宏	大澤 進	遠山 博
	萩原 正和	峰岸 芙美子	山内 修	福富 昌一	八木 佳子	柳瀬 保孝	滝澤 敏明	倉林 設	関口 正江
	小川喜美紀	伊藤 泰博	塩澤 浩子	森嶋 きみ子	青木 正幸	星野 新市	奈良 泰男	岩下 文雄	大竹 幸吾
	桑原 茂	渡辺 捷紀	高嶋 静子	橋本 知子	鈴木 彰二	春山 敏	三川 高	木村 次男	竹田 順三郎
	藺田 正夫	新井久美子	石橋 吉一	周東 聖子	小山 久子	佐々木 幸子	橋爪伊勢雄	清水 和子	矢野 英生
	大谷 忠雄	池田 照	青木 博	萩原 喜伯	滋野 照厚	秋山 正晴	齋藤 政次	堀越 喜久夫	周東 正夫
	鈴木 正明	栗原 慎介	楡原 道雄	須田 義雄	遠藤 伸治	田口 典明	煤原 明子	堀越 喜久夫	杉内 沙
	若井 邦夫	石原 靖夫	岡部 清	松井 慎二	佐久間 夏江	福島 美千行	大友 健二	町田 隆行	立見 賢三
	高橋 四男	青木紀代次	高橋 正	大澤 均	本多 章二	土屋 啓子	大塚 まさ乃	関口 久美	瀬下 芳明
	小池 務	大日方和好	桜井 節子	舟喜 信生	早部 光代	中島 愛子	大藤 忠昭	田辺 文江	村上 君江
	北村 昌三	神原 正治	齋藤 徳治	青木 京子	若林 伸一	本多 克一	羽鳥 健一	須藤 剛	小澤 隆
	塚崎 和子	大山 清一	菊川 博	今泉 静枝	利根川 博	高梨 春雄	原 徹	吉澤 富三夫	佐藤 忍
	横山 讓	栗原 均	塩原 孝之	橋本 昌和	小澤智恵子	永井 恒	篠原 弘	栗本 直樹	山口三夜子
	長津 照味	大河原峰子	勅使河原悟	坂爪 廣志	有賀 晴子	小野 章夫	吉沢 保司	吉住 文夫	岡部 京子
	宮前 伴光	松村 英	大澤 茂	井岡 安治	庄司 雅美	福田 雅	鈴木智恵美	川合 慎一	石原 清一
	平形 隆	岡田 修一	富田 文昭	荒井 清彦	渡辺 莊平	平尾 布行	伊藤 昌司	小室 功一	
	倉林 絃一	山崎 米治		坂本 和昭	斉藤 繁美	清水 教之	齋藤 文雄	松村 敏子	
	村田 吉久	細谷 英秋			横田 久	相馬 文昭	石坂 景一	笹本 忠	
	坂庭 稔	岩上 清美			前川 民夫	寺崎 茂之	飯塚 宗夫		
大林 正一	栗原 健			中林アキ子	吉澤フミ子	平井 光子			
	大竹 英則			石倉 正作	加藤 恵一	太田 良兼			
	日高 邦夫			奈良 昌彦	下田 政喜	高橋 一芳			
	藤崎 貢			乙部 直之	小林 淳美	倉林 友子			
	森田 武徳					福島 一雄			
	横澤 良一					有坂 一雄			
	林 新市					大崎 昇			
						松村 昭寿			
						田村 文明			
						林 利雄			
						設楽 近子			
人数	21名	27名	17名	18名	24名	24名	31名	19名	16名
優秀指導者		柴田 安秀	樋口 雅一	本宮万記弘		山田 耕介		登坂 明彦	
人数		1名	1名	1名		1名		1名	
優秀選手	小学	65名	170名	132名	119名	121名	141名	66名	110名
	中学	94名	79名	130名	92名	89名	75名	113名	110名
	高校一般	102名	92名	76名	88名	59名	88名	65名	57名

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度		2年度
社会体育功勞者	徳江 正一 設楽 光弘 佐藤久美子 高橋 正夫 萩原 裕 丸山 五郎 勅使川原守 都丸 千津 小野田圭一 横山 令子 滝原 正明 長井 求 鈴木 裕美 森川 庄司 田中 教夫 平石 徹 越川 修 狩野 教治 小沼 俊彦 北爪 照男 安達 初男 林 勝江	山口 健一 松田 叔子 齋藤みち江 小林 昭一 加藤 孝明 篠田美智子 勅使川原幸子 西川 二郎 石井 茂 根岸眞紀子 斉藤 寿雄 関口歌代子 鈴木 良明 六本木梅次 室田 清 奈良 光康 唐澤 信幸 田口 亮一 栗原 隆志 諸星 裕之 内田 清美	茂木 直樹 今井正太郎 猪鼻 義雄 坂本 良江 渡辺 美子 女屋 厚子 堀口 修 関口 輝夫 福山 典子 加藤美津子 手島 伸男 鈴木 正 高橋 由幸 新山 義男 横室 文也 柴崎 忠平 三阪 孝志 中根 洋一 関口 享	富澤 努 丸山 晃 草間 洋一 橋本 誠次 萩原 宣子 吉田 一夫 小淵 慶一 下田 幸雄 八木原正明 浅見 秀子 小林 恒美 太田 智貴 高野 洋司 太田巳喜男 神谷 努 船津 圭子 三神 昂仁 川島 松水 鈴木 勲 西村 隆夫 二見 敦 山田 和豊 関口 洋之 鈴木 健一	富澤 努 丸山 晃 赤澤 貞子 藤井 哲志 永田 敏之 小野塚喜代子 田島 隆行 鶴川 祐一 飯島 雅史 辻岡 宏 酒井シン子 蛭田 聡 松倉 文子 真塩 齊 眞塩 文明 矢嶋 昭浩 松田 英治 柏倉ますみ 上田 大 小野里昭午 関口 治重 瀧澤 滋男 星野 清一 六本木 繁 松村 孝 狩野 誠	小板橋昌行 金子 惠一 柴田 安秀 矢野 薫 横澤 清志 狩野 透 阿久津順子 寺田 一成 横堀美枝子 荒井 昌彦 松岡ヒナ子 増淵 茂 飯塚 一雄 根萩 壽雄 田部井富美子 高柳 賀一 皆川キヨミ 奥平 隆 横山 利光 中山 裕史 中村万寿枝 樋口 光治 小林 三郎 倉林 邦男	笹本 光快 高橋 史倫 高橋恵津子 上原 清司 金井 清一 原口 秀樹 小見 孝夫 高橋 香内 下川 強 石田 省之 松井しづの 町田喜比古 登坂 明彦 小幡 普 富岡 和代 狩野 宏 後藤祐美子 金井 一憲 山川 武彦 堀 弘司 荻原 哲夫 須田 福司 塩原 茂	スポーツ功勞者（表彰名変更）	堀 明生 加藤 豪也 城田 莊一 山本 武文 山口 幸夫 矢嶋 敏文 倉林愛一郎 高橋 和也 高橋ゆかり 荒木 忠晴 湯浅美智子 川口 美永 小嶋 慎一 谷中 勝 椀澤二三夫 吉江佐登美 金子 恒 角田 幸二 五十嵐浅雄
	人数	22名	21名	19名	24名	26名	23名		24名
優秀指導者	櫻井恵美子 加藤 雅史 中沢 洋一 荒井 直樹 田中 光	吉田 基 安達 友信 野崎 剛弘 田部井 久	小林 桂子 佐藤 孝之	引田 智之 大手真智子 若林 伸一 小林 貴広	田中 恵一 高野 優作				
人数	5名	4名	2名	4名	2名	0名	0名	0名	
優秀選手	小学	135名	135名	69名	85名	80名	131名	140名	54名
	中学	52名	52名	71名	81名	87名	101名	91名	28名
	高校一般	86名	86名	58名	87名	104名	88名	32名	11名

4 前橋市教育文化功労者（社会体育）表彰

表彰年度	個人表彰	団体表彰	表彰年度	個人表彰	団体表彰	
昭和57年	笹 治 桂 蔵 羽 鳥 治良松 樋 口 福 松 船 津 祐 一	前橋市体育協会	平成8年	宮 崎 保 巳 住 谷 トシ子	前橋市水泳協会 柔道連盟前橋支部	
58	長 張 知市郎 町 田 卯三郎		9	若 井 久 幸 関 口 邦 夫	城南地区体育振興会 岩神地区体育協会	
59	小 山 清 一 小 片 尹 一		10	西 川 達 男 芳 賀 政 義	前橋山岳会 剣道連盟前橋支部	
60	藤 川 多賀雄 勝 山 秋 雄		11	木 部 富士雄 齋 藤 成 由	前橋市バドミントン協会 総社地区体育協会	
61	浅 香 晁 三 鈴 木 賢 三		12	井 上 秀 一 小 林 昭 夫	前橋市サイクリング協会 前橋市ソフトボール協会	
62	鈴 木 長 治 山 下 銀 蔵		13	永 見 義 人 鶴 田 智 之	前橋市テニス協会 岩神地区体育協会	
63	浅 見 一 也 石 田 久 弥		14	矢 端 健 晁 片 貝 忠 男	前橋市サッカー協会 前橋市空手道連盟	
64	鈴 木 慶 次 糸 井 正 三		15	森 谷 ツル子 鈴 木 英 夫	前橋市フォークダンス協会 天川地区体育協会	
65	西 山 春 雄 宮 澤 三四郎		16	高 橋 克 彬 鈴 木 武 數	前橋市ウェイトリフティング協会 前橋市フェンシング協会	
66	中 島 昭 二 内 山 元 夫		17	佐 京 一 幸 酒 井 貞 次	前橋市ボウリング協会 前橋市ラグビーフットボール協会	
平成元年	梅 山 吉太郎 高 橋 文 雄	前橋市卓球協会 前橋市陸上競技協会	18	千 木 良 一 石 田 正 義	前橋市アーチェリー協会 南橋地区体育協会	
2	都 丸 慎 哉 袖 木 忠 忠	弓道連盟前橋支部 前橋市軟式庭球連盟	19	後 閑 泰 平 木 暮 久 江	前橋市体操協会 前橋市ゴルフ協会	
3	恩 田 三 郎 橋 爪 璋 次	前橋市バスケットボール協会	20	高 橋 德 雄 奈 良 宗 太 郎	前橋オリエンティングクラブ 群馬県相撲連盟前橋支部	
4	斎 田 穎 繁 関 忠 夫	東地区体育協会 桂萱地区体育協会	21	新 里 擁 亮 粕 川 尚 江	前橋市スケートクラブ 中川地区体育協会	
5	中 島 新 介 町 田 恒 夫		前橋スキー連盟 前橋市マチュア自転車競技協会	22	田 辺 光 助 松 田 尚 男	前橋市芳賀体育協会 桃井地区体育協会
6	小 池 正 清 西 瀧 清 清		67	一 戸 滋 男 佐 々 木 義 一	前橋南部体育協会 前橋市ゲートボール協会	
7	松 島 弥太郎 萩 原 静 香		80	増 渕 清 一 池 田 進 一	前橋市ハンドボール協会	
8	熊 倉 菊 蔵 宮 田 勝 己		81	女 屋 榮 一 浅 見 利 江		
9	長 井 傳 八 中 村 文 夫		82	久 保 原 早 苗 樋 口 明 彦		
10	一 倉 傳 治		83	林 勝 彦		

表彰年度	個人表彰	団体表彰
平成23年	吉田勝四郎 五十嵐昭泰 中川原光治 山田順一	元総社地区体育推進委員会 下川淵地区体育委員会
24	岩田昇好 三橋好	前橋市チェックホール協会 前橋市アマチュアレスリング協会
25	菅原由喜恵 富沢秀次 蘇原茂	前橋市民合気会 清里地区体育協会
26	野上廣一 北爪義男 黛秀雄	上川淵地区体育協会 中央地区体育協会
27	渋澤澄子 品川貞雄	敷島地区体育協会
28	林秀幸 飯野幹忠 山本正明	前橋市スマイルホウリング協会
29	磯田明徹 栗原明義	城東地区体育協会
30	船津敦子 須藤誓子 齊藤茂	前橋市グラウンドゴルフ協会
令和元年	福島みよ子 小林幹雄 小森下保男 宮前智也 徳江隆幸	
2	諏訪部晃 大日方和好 大澤茂	粕川体育協会 富士見町体育協会

スポーツ団体歴代会長(支部長)名簿

団体名	設立年月日 体協加盟年月日	歴代会長氏名								
		任 期								
スポーツ推進審議会	S37, 9	長張知市郎 S37 ~ S45	柴田 正美 S46 ~ S47	長張知市郎 S48 ~ S53	町田卯三郎 S54 ~ S60	羽鳥治良松 S61 ~ S62	佐藤 幸雄 S63 ~ H 9	萩原 豊 H10 ~ H13	若井 久幸 H14 ~ H15	櫻井 和男 H16 ~ H19
		稲木 愛子 H20 ~ H24	櫻井 秀雄 H24 ~ H25	遠藤 祐司 H26 ~ 現						
スポーツ推進委員会	S32, 8	柴田 正美 S32 ~ S34	池島 義雄 S35 ~ S36	柴田 正美 S37 ~ S38	船津 祐一 S39 ~ S62	町田 恒夫 S63 ~ H 9	稲村 豊 H10 ~ H23	蜂須 聖司 H24 ~ 現		
スポーツ協会 (H30年度より) ※H29年度まで体育協会	S21, 7, 7	堀 康雄 S21 ~	関口 志行 S22 ~ S32	石井 繁丸 S33 ~ S41	柴田 正美 S42 ~ S46	羽鳥治良松 S47 ~ S61	佐田 武夫 S62 ~ H15	芦川 讓 H16 ~ H17	稲村 豊 H18 ~ H25	鶴田 智之 H26 ~ H27
		滋野 文夫 H28 ~ 現								
野球	S21, 7, 7	南城 尚夫 S21 ~ S22	酒井 喜一 S23 ~ S26	岡部 桂一 S27 ~ S28	池島 義雄 S29 ~ S37	羽鳥治良松 S38 ~ S60	佐田 武夫 S61 ~ H13	中島 信義 H14 ~ H20	有本 幸夫 H21 ~ H22	中澤 清 H22 ~ 現
水泳	S25, 7, 22	河野 孝 S25 ~ S28	長張知市郎 S29 ~ S32	山田万喜太 S33 ~ S36	浅香 晃 S37 ~ S60	山本 要 S61 ~ S62	杉田 智 S63 ~ H13	滋野 文夫 H14 ~ 現		
陸上競技	S 8,	高橋 武済 S 8 ~	橋爪与四郎 S21 ~ S23	金子 文衛 S24 ~ S29	山口 秀 S30 ~ S35	羽鳥治良松 S36 ~ S62	石田 久弥 S63 ~ H 3	芦川 讓 H 4 ~ H17	川崎 弘 H18 ~ 現	
バレーボール	S25, 5,	神田 力 S25 ~ S29	長張知市郎 S30 ~ S60	目崎 隆雄 S61 ~ H 3	池田 正行 H 4 ~ H12	矢端 健 H13 ~ H18	古屋 毅士 H19 ~ H23	三澤 啓一 H24 ~ H27	小林茂四郎 H27 ~ H30	飯野 幹忠 H31 ~ 現
	S25,									
バスケットボール	S26, 5,	味岡益太郎 S26 ~ S31	福島蔵之助 S32 ~ S33	小野里光明 S34 ~ S50	町田 一三 S51 ~ S61	樋口 敏夫 S62 ~ H 5	高木 政夫 H 6 ~ H15	曾我 隆一 H16 ~ H20	岩上 憲司 H21 ~ 現	
サッカー	S43, 8, 28	田中 徳巳 S43 ~ S51	浅見 一也 S52 ~ H 3	櫻井 和男 H 4 ~ H13	小林 昭夫 H14	関口 良之 H15 ~ H17	横沢 清志 H18 ~ 現			
バドミントン	S32, 4,	竹井 滝蔵 S32 ~ S55	鈴木 正光 S56 ~ H30	村山 壮介 H31 ~ 現						
山岳	S15, 12, 6	高橋 武斉 S15 ~ S22	浜名 一雄 S23 ~ S24	川浦三四郎 S25 ~ S28	田村朝之助 S29 ~ S48	福島 孝 S49 ~ S53	大井 清 S54 ~ S62	笠原伊勢雄 S63 ~ H 3	小泉 俊夫 H 4 ~ 現	
ソフトボール	S35, 3,	川添 光芳 S35 ~ S48	小山 清 S49 ~ S58	生方 璋 S59 ~ H11	布施川富雄 H12 ~ H19	小山 行雄 H20 ~ H25	板倉美知久 H26 ~ H29	樋口 明彦 H30 ~ 現		
卓球	S20, 12,	佐藤重太郎 S20 ~ S22	河野 孝 S23 ~ S26	岸 重夫 S27 ~ S28	栗原 誠一 S29 ~ S40	山下 銀蔵 S41 ~ S44	森谷 忠男 S45 ~ H 元	金子 泰造 H 2 ~ H15	堤 孝之 H16 ~ H22	松井 慎二 H23 ~ 現
テニス	S38, 6, 20	山田昇太郎 S38 ~ S48	宮沢 俊樹 S49 ~ S54	松島弥太郎 S55 ~ H 9	若井 久幸 H10 ~ H17	須田 一 H18 ~ H26	岩上 憲司 H27 ~ 現			
ソフトテニス	S21, 7,	宮沢八十二 S21 ~ S25	橋本 秀麿 S26 ~ S29	中島 長吉 S30 ~ S35	三木 健 S36 ~ S46	中島三四郎 S47 ~ S63	佐藤 喜司 H 元 ~ H14	大友 建二 H15 ~ H20	佐藤 栄一 H21 ~ 現	
柔道	S25, 12, 17	宮沢 貞一 S25 ~ S31	永井 寿雄 S32 ~ S33	田島 行一 S34 ~ S35	藤井 一司 S36 ~ S41	山岸 宗一 S42 ~ S49	大島 由安 S50 ~ S51	高山 明 S52 ~ S57	宮沢 勤 S58 ~ H 4	椋沢 光雄 H 5 ~ H 8
	S25,	柳谷 勝之 H 9 ~ H12	小林 充 H13 ~ H22	池田 進 H23 ~ H26	鈴木 正明 H27 ~ H30	平井 敦 H31 ~ 現				

競技団体名	設立年月日	歴代会長氏名								
	体協加盟年月日	任 期								
剣道	S26, 11, 25 S26,	富沢唯治郎 S26 ~ S37	秋山福三郎 S38 ~ S48	川田 四郎 S49 ~ S60	関口 勇市 S61 ~ H 9	松本 忠男 H10 ~ H21	池田 伊一 H22 ~ H29	渡邊 達郎 H30 ~ 現		
弓道	S22, 4 S22,	斉藤 友治 S22 ~ S29	山田 萬作 S30 ~ S33	伊藤 達太 S34 ~ S35	高坂 岩居 S36 ~ S40	鈴木 賢三 S41 ~ S54	野中 宏樹 S55 ~ S56	小池 正清 S57 ~ H 3	久保田幸男 H 4 ~ H11	神田 俊三 H12 ~ H15
		中田 晃槌 H16	戸森恵美子 H17 ~ H19	勅使川原守 H20 ~ H23	鶴川 祐一 H24 ~ H25	高橋 香内 H26 ~ H29	天野 彰 H30 ~ 現			
空手道	S45, 7, 1 S25,	船津 祐一 S45 ~ H元	鳥山 君夫 H 2 ~ H26	古稻 勝彦 H27 ~ 現						
ウェイトリフティング	S37, 11, 23 S47,	船津 祐一 S37 ~ S46	出野 博 S47 ~ S60	高木 政夫 S61 ~ H15	長屋 清臣 H16 ~ R1	小池 務 R2 ~ 現				
アマチュア自転車	S21, 9 S21	田村 寿郎 S21 ~ S24	大谷 初平 S25 ~ S30	金子 政市 S31 ~ S42	笠原 秋雄 S43 ~ S44	鈴木 長治 S45 ~ H 3	中村 武 H 4 ~ H 8	(代行)内山昭二 H 9	内山 昭二 H10 ~ H18	林 勝 H19 ~ R1
		板鼻 昭 R2 ~ 現								
サイクリング	S33, 4, S33,	白石沖太郎 S33 ~ S56	佐藤 幸雄 S57 ~ H 9	岡田 修一 H10 ~ 現						
フォークダンス	S44, 9, 1 S44,	木村 勇 S44 ~ S54	樋口 福松 S57 ~ S60	島田 兼之 S61 ~ H元	井野 勝弥 H 2 ~ H 5	一倉 傳治 H 6 ~ H23	鈴木 克彬 H24 ~ 現			
スキー	S 7, S21	高橋 武斉 S 7 ~ S29	関口林五郎 S30 ~ S47	小片 尹一 S48 ~ S55	都丸 慎哉 S56 ~ S61	中村 文夫 S62 ~ H21	牛込 益次 H22 ~ 現			
スケート	S23, 1, 15 S23,	伊藤 顕道 S23 ~ S28	河原地近重 S29 ~ S33	野口 嘉郎 S34 ~ S38	長張知市郎 S39 ~ S60	(代行)嘉勝正 S61 ~ S62	斎田 顕繁 S63 ~ H12	(代行)鶴田智之 H13	鶴田 智之 H14 ~ 現	
フェンシング	S42, S49,	佐田 武夫 S42 ~ S60	出野 博 S61 ~ H 7	小林 正明 H 8 ~ R1	小曾根英明 R2 ~ 現					
ボウリング	S46, 1, 1 S51,	宮崎 又一 S46 ~ S54	青木 茂 S55 ~ S60	金子 泰造 S61 ~ H19	立見 賢三 H20 ~ H27	須賀 博史 H28 ~ 現在				
ラグビーフットボール	S51, 4, S52, 4, 13	斉藤 賢一 S51 ~ H元	中村 宏 H 2 ~ H 4	今井 正義 H 5 ~ H12	新井 昌明 H13 ~ H23	(代行)平山靖隆 H24	阿部 佳水 H25 ~ 現			
アーチェリー	S43, S52, 4, 13	野沢 幹 S50 ~ S57	岡田 穰 S58 ~ H 6	岡田 修一 H 7 ~ 現						
体操	S51, S53,	関口 隆 S51 ~ H元	飯野 稔 H 2 ~ H14	石川 羚二 H15 ~ H18	北爪 郁久 H19 ~ H23	内堀 光之 H24 ~ H25	大塚 恵弘 H26 ~ 現			
ゴルフ	S52, 2, 22 S53,	福島蔵之助 S52 ~ H 8	安東 宣夫 H9 ~ H10. 12	赤石 勝義 H11. 1 ~ 現						
オリエンテーリング	S49, 9, S53,	荒木 克彦 S49 ~ S53	増田 典寿 S54 ~ H 9	塚田 正也 H10 ~ H18	富澤 邦男 H19 ~ H25	萩原 英隆 H26 ~ 現				

競技団体名	設立年月日	歴代会長氏名							
	体協加盟年月日	任 期							
相撲	S54. 10.	藤井 恒雄	目崎 馨						
	S57,	S54 ~H13	H14 ~ H27						
ゲートボール	S53. 8.	小川 肇	永井 敬士	根萩 寿雄	向田 光雄	松倉 文子	森貞男→牛島照男		
	S57,	S57 ~ S63	H 元 ~ H14	H15 ~ H25	H26 ~ H27	H28 ~ H29	H30 ~ 現在		
ハンドボール	S56. 1. 25	関口 陽二	細野 嘉晴	宮下 鎌治	高橋 潔	関口 久美			
	S57,	S56 ~ S60	S61 ~ S62	S63 ~ H 9	H10 ~ H25	H25 ~ 現			
チュックボール	S60. 4.	郡司 博	(代行)藤沢和典	藤澤 和典	廣瀬紀久夫	阿部 忠幸			
	S61, 5,	S60 ~ H 5	H 6 ~ H 7	H 8 ~ H22	H23 ~ H25	H26 ~ 現			
アマチュアレスリング	S60. 3. 8.	岡田 穰	野木村 浩	柳川 益美					
	S62, 5,	S60 ~ S62	S63 ~ H 9	H10 ~ 現					
合気道	S56. 4. 1	桐生 顕一	岸本紀久男	湯浅 康平					
	S62, 4. 28	S56 ~H13	H14 ~ H15	H16 ~ 現					
綱引	H 2, 11, 5	佐田玄一郎							
	H 4, 5, 14	H 2 ~ H25							
スマイルボウリング	H 元, 5. 2.	船津 祐一	杉本 俊六	内田 元彦	(代行)加藤照男				
	H 5, 5, 19	H 元 ~ H 9	H10 ~ H19	H20 ~ H26	H27 ~ H29				
グラウンドゴルフ	H 8, 2, 22	町田 恒夫	西川 達男	本間 秀夫	酒井 一雄				
	H10, 5, 8	H 8 ~ H15	H16 ~ H21	H22 ~ H24	H25 ~ 現				
インディアカ	H11, 12, 1	宮崎 武夫							
	H15, 5, 7	H15 ~ 現							
武術太極拳	H 5. 4. 1	登丸 譲治							
	H17. 6. 15	H 5 ~ 現							
トライアスロン	H16. 4. 29	山西 哲郎	澁谷 則明						
	H17. 6. 15	H16 ~ R1	R2 ~ 現						
トランポリン	H16. 4. 30	茂木 信彦	内山 栄子						
	H23. 5. 12	H23 ~ H24	H25 ~ 現						

前橋市スポーツ施設

1 前橋市有スポーツ施設

No.	名称	所在地	敷地 (㎡)	建物 (㎡)	主要施設	開場時間 休場日等	利用申込み	管理	使用料	建設年月日等	所管
1	ヤマト 市民体育館前橋 (前橋市民体育館)	上佐鳥町460番地7	40,130.14	10,533.95	<ul style="list-style-type: none"> ・主競技場 床面積 7,175.2㎡ フロアー 2,013.9㎡ ・体操10種目・バスケ2面・バレー3面 ・卓球24面(最大39面)・ハンド2面 ・トレーニング 走路 3階 1周236m 2階 1周197m ・副競技場 床面積 1,330.5㎡ フロアー 1,051.2㎡ ・体操9種目・バスケ2面・バレー2面 ・卓球12面(最大24面)・ハンド1面 ・アーチェリー (18・25・30m・12人立) ・柔道場 (2面) 床面積 754.7㎡ ・剣道場 (2面) 床面積 761.9㎡ ・弓道場 床面積 436.2㎡ ・近的場 (28m・10人立) ・遠的場 (60m・6人立) ・トレーニング室・ウエイト室 ・駐車場375台、身障者用5台、大型6台 ・駐輪場153台、イス席2205台 	<ul style="list-style-type: none"> ・開場時間 9:00～21:00 ・休場日 月曜日、12/29～1/3 	<ul style="list-style-type: none"> 1 まえばしネット 2 ヤマト市民体育館前橋 (265-0900) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H29.4.1～R2.3.31 指定管理(非公募) ・R3.4.1～R6.3.31 指定管理(非公募) ・指定管理者 前橋市まちづくり公社 	別表1	<ul style="list-style-type: none"> S56.3.15建設 建設費 1,701,241,000円 用地費 800,617,000円 弓道場 8,755,000円 冷暖房設備 72,100,000円 H28.2.29 耐震・大規模改造 建築 1,197,914,400円 電気 192,240,000円 機械 442,800,000円 	スポーツ課
2	しんしん大渡体育館 (前橋市大渡体育館)	大渡町二丁目3番地11	1,810.87	1,122.76	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館フロアー 864㎡ ・バスケットボール 2面 ・バレーボール 2面 ・バドミントン 4面 ・卓球台 4台 ・照明 LED×24個(中心部500～550LX) ・駐車場100台、身障者用2台(プール兼用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・開場時間 1 月～土 9:00～21:00 2 日・休日 9:00～18:00 ・休場日 木曜日、12/29～1/3 	<ul style="list-style-type: none"> 1 まえばしネット 2 しんしん大渡温水プール・ トレーニングセンター (253-7811) 	Na1と同じ	別表2	<ul style="list-style-type: none"> R1～R2建替え工事 285,670,000円 R2.8.2 リニューアル 供用開始 	スポーツ課
3	防災の星野 日吉体育館 (前橋市日吉体育館)	日吉町二丁目17番地12		2,330.91	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館フロアー 95㎡ ・バスケットボール 2面 ・バレーボール 2面 ・バドミントン 6面 ・卓球台 	<ul style="list-style-type: none"> ・開場時間 9:00～21:00 ・休場日 火曜日(R3.4.1～) 12/29～1/3 	<ul style="list-style-type: none"> 1 まえばしネット 2 防災の星野日吉体育館 (231-1155) 	Na1と同じ	別表3	<ul style="list-style-type: none"> S60.5建設 H26.9.30大規模改修 競技フロア、管理室 トイレ、更衣室 47,887,200円 	スポーツ課
4	前橋市大胡体育館	河原浜町478番地	9,317.00	1,427.68	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館フロアー 1,245㎡ ・バスケットボール 2面 ・バレーボール 3面 ・バドミントン 6面 ・照明 700w×24個 ・駐車場約200台 	<ul style="list-style-type: none"> ・開場時間 9:00～21:00 ・休場日 月曜日(R3.4.1～) 12/29～1/3 	<ul style="list-style-type: none"> 1 まえばしネット 2 大胡体育館 (283-3970) 	Na1と同じ	別表4	S59.3建設	スポーツ課
5	前橋市宮城体育館	鼻毛石町1561番地	30,687.73	5,382.76	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ(観覧席195×2) ・体育館フロアー 1,692㎡ ・バスケットボール 2面 ・バレーボール 4面 ・バドミントン 8面 ・トレーニング室 ・卓球場 ・照明 700w×80個 ・駐車場292台うち身障者用3台 	<ul style="list-style-type: none"> ・開場時間 9:00～21:00 ・休場日 水曜日(R3.4.1～) 12/29～1/3 	<ul style="list-style-type: none"> 1 まえばしネット 2 宮城体育館 (283-8735) 	Na1と同じ	別表5	H13.4建設	スポーツ課

No.	名 称	所在地	敷地 (㎡)	建物 (㎡)	主 要 施 設	開場時間 休場日等	利用申込み	管 理	使用料	建設年月日等	所 管
6	前橋市民プール	上細井町2192番地	21,110.00	1,633.06	<ul style="list-style-type: none"> ・50mプール 9コース (公認) ・25mプール 7コース ・幼児プール ・管理棟 管理事務室、監視室、医務室、会議室 売店、軽食堂 ・駐車場200台、身障者用3台、臨時有 	<ul style="list-style-type: none"> ・開場期間 7/1～9月第1日曜日 (期間内無休) ・開場時間 9:00～18:00 	1 前橋市民プール (234-9211) 開場期間中のみ	No.1と同じ	別表 6	H1.07.15建設 用地費 473,877,000円 943,163,000円 H23.3.10 幼児プールほか リニューアル 15,400,350円	スポーツ課
7	しんしん 大渡温水プール・ トレーニングセンター (前橋市大渡温水プール トレーニングセンター)	大渡町二丁目3番地11	7,469.17	3,518.41	<ul style="list-style-type: none"> ・温水プール 1,238.56㎡ 25mプール 9コース (公認) 可動床深さ 0.5～2m 固定床深さ 1.3m 監視員室、救護室、ジャグジー、採暖室 	<ul style="list-style-type: none"> ・開場時間 1 土、7/20～8/31 (日・休日を除く) 10:00～20:00 2 日曜日及び休日 10:00～19:00 3 上記以外の日 12:00～20:00 	1 しんしん大渡温水プール・ トレーニングセンター (253-7811)	No.1と同じ	別表 7	H3.07.6建設	スポーツ課
					<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング室 353.88㎡ 有酸素系器具、ウエイトトレーニング器具 リラクゼーションマシン 	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング、軽スポー ツ室開場時間 1 月～水、金、土 (休日を除く) 10:00～21:00 2 日曜日及び休日 					
					<ul style="list-style-type: none"> ・軽スポーツ室 176.42㎡ ・保護者控室、指導員室 ・駐車場約200台うち身障者用2台 ・熱源：ボイラー都市ガス 	<ul style="list-style-type: none"> ・休場日 木曜日、12/29～1/3 					
8	前橋市 六供温水プール	六供町1068番地	10,890.00	3,285.73	<ul style="list-style-type: none"> ・25mプール 25×7m 水深1.1m～1.2m 3コース ・流水プール 幅5m・長さ108m・水深1m ・スライダープール (2連) 高さ4.55m・長さ49.406m 高さ5.30m・長さ58.008m ・溪流プール 幅2.28m・高低差4.8m・長さ72.337m ・ちびっこプール 水深0.5m・0.3m ・管理事務所、談話室、売店、見学者キヤタレ- ・駐車場約130台、身障者用3台 	<ul style="list-style-type: none"> ・開場時間 1 日、土曜日及び休日 3/27～4/6、7/1～8/31 10:00～20:00 2 上記以外 12:00～20:00 ・休場日 月曜日、12/29～1/3 (夏季無休営業期間あり) 	1 六供温水プール (243-1308)	No.1と同じ	別表 8	H3.10.1建設	スポーツ課
9	前橋市 宮城プール	鼻毛石町1561番地	30,687.73	1,044.06	<ul style="list-style-type: none"> ・25mプール 7コース 可動式屋根付 (H26.2.14の大雪のため半壊) 	<ul style="list-style-type: none"> ・開場期間 7月第2土曜日～8/31 ・開場時間 13:00～18:00 ・休場日 平日 	1 宮城体育館 (283-8735)	No.1と同じ	別表 9	H14.5建設	スポーツ課

※宮城体育館

No.	名 称	所在地	敷地 (㎡)	建物 (㎡)	主 要 施 設	開場時間 休場日等	利用申込み	管 理	使用料	建設年月日等	所 管
10	前橋市 三俣テニスコート	三俣町三丁目1番地 (山形公園内)	5,677.00	104.15	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレーコート 8面 (硬式軟式兼用) ・ クラブハウス ・ 管理室、シャワー室 (男女)、便所、用具室 ・ 競技場面積 5,480㎡ ・ 被照面面積 ソフトテニス 2,600㎡ テニス 2,600㎡ ・ 投光器、水銀灯、1kwメタルハライドランプ 1kw×16灯×8面 ・ 電撃殺虫器 (屋外用) 30w 2台 ・ 照度平均 443Lx ・ 駐車場50台 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開場時間 1 土曜日、日曜日、休日 6:00~21:00 2 上記以外の日 9:00~21:00 	<ul style="list-style-type: none"> 1 まえばしネット 2 ヤマト市民体育館前橋 (265-0900) 3 三俣テニスコート (232-0881) 	No.1と同じ	別表10	S38.6.30整備 コート4面 S51.3.30整備 コート2面 S54.10.19整備 照明4面 S56.3.25整備 クラブハウス S63.3整備 照明4面	スポーツ課
11	ロード 宮城総合運動場 (前橋市宮城総合運 動場)	鼻毛石町2270番地1	114,360.72	1,048.39	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多目的広場 ・ 野球使用時2面 ソフトボール使用時 4面 ・ 照明1面 1,000w×84個 ・ 陸上競技場・サッカー場 400mトラック・8レーン ・ 照明1,000w×80個 ・ テニスコート ・ 砂入り人工芝コート6面 ・ 照明1,000w×36個 ・ マレットゴルフ場18コース ・ 補助グラウンド ・ 駐車場372台、身障者用4台 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開場時間 1 多目・陸上・テニス 6:00~21:00 2 マレット・補助 6:00~18:00 ・ 休場日 12/29~1/3 	<ul style="list-style-type: none"> 1 まえばしネット 2 宮城体育館 (283-8735) 	No.1と同じ	別表11	H12.3建設	スポーツ課
12	ザ・野菜 粕川総合グラウンド (前橋市粕川総合グラ ウンド)	粕川町西田面189番地1	22,653.94	411.98	<ul style="list-style-type: none"> ・ テニスコート ・ 砂入り人工芝6面 ・ 照明1,000w×36個 ・ 運動場 ・ 野球1面 ・ 照明1,000×72個 ・ 運動場約100台 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開場時間 6:00~21:00 ・ 休場日 12/29~1/3 	<ul style="list-style-type: none"> 1 まえばしネット 2 粕川スポーツ施設 管理事務所 (285-3911) 	No.1と同じ	別表12	H3.10建設 H24.1 テニス 人工芝化6面	スポーツ課
13	前橋市 富士見総合グラウンド	富士見町皆沢315番地1	49,630.00	306.39	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多目的グラウンド ・ 陸上、野球2面、サッカー1面 ・ 駐車場300台 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開場時間 6:00~18:00 ・ 休場日 12/29~1/3 	<ul style="list-style-type: none"> 1 まえばしネット 2 ヤマト市民体育館前橋 (265-0900) 	No.1と同じ	別表13	S53.3.31建設	スポーツ課
14	前橋市 王山運動場	総社町一丁目8番地2	27,063.50	285.92	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸上競技場 ・ 400m×2コース、100m×4コース ・ テニスコート 4面 3,268.2㎡ ・ 照明塔9本 ・ 管理室、更衣室、便所2ヵ所、器具庫、 水飲足洗場、掲揚塔、散水設備 ・ 駐車場137台 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開場時間 1 土曜日、日曜日、休日 6:00~18:00 2 上記以外の日 9:00~18:00 	<ul style="list-style-type: none"> 1 まえばしネット 2 ヤマト市民体育館前橋 (265-0900) 	No.1と同じ	別表14	S54.7.10建設 148,243,000円 用地費 102,126,000円 H25.3.6陸上競技場 (全天候400mトラック) 115,857,000円	スポーツ課

No.	名 称	所在地	敷地 (㎡)	建物 (㎡)	主 要 施 設	開場時間 休場日等	利用申込み	管 理	使用料	建設年月日等	所 管
15	コーエイ前橋 フットボールセンター (前橋市下増田運動場)	下増田町277番地	88,626.86	697.4	・天然芝サッカー場4面 (105m×68m) ・人工芝サッカー場2面 (70m×50m) LED照明付 ・野球場1面 ・グラウンドゴルフ場 ・クラブハウス 697.40㎡ ・駐車場380台	・開場時間 1 天然芝サッカー場 野球場 6:00～18:00 2 人工芝サッカー場 クラブハウス 6:00～21:00	1 まえばしネット 2 ヤマト市民体育館前橋 (265-0900)	№.1と同じ	別表15	H23.3建設 433,519,600円 用地費 2,048,149,096円 H28.12 クラブハウス 248,353,560円 H29.3 サッカー場(西側) 495,446,760円	スポーツ課
16	ベースボールパーク ファースト北部運動場 (前橋市北部運動場)	上細井町2127番地4	35,697.00	33.12	・野球場3面(内1面夜間照明 1,000w×82個) 内野 661LX、外野 301LX ・ソフトボール場1面 ・クラブハウス、器具庫、便所 ・駐車場120台	・開場時間 6:00～21:00	1 まえばしネット 2 ヤマト市民体育館前橋 (265-0900)	№.1と同じ	別表16	S63建設 137,170,000円 用地費 1,510,590,000円 H4.11照明設置 47,380,000円	スポーツ課
17	前橋市 清里方面運動場	青梨子町591番地	28,373.00	59.4	・野球場(一般)1面(夜間照明 1,000×82個) 内野 661LX、外野 301LX ・野球場(少年)1面 ・ソフトボール場1面 ・ゲートボール場2面 ・器具庫、便所 ・駐車場120台	・開場時間 6:00～21:00	1 まえばしネット 2 ヤマト市民体育館前橋 (265-0900)	№.1と同じ	別表17	S56.3建設 390,969,000円 用地費 317,220,000円 H4.11照明設置 53,560,000円	スポーツ課
18	粕川西部運動場・ 高橋建築設計事務所 元気広場 (前橋市粕川西部運動場)	粕川町女淵1500番地2	15,590.00	90.3	・サッカー場1面 ・ソフトボール場2面 ・駐車場46台	・開場時間 6:00～18:00 ・休場日 12/29～1/3	1 まえばしネット 2 粕川スポーツ施設 管理事務所 (285-3911)	№.1と同じ	別表18	H4.4建設	スポーツ課
19	登利平 桃ノ木川グラウンド (前橋市桃ノ木川グラ ウンド)	東片貝町417番地4	53,832.65	248.85	・野球場4面(夜間照明1面 11,929.75㎡) ・照明塔 鋼管トラス構造 4基(1基60灯) 1kw 高効率ハイドランプ 80灯 700kw 高圧ナトリウムランプ 80灯 ・残置灯 1kw 高効率ハイドランプ 1灯 1kw ナトリウムランプ 2灯 ・照度 バッテリー間 1,100LX 内野 800LX 外野 600LX ・管理棟、売店、倉庫1、便所1、更衣室 休憩所1、駐車場	・開場時間 6:00～21:00 ・休場日 12/29～1/3	1 まえばしネット 2 登利平桃ノ木川グラウンド (261-2562) 3 ヤマト市民体育館前橋 (265-0900)	№.1と同じ	別表19	S40.6.18建設 6,280,000円 48,300,000円	～H26.3.31 産業政策課 H26.4.1～ スポーツ課
20	両毛運輸 千本桜野球場 (前橋市千本桜野球 場)	苗ヶ島町2516番地1	27,329.00	153.17	・野球場1面(両翼102m、中堅120m) ・駐車場126台	・開場時間 6:00～18:00 ・休場日 12/29～1/3	1 まえばしネット 2 宮城体育館 (283-8735)	№.1と同じ	別表20	S51.4建設	スポーツ課
21	中央緑地 (前橋公園の公園施 設の一部)	石倉町四・五丁目地内	14,960.00		・野球場1面 ・広場1カ所、水飲場1カ所、便所1カ所	・開場時間 6:00～18:00 ・休場日 12/29～1/3	1 まえばしネット 2 ヤマト市民体育館前橋 (265-0900)	№.1と同じ	無料	S49.3	公園管理事務所 事務移管 スポーツ課

No.	名 称	所在地	敷地 (㎡)	建物 (㎡)	主 要 施 設	開場時間 休場日等	利用申込み	管 理	使用料	建設年月日等	所 管
22	敷島緑地 (利根川敷島緑地の 公園施設)	敷島町地内	2,100.00		・多目的広場			No.1と同じ	無料	H15.6.27建設 5,670,000円	公園管理事務所 事務移管 スポーツ課
			9,351.90		・少年野球場2面 ・水飲場、移動式トイレ	・開場時間 6:00~18:00 ・休場日 12/29~1/3	1 まえばしネット 2 ヤマト市民体育館前橋 (265-0900)			S51.8.1建設 23,350,000円	
			35,600.00		・野球場4面 (北からA, B, C, D) A・B面 17,000㎡ C・D面 13,000㎡ コンクリート広場 5,600㎡ ・水飲場6ヵ所、足洗場、2ヵ所、便所2ヵ所 広場、駐車場	・開場時間 6:00~18:00 ・休場日 12/29~1/3				S47.3建設	
			14,002.60		・ラグビー場1面 ・照明4基 1kw水銀灯36灯、照度100~200LX ・水飲場	・開場時間 6:00~21:00 ・休場日 12/29~1/3				別表21	
23	大渡緑地 (利根川大渡緑地の 公園施設)	総社町総社地内	43,943.10		・野球場3面 (北からA, B, C)	・開場時間 6:00~18:00 ・休場日 12/29~1/3	1 まえばしネット 2 ヤマト市民体育館前橋 (265-0900)	No.1と同じ	無料	S52.4	公園管理事務所 事務移管 スポーツ課

No.	名 称	所在地	敷地 (㎡)	建物 (㎡)	主 要 施 設	開場時間 休場日等	利用申込み	管 理	使用料	建設年月日等	所 管
24	前橋総合運動公園	荒口町437番地2	227,415.53	4,793.42	<ul style="list-style-type: none"> テニスコート 19,400.00㎡ 砂入り人工芝16面 クラブハウス、競技場、夜間照明10面 マルチ用途 1kw×16灯×10面 平均照度 430LX 	<ul style="list-style-type: none"> 開場時間 1 5/1～10/31 6:00～21:00 2 上記以外 9:00～21:00 	<ul style="list-style-type: none"> 1 まえばしネット 2 前橋総合運動公園 (268-1911) 	<ul style="list-style-type: none"> H29.4.1～R3.3.31 指定管理（非公募） R3.4.1～R6.3.31 指定管理（非公募） 指定管理者 前橋市まちづくり公社 	別表22 別表23 別表24 別表25 別表26	S57.7.15建設 498,164,000円	<ul style="list-style-type: none"> ～H26.3.31 公園管理事務所 H26.4.1～ スポーツ課
					<ul style="list-style-type: none"> グレースイン前橋市民球場 18,620.00㎡ 両翼100m 中堅120m 観客収容人員 4,844人 夜間照明6基 バッテリー間 1,000LX 内野 700LX、外野 400LX 	<ul style="list-style-type: none"> 開場時間 1 5/1～10/31 6:00～18:00 2 上記以外 9:00～18:00 	<ul style="list-style-type: none"> 1 前橋総合運動公園 (268-1911) 			S61.4.29建設 697,950,000円 R2両翼拡張等工事 170,594,600円	
					<ul style="list-style-type: none"> 群馬電工陸上競技・サッカー場 24,300.00㎡ 400mトラック・8レーン 公認第4種（L） フィールド サッカーコート（105×68m） クラブハウス 	<ul style="list-style-type: none"> 開場時間 1 5/1～10/31 6:00～18:00 2 上記以外 9:00～18:00 				H14.4.22 H14.5.10 405,363,000円	
					<ul style="list-style-type: none"> 日野備巧コミュニティプール 2,399.40㎡ 温水プール（25m×15m） 7コース 幼児プール（15m×5m） シャワー室、更衣室、ギャラリー室 	<ul style="list-style-type: none"> 開場時間 1 7/20～8/31 （日曜日を除く） 10:00～20:00 2 上記以外の土曜日 10:00～20:00 3 日曜及び休日 10:00～19:00 4 上記以外の日 12:00～20:00 				H1.10 882,318,000円	
					<ul style="list-style-type: none"> 健康運動指導室（相談室、指導室） 	<ul style="list-style-type: none"> 開場時間 1 日曜及び休日 10:00～18:00 2 上記以外の日 10:00～20:00 				陸上全天候 トラック改修 H22.9.22 339,150,000円	
					<ul style="list-style-type: none"> 軽スポーツ広場 グラウンドゴルフ9ホール トリムコース 1周1,800m 駐車場北230台、南350台、西120台、東951台、軽スポーツ広場45台 合計1,696台 	<ul style="list-style-type: none"> 休場日（有料施設） 火曜日、12/29～1/3 					
25	大胡総合運動公園	堀越町473番地4	83,106.92	669.34	<ul style="list-style-type: none"> 野球場 12,000㎡（両翼90m 中堅110m） 	<ul style="list-style-type: none"> 開場期間 3/1～11/30 開場時間 1 土・日曜日及び休日 6:00～21:00 2 上記以外の日 9:00～21:00 	<ul style="list-style-type: none"> 1 まえばしネット 2 大胡総合運動公園 (230-4055) 	No.24と同じ	別表27 別表28 別表29 別表30	H10.3.31建設 2,011,155,000円 用地費 442,857,000円 改修費 104,401,000円 H20.10人工芝化 フィールド内	<ul style="list-style-type: none"> ～H26.3.31 公園管理事務所 H26.4.1～ スポーツ課
					<ul style="list-style-type: none"> 陸上競技場 22,540㎡ 400mトラック 8レーン フィールド 人工芝サッカーコート 100m×66m 	<ul style="list-style-type: none"> 開場時間 1 土・日曜日及び休日 6:00～21:00 2 上記以外の日 9:00～21:00 	<ul style="list-style-type: none"> 1 大胡総合運動公園 (230-4055) 				
					<ul style="list-style-type: none"> 弓道場 6人立 960㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> 開場時間 9:00～21:00 	<ul style="list-style-type: none"> 1 まえばしネット 2 大胡総合運動公園 (230-4055) 				
					<ul style="list-style-type: none"> テニスコート 2,425㎡ 4面 砂入り人工芝 	<ul style="list-style-type: none"> 開場時間 1 土・日曜日及び休日 6:00～21:00 2 上記以外の日 9:00～21:00 					
					<ul style="list-style-type: none"> 自由広場 8,000㎡ 野鳥の森 3,100㎡ 駐車場274台 	<ul style="list-style-type: none"> 休場日（有料施設） 月曜日、12/29～1/3 					

No.	名 称	所在地	敷地 (㎡)	建物 (㎡)	主 要 施 設	開場時間 休場日等	利用申込み	管 理	使用料	建設年月日等	所 管
26	旧前橋東商業高校 体育施設	上大屋町105番地	36,450.41 (借用面積)	1,942.27 (借用面積)	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館 延床面積1,744㎡ ・体育館フロア 1,066㎡ ・バスケットボール 2面 ・バレーボール 2面 ・バドミントン 6面 ・卓球場 ・運動場 (少年サッカー場 65×100m) ・軽スポーツ室 198.27㎡ ・テニスコート4面 	<ul style="list-style-type: none"> ・開場時間 1 体育館・卓球場 軽スポーツ室 9:00～21:00 2 運動場・テニス 9:00～18:00 ・休場日 月曜日 (R3.4.1～) 12/29～1/3 	<ul style="list-style-type: none"> 1 大胡体育館 (283-3970) 2 大胡総合運動公園 (230-4055) 	No.26と同じ	別表32	H2建設 H13建設 軽スポーツ室	スポーツ課 (県より借用)
27	利根川田口緑地	田口町ほか	69,000.00		<ul style="list-style-type: none"> ・少年野球兼ソフトボール場1面 ・サッカー・ラグビー場 ・多目的広場1面 ・遊戯広場 (サイクル広場)、散策広場 	<ul style="list-style-type: none"> ・開場時間 6:00～18:00 	<ul style="list-style-type: none"> 1 ヤマト市民体育館前橋 (265-0900) 2 公園管理事務所 (225-2116) 	No.26と同じ	無料	H1.3.31～H10.3.31 276,000,000円	スポーツ課 及び 公園管理事務所
28	岩神緑地	岩神町ほか	約18,000		<ul style="list-style-type: none"> ・BMX コース 	<ul style="list-style-type: none"> ・開場時間 6:00～18:00 	<ul style="list-style-type: none"> ヤマト市民体育館前橋 (265-0900) 	No.26と同じ	無料	H26.5月～供用開始	スポーツ課

※令和3年4月1日時点

施設別使用料

1 ヤマト市民体育館前橋（別表1）

区 分			使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)	
			9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占 有 利 用	主競技場	全 面	8,430	8,430	8,430	8,430	2,810	全灯 520 半灯 260	
		半 面	4,210	4,210	4,210	4,210	1,400	全灯 260 半灯 130	
	副競技場	全 面	4,330	4,330	4,330	4,330	1,440	全灯 240 半灯 120	
		半 面	2,160	2,160	2,160	2,160	720	全灯 120 半灯 60	
	柔道場	全 面	2,290	2,290	2,290	2,290	760	全灯 60 半灯 30	
	剣道場	全 面	2,290	2,290	2,290	2,290	760	全灯 60 半灯 30	
	弓道場	全 面	1,950	1,950	1,950	1,950	650	全灯 50	
	会議室	第1会議室	240	240	240	240	80	/	
		第2会議室	820	820	820	820	270		
		第3会議室	820	820	820	820	270		
トレーニング室		820	820	820	820	270			
放送設備	一 式	490	490	490	490	160			
個 人 利 用	主競技場	一 般	310	310	310	310	—		
	副競技場	一 般	310	310	310	310	—		
	柔道場	一 般	310	310	310	310	—		
	剣道場	中学生以下	100	100	100	100	—		
	弓道場	中学生以下	100	100	100	100	—		
	トレーニング室	一 般	1人1回につき310円						
	トレーニング走路	中学生以下	1人1回につき100円						
各種器具	1 組	1回につき320円							
コインロッカー	1 個	1回につき20円							

2 しんしん大渡体育館（別表2）

区 分			使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)	
			9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占 有 利 用	全 面	3,270	3,270	3,270	3,270	1,090	全灯 150		
	半 面	1,630	1,630	1,630	1,630	540	全灯 70		
個 人 利 用	一 般	310	310	310	310	—	/		
	中学生以下	100	100	100	100	—			

施設別使用料

3 防災の星野 日吉体育館（別表3）

区 分		使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)	
		9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占有利用	全面	2,050	2,050	2,050	2,050	680	全灯	140
	半面	1,020	1,020	1,020	1,020	340	全灯	70
個人利用	一般	100	100	100	100	—	\	
	中学生以下	50	50	50	50	—		

4 大胡体育館（別表4）

区 分		使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)	
		9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占有利用	全面	1,220	1,220	1,220	1,220	400	全灯	150
	半面	610	610	610	610	200	全灯	70
個人利用	一般	100	100	100	100	—	\	
	中学生以下	50	50	50	50	—		

5 宮城体育館（別表5）

区 分			使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)				
			9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～17時	17時 ～19時	19時 ～21時	時間外 1時間当たり	全灯	半灯		
占有利用	アリーナ	全面	2,990	2,990	1,990	1,990	1,990	990	410	200		
		半面	1,490	1,490	990	990	990	490	200	100		
	卓球場		820	820	550	550	550	270	\			
	トレーニング室		820	820	550	550	550	270				
	多目的室1		240	240	160	160	160	80				
	多目的室2		240	240	160	160	160	80				
	会議室		240	240	160	160	160	80				
個人利用	アリーナ	一般	310	310	200	200	200	—	\			
		中学生以下	100	100	100	100	100	—				
	卓球場	一般	100	100	100	100	100	—				
		中学生以下	50	50	50	50	50	—				
	トレーニング室	一般	1人1回につき100円					—			\	
	トレーニング走路	中学生以下	1人1回につき50円					—				

6 前橋市民プール（別表6）

区 分	使 用 料 (円)	
占有利用	50mプール	1時間につき2,200円
放送設備	一式	1時間につき140円
個人利用	一般	1人1回につき200円
	中学生以下	1人1回につき50円
コインロッカー	1 個	1回につき20円

施設別使用料

7 しんしん大渡温水プール・トレーニングセンター（別表7）

区 分		使 用 料 (円)	
占有利用	25mプール	1時間につき5,500円	
放送設備	一 式	1時間につき190円	
個人利用	プ ー ル	一 般	1人1回につき310円
		中学生以下	1人1回につき100円
	トレーニング施設	一 般	1人1回につき310円
		中学生以下	1人1回につき100円
コインロッカー	1 個	1回につき20円	
競泳用自動計測装置	一 式	1回につき3,300円	

8 六供温水プール（別表8）

区 分		使 用 料 (円)	
占有利用		1時間につき5,500円	
個人利用	一 般	1人1回につき310円	
	中学生以下	1人1回につき100円	
コインロッカー	1 個	1回につき20円	

9 宮城プール（別表9）

区 分		使 用 料 (円)	
占有利用		1時間につき2,200円	
個人利用	一 般	1人1回につき200円	
	中学生以下	1人1回につき50円	

10 三俣テニスコート（別表10）

区 分		使 用 料 (円)						照明使用料 (1時間当たり)	
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占有利用	1 面	720	720	720	720	720	240	1面	410
放送設備	一 式	490	490	490	490	490	160	/	
クラブハウス	一 式	980	980	980	980	980	320		

施設別使用料

11 ロード宮城総合運動場 (別表11)

区 分			使 用 料 (円)						照明使用料
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	
多目的 広場	占有利用	全 面	2,990	2,990	2,990	2,990	2,990	990	A面 30分全灯 1,150
		半 面	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490	490	A面 30分半灯 560
陸上 競技場	占有利用	全 面	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490	490	30分全灯 1,100 30分半灯 510
	個人利用	一 般	1人1回につき100円						
中学生以下		1人1回につき50円							
テニスコート	占有利用	1 面	790	790	790	790	790	260	1時間 100
マレット	個人利用	1人1回につき200円							
ゴルフ場	道 具	一 式	1日につき100円						
補助グラウンド	占有利用		330	330	330	330	—	110	

12 ザ・野菜 粕川総合グラウンド (別表12)

区 分			使 用 料 (円)						照明使用料
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	
テニスコート	占有利用	1 面	700	700	700	700	700	230	1時間 100
運動場	占有利用		1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	340	30分全灯 930 30分半灯 460

13 富士見総合グラウンド (別表13)

区 分			使 用 料 (円)					
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 1時間当たり	
陸上競技場	占有 利用	全 面	2,090	2,090	2,090	2,090	690	
野球場		1 面	1,040	1,040	1,040	1,040	340	
サッカー場		全 面	2,090	2,090	2,090	2,090	690	

施設別使用料

14 王山運動場（別表14）

区 分			使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)		
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 1時間当たり			
陸上競技場	占有利用		1,650	1,650	1,650	1,650	550	全面全灯	200	
	個人利用	一般	1人1回につき310円							
		中学生以下	1人1回につき100円							
	放送設備		一式	490	490	490	490			160
	年間練習	高校生以上	1人	年額1,640円						
		高校生団体	1団体	年額1,640円						
		中学生以下	1人	年額810円						
中学生以下 団体		1団体	年額810円							
テニスコート	占有利用		1面	720	720	720	720	240		
	放送設備		一式	490	490	490	490	160		

15 コーエィ前橋フットボールセンター（別表15）

区 分			使 用 料 (円)						照明使用料 (30分当たり)	
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占有利用	天然芝 サッカー	1面	15,270	15,270	15,270	15,270	—	5,090	1面	190
	人工芝 サッカー	1面	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	1,010		
	野球場		1,040	1,040	1,040	1,040	—	340		
放送設備		一式	490	490	490	490	490	160		
クラブハウス	多目的室	全面	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	460		
		半面	700	700	700	700	700	230		
	会議室		240	240	240	240	240	80		
	ロッカー室A・B		610	610	610	610	610	200		

16 ベースボールパークファースト北部運動場（別表16）

区 分			使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)	
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時		
占有利用	全面	4,220	4,220	4,220	4,220	4,220	1,400	B面全灯	1,200
	1面	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	340		
放送設備		一式	490	490	490	490	160		
クラブハウス		一式	980	980	980	980	320		

施設別使用料

17 清里方面運動場（別表17）

区 分		使 用 料（円）						照明使用料 （30分当たり）
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	
占 有 利 用	全 面	1,570	1,570	1,570	1,570	—	520	A面全灯 1,200
	A 面	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	340	
	B 面	520	520	520	520	—	170	
	C 面	520	520	520	520	—	170	

18 粕川西部運動場・高橋建築設計事務所 元気広場（別表18）

区 分		使 用 料（円）				
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 1時間当たり
占 有 利 用		1,040	1,040	1,040	1,040	340

19 登利平 桃ノ木川グランド（別表19）

区 分		使 用 料（円）						照明使用料 （30分当たり）
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	
占 有 利 用	1 面	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	340	A面全灯 1,770

20 両毛運輸 千本桜野球場（別表20）

区 分		使 用 料（円）				
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 1時間当たり
占 有 利 用		610	610	610	610	200

1 占有利用において、区分する時間を超えて利用したときは、その超過した時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）に応じ、時間外の使用料を徴収する。

2 スポーツ施設を現に利用する時間が、当該区分の時間に満たない場合であっても、使用料は当該区分に掲げる額とする。

3 利用者が入場料等（入場料、会費、賛助金、寄附金等その名目のいかんにかかわらずスポーツ施設に入場する者から利用者が徴収する金銭又は利用者が発行する入場券をいう。）を徴収する場合は、この表に定める使用料の2倍の額の使用料を徴収する。

4 営利又は宣伝を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の10倍の額の使用料を徴収する。

5 王山運動場の陸上競技場の年間練習については、許可を受けた日の属する年度において、当該施設が占有利用されていない場合に個人利用できるものとする。

6 コーエィ前橋フットボールセンターの天然芝サッカー場、人工芝サッカー場及び野球場の占有利用において、高校生以下の者を対象とした競技会その他これに類する催しのために利用する場合又は高校生以下の者が利用する場合は、この表の15の項に定める使用料の2分の1の額の使用料を徴収する。

21 敷島緑地（別表21）

区 分	照明使用料（円） （30分当たり）
ラ グ ビ ー 場	620

施設別使用料

1 前橋総合運動公園

(1) テニスコート (別表22)

区 分			使 用 料 (円)						照明使用料 (1時間当たり)
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	
占有利用	一般	1面	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	730	1面全灯 200
	高校生以下	1面	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	360	
個人利用	一般	1人	370	370	370	370	—	—	
	高校生以下	1人	180	180	180	180	—	—	

(2) グレースイン前橋市民球場 (別表23)

区 分			使 用 料 (円)						照明使用料 (30分当たり)
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	
占有利用	入場料を 徴収する 場合	職業野球	全日 176,000円						全面全灯 2,610
		一般	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	3,300	
		高校生以下	4,940	4,940	4,940	4,940	4,940	1,640	
	入場料を 徴収しない 場合	一般	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	1,100	
		高校生以下	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	540	

(3) 群馬電工陸上競技・サッカー場 (別表24)

区 分			使 用 料 (円)				
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 1時間当たり
陸上競技 利 用	占有利用	一般	3,140	3,140	3,140	3,140	1,040
		高校生以下	1,570	1,570	1,570	1,570	520
	個人利用	一般	1人1回につき310円				
		中学生以下	1人1回につき100円				
	年間利用	一般	1人につき年額6,280円				
		高校生以下	1人につき年額3,140円				
サッカー 利 用	占有利用	一般	10,260	10,260	10,260	10,260	3,420
		高校生以下	5,130	5,130	5,130	5,130	1,710
競技用器具	一 式	一般	1日につき5,230円				
		高校生以下	1日につき2,610円				
	1 点	一般	1日につき130円				
		高校生以下	1日につき60円				
放 送 設 備		一般	540	540	540	540	180
		高校生以下	260	260	260	260	90
クラブハウス	占有利用	一般	5,100	5,100	5,100	5,100	1,700
		高校生以下	2,540	2,540	2,540	2,540	840
	温 水 シャワー	一般	1日につき2,590円				
		高校生以下	1日につき1,290円				

施設別使用料

(4) 前橋総合運動公園 日野備巧 コミュニティプール ア プール (別表25)

区 分		使用料
占有利用		1時間につき5,500円
個人利用	一般	1人1回につき310円
	中学生以下	1人1回につき100円
コインロッカー	1 個	1回につき20円

イ 健康運動指導室 (別表26)

区 分		使 用 料 (円)						照明使用料 (1時間当たり)
		10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～20時	時間外 1時間当たり	
占有利用	一般	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	550	全面全灯 100
	中学生以下	550	550	550	550	550	270	
個人利用	一般	100	100	100	100	100	—	
	中学生以下	50	50	50	50	50	—	

備 考

- 1 占有利用において、区分する時間を超えて利用したときは、その超過した時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）に応じ、時間外の使用料を徴収する。
- 2 有料公園施設を現に利用する時間が、当該区分の時間に満たない場合であっても、使用料は当該区分に掲げる額とする。
- 3 利用者が入場料等（入場料、会費、賛助金、寄附金等その名目のいかんにかかわらず有料公園施設に入場する者から利用者が徴収する金銭又は利用者が発行する入場券をいう。）を徴収する場合は、この表に定める使用料の2倍の額（前橋総合運動公園グレースイン前橋市民球場にあっては、入場料を徴収する場合として使用料の欄に掲げる額）の使用料を徴収する。
- 4 営利又は宣伝を目的として有料公園施設を利用する場合（前橋総合運動公園グレースイン前橋市民球場を野球の営利又は宣伝を目的として利用する場合を除く。）は、この表に定める使用料の10倍の額の使用料を徴収する。
- 5 前橋総合運動公園群馬電工陸上競技・サッカー場の陸上競技利用の年間利用については、許可を受けた日の属する年度において、当該施設が占有利用されていない場合に個人利用できるものとする。
- 6 前橋総合運動公園群馬電工陸上競技・サッカー場のサッカー利用の占有利用は、サッカーその他の競技で、フィールドの芝生部分を利用する場合に適用する。

施設別使用料

2 大胡総合運動公園

(1) 野球場 (別表27)

区 分	使 用 料 (円)						照明使用料 (30分当たり)	
	6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	全灯	半灯
占有利用	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070	690	1,610	780

(2) 陸上競技・サッカー場 (別表28)

区 分	使 用 料 (円)							照明使用料 (30分当たり)		
	6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	全灯	半灯		
陸上競技 利用	占有利用	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	520	1,660	830	
	個人利用	1人1回につき100円						/		
	中学生以下	1人1回につき50円								
サッカー 利用	占有利用	一般	5,650	5,650	5,650	5,650	5,650	1,880	1,660	830
	高校生以下	2,820	2,820	2,820	2,820	2,820	940			

(3) 弓道場 (別表29)

区 分	使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)	
	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	全面全灯	
占有利用	940	940	940	940	310	50	
個人利用	一般	100	100	100	100	—	/
	中学生以下	50	50	50	50	—	

(4) テニスコート (別表30)

区 分	使 用 料 (円)						照明使用料 (1時間当たり)	
	6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	1面全灯	
占有利用	1面	420	420	420	420	420	140	100

備 考

- 占有利用において、区分する時間を超えて利用したときは、その超過した時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）に応じ、時間外の使用料を徴収する。
- 有料公園施設を現に利用する時間が、当該区分の時間に満たない場合であっても、使用料は当該区分に掲げる額とする。
- 利用者が入場料等（入場料、会費、賛助金、寄附金等その名目のいかんにかかわらず有料公園施設に入場する者から利用者が徴収する金銭又は利用者が発行する入場券をいう。）を徴収する場合は、この表に定める使用料の2倍の額の使用料を徴収する。
- 営利又は宣伝を目的として有料公園施設を利用する場合は、この表に定める使用料の10倍の額の使用料を徴収する。
- 大胡総合運動公園陸上競技・サッカー場のサッカー利用の占有利用は、サッカーその他の競技で、フィールドの芝生部分を利用する場合に適用する。

施設別使用料

旧前橋東商業高校体育施設（別表31）

施設名	使用料	照明使用料			
		区分		全灯	半灯
体育館	無料	全面	1時間当たり	620	310
卓球場	無料	全面	1コマ当たり	150	—
軽スポーツ室	無料	全面	1コマ当たり	150	—
運動場	無料				
テニスコート	無料				

※利用は、原則、市内在住団体に限る。

スポーツ施設共通回数利用券

(1) 本市に住所を有する65歳以上の者に対して発行することができるものを除く回数利用券

利用可能施設名	券面額及び枚数	金額
前橋総合運動公園テニスコート 前橋総合運動公園群馬電工陸上競技・サッカー場(陸上競技利用に限る) 前橋総合運動公園 日野備巧 コミュニティプール 大胡総合運動公園陸上競技・サッカー場(陸上競技利用に限る。) 大胡総合運動公園弓道場 ヤマト市民体育館前橋(主競技場・副競技場・柔道場・剣道場・ 弓道場・トレーニング室及びトレーニング走路に限る。) しんしん大渡体育館 防災の星野日吉体育館 前橋市大胡体育館 前橋市宮城体育館(アリーナ・卓球場・トレーニング室及び トレーニング走路に限る)	370円券 11枚つづり	3,700円
前橋市民プール しんしん大渡温水プール・トレーニングセンター 前橋市六供温水プール 前橋市宮城プール ロード宮城総合運動場(陸上競技場及びマレットゴルフ場に限る。) 前橋市王山運動場(陸上競技場に限る。)	180円券 11枚つづり	1,800円
	100円券 11枚つづり	1,000円
	50円券 11枚つづり	500円

施設別使用料

(2) 本市に住所を有する65歳以上の者に対して発行することができる回数利用券

利 用 可 能 施 設 名	券 面 額 及 び 枚 数	金 額
前橋総合運動公園テニスコート 前橋総合運動公園群馬電工陸上競技・サッカー場（陸上競技利用に限 前橋総合運動公園 日野備巧 コミュニティプール 大胡総合運動公園陸上競技・サッカー場（陸上競技利用に限る。） 大胡総合運動公園弓道場 ヤマト市民体育館前橋（主競技場・副競技場・柔道場・剣道場・ 弓道場・トレーニング室及びトレーニング走路に限る。）	370円券 13枚つづり	3,700円
しんしん大渡体育館 防災の星野日吉体育館 前橋市大胡体育館 前橋市宮城体育館（アリーナ・卓球場・トレーニング室及び トレーニング走路に限る。）	310円券 13枚つづり	3,100円
前橋市民プール しんしん大渡温水プール・トレーニングセンター 前橋市六供温水プール 前橋市宮城プール ロード宮城総合運動場（陸上競技場及びマレットゴルフ場に限る。） 前橋市王山運動場（陸上競技場に限る。）	100円券 13枚つづり	1,000円

※令和3年4月1日時点

2 令和2年度 スポーツ施設等利用状況（利用人数）

※減免、年間練習、県民の日等を含む

※令和3年4月1日時点

単位：人

No.	施設	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	施設合計	
1	ヤマト 市民体育館前橋	主競技場	0	0	755	2,734	3,506	3,076	7,343	4,905	4,969	3,848	5,683	6,214	43,033	90,772
		副競技場	140	0	1,041	1,493	2,025	2,398	2,046	1,428	794	1,574	1,367	1,958	16,264	
		柔道場	0	0	369	443	640	1,799	1,520	915	494	985	879	1,086	9,130	
		剣道場	0	0	467	992	1,013	1,477	1,239	1,229	708	881	1,293	1,549	10,848	
		弓道場	0	0	567	540	624	759	662	618	513	384	359	664	5,690	
		会議室	0	0	50	46	128	123	300	197	270	100	32	121	1,367	
		トレーニング室	0	0	286	547	574	554	494	437	389	426	375	358	4,440	
2	しんしん大渡体育館	体育館	0	0	0	0	1,500	1,224	1,386	1,311	1,850	1,400	2,267	2,389	13,327	13,327
3	防災の星野 日吉体育館	体育館	0	0	1,938	2,700	2,621	2,429	2,562	2,302	2,502	2,308	2,078	2,938	24,378	24,378
4	大胡体育館	体育館	20	0	1,035	1,347	1,542	1,470	1,241	1,137	1,412	1,303	1,415	1,942	13,864	13,864
5	宮城体育館	アリーナ	0	0	5,621	4,057	3,113	5,439	5,276	3,642	4,410	3,228	2,873	5,844	43,503	59,692
		卓球場	0	0	692	847	596	523	603	503	515	567	365	1,061	6,272	
		会議室	0	0	40	44	75	87	148	80	51	0	11	72	608	
		多目的室	0	0	316	281	240	410	300	238	263	115	178	356	2,697	
		トレーニング施設	0	0	534	696	608	679	778	718	684	620	584	711	6,612	
6	市民プール	プール	0	0	0	0	5,348	0	0	0	0	0	0	0	5,348	5,348
7	しんしん大渡温水プール・ トレーニングセンター	プール	0	0	1,491	3,162	3,662	2,082	2,298	2,446	2,295	2,146	3,106	2,541	25,229	48,414
		トレーニング施設	0	0	887	2,450	2,381	2,335	2,651	2,669	2,191	2,410	2,536	2,675	23,185	
8	六供温水プール	プール	0	0	0	3,865	7,493	4,043	0	1,166	1,238	1,396	1,053	1,974	22,228	22,228
9	宮城プール	プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	三俣テニスコート	テニスコート	2,588	0	1,616	2,601	4,385	4,126	3,529	3,171	2,766	2,027	2,405	2,223	31,437	31,437
11	ロード 宮城総合運動場	多目的広場	280	0	280	335	1,050	1,940	1,635	1,072	60	40	380	910	7,982	33,987
		陸上競技場	21	0	302	280	924	1,383	2,590	2,880	365	120	243	713	9,821	
		テニスコート	459	0	1,672	1,682	1,589	1,567	1,657	1,516	1,405	1,274	1,260	1,580	15,661	
		マレットゴルフ場	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
		補助グラウンド	0	0	0	0	0	0	0	265	216	0	0	30	0	
12	ザ・野菜 粕川総合 グラウンド	テニスコート	1,155	0	1,552	1,416	1,931	1,802	1,839	2,144	1,927	2,276	2,894	2,132	21,068	33,698
		運動場	335	0	1,016	787	1,625	1,442	1,320	1,077	1,075	1,060	1,468	1,425	12,630	
13	富士見総合グラウンド	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,268
		野球場	50	0	90	134	242	472	483	525	360	360	595	335	3,646	
		サッカー場	70	0	10	130	65	47	0	0	0	190	70	40	622	

※令和3年4月1日時点

単位：人

No.	施設	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	施設合計	
14	王山運動場	陸上競技場	448	0	272	1,643	1,876	1,042	989	581	1,191	519	346	360	9,267	15,308
		テニスコート	419	0	425	1,045	900	380	488	675	487	336	420	466	6,041	
15	コーエイ 前橋 フットボールセンター	野球場	0	0	90	60	30	60	30	0	0	0	10	0	280	73,382
		天然芝サッカー場A面	0	0	240	150	245	760	490	450	920	390	130	415	4,190	
		天然芝サッカー場B面	0	0	240	210	110	690	260	250	960	300	60	375	3,455	
		天然芝サッカー場C面	0	0	180	120	110	400	110	900	940	330	100	375	3,565	
		天然芝サッカー場D面	0	0	180	90	90	290	150	770	910	210	30	375	3,095	
		人工芝サッカー場E面	50	0	400	1,790	1,345	1,940	2,025	2,230	2,900	1,538	1,210	1,995	17,423	
		人工芝サッカー場F面	0	0	820	2,100	1,455	2,182	2,570	2,540	3,221	1,875	1,814	2,573	21,150	
		クラブハウス多目的室全面	0	0	540	704	684	761	674	614	919	571	536	1,447	7,450	
		クラブハウスロッカー室A面	0	0	15	0	0	0	0	170	340	160	60	50	795	
		クラブハウスロッカー室B面	0	0	60	30	0	160	90	320	340	60	0	0	1,060	
		クラブハウス多目的室A面	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0	0	20	
グラウンドゴルフ場	683	0	1,991	1,025	412	829	983	1,001	749	1,031	1,185	1,010	10,899			
16	ベースボールパーク ファースト北部運動場	軟式野球場	353	0	358	752	1,099	2,483	727	916	248	302	689	732	8,659	11,981
		ソフトボール場	85	0	42	30	255	645	80	134	0	30	80	30	1,411	
		多目的広場	105	0	60	310	145	70	300	105	86	120	230	380	1,911	
17	清里方面運動場	軟式野球場	130	0	121	260	458	268	346	236	99	155	421	123	2,617	6,164
		ソフトボール場	57	0	45	90	110	129	130	171	120	65	135	90	1,142	
		少年野球場	110	0	87	115	210	126	215	200	58	20	314	110	1,565	
		多目的広場	0	0	0	0	0	0	0	680	0	0	0	160	840	
18	粕川西部運動場・高橋建築 設計事務所 元気広場	運動場	168	0	80	211	443	780	450	270	253	295	349	763	4,062	4,062
19	登利平 桃ノ木川ランド	軟式野球場	1,138	0	629	1,483	2,693	2,006	1,872	2,564	499	557	1,315	2,077	16,833	16,833
20	両毛運輸 千本桜野球場	野球場	0	0	520	400	720	450	350	700	400	640	515	620	5,315	5,315
21	中央緑地	軟式野球場	0	0	60	480	810	860	851	440	590	580	1,080	600	6,351	6,351
22	敷島緑地	軟式野球場	1,680	0	838	3,328	992	2,750	2,960	3,680	2,220	1,266	872	2,572	23,158	28,478
		サッカー・ラグビー場	320	0	220	620	420	340	620	600	560	560	440	620	5,320	
23	大渡緑地	軟式野球場	0	0	1,680	1,958	2,689	1,840	2,082	1,462	687	653	1,347	1,364	15,762	15,762

※令和3年4月1日時点

単位：人

No.	施設	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	施設合計
24	テニスコート	2,046	0	1,597	2,105	3,414	3,663	3,816	4,172	2,121	1,759	2,858	3,873	31,424	85,630
	前橋市民球場	291	0	64	1,855	2,450	0	0	0	0	0	0	0	4,660	
	陸上競技場	617	0	150	150	1,429	5,450	1,029	260	386	85	279	120	9,955	
	サッカー場	0	0	0	0	600	400	950	560	800	255	50	690	4,305	
	コミュニティプール	0	0	821	1,678	3,139	1,885	1,617	1,697	1,462	1,314	1,732	1,763	17,108	
	健康運動指導室	0		173	1,840	1,716	1,425	1,813	1,647	1,193	1,491	1,661	1,627	14,586	
	軽スポーツ広場	180	0	370	360	340	340	370	320	370	240	250	452	3,592	
25	野球場	200	0	115	1,108	789	916	1,736	364	0	0	0	469	5,697	31,623
	陸上競技・サッカー場	140	0	170	1,470	806	2,747	1,138	2,183	1,317	839	690	1,238	12,738	
	弓道場	0	0	14	23	336	128	31	44	7	9	12	34	638	
	テニスコート	968	0	1,265	1,054	1,325	1,136	1,111	1,289	1,095	948	1,215	1,144	12,550	
26	体育館	0	0	860	963	997	1,036	902	1,121	886	1,164	1,182	2,147	11,258	31,259
	卓球場	0	0	213	161	178	202	198	178	171	118	130	213	1,762	
	軽スポーツ室	0	0	146	251	126	321	196	113	92	87	77	677	2,086	
	グラウンド	138	0	312	663	659	731	760	891	889	863	1,097	605	7,608	
	テニスコート	232	0	213	498	1,353	780	682	1,121	858	858	1,065	885	8,545	
27	田口緑地	0	40	0	180	305	780	605	610	185	390	432	1,500	5,027	5,027
合計		26,552	40	72,135	119,585	155,564	153,814	144,988	138,972	118,238	97,622	111,704	144,423	1,283,637	1,283,637

3 令和2年度 スポーツ施設等利用状況（収納状況）

※令和3年4月1日時点

No.	施設名		令和2年度収納状況（単位：円）				令和元年度収納状況（単位：円）			利用人数（単位：人）		
			使用料金	実費徴収金	合計	前年比	使用料金	実費徴収金	合計	令和2年度	令和元年度	前年比
1	ヤマト 市民体育館前橋	主競技場	8,073,480	582,530	8,656,010	△ 6,327,385	13,847,325	1,136,070	14,983,395	43,033	81,772	△ 38,739
		副競技場	3,350,070	330,480	3,680,550	△ 831,130	4,111,000	400,680	4,511,680	16,264	43,078	△ 26,814
		柔道場	1,066,670	62,820	1,129,490	△ 470,140	1,511,250	88,380	1,599,630	9,130	25,277	△ 16,147
		剣道場	1,278,320	65,280	1,343,600	△ 714,460	1,965,000	93,060	2,058,060	10,848	23,066	△ 12,218
		弓道場	908,730	41,850	950,580	△ 239,250	1,145,980	43,850	1,189,830	5,690	19,111	△ 13,421
		会議室	332,700	0	332,700	△ 536,810	869,510	0	869,510	1,367	4,601	△ 3,234
		トレーニング室	984,230	0	984,230	△ 1,169,300	2,153,530	0	2,153,530	4,440	9,708	△ 5,268
2	しんしん大渡体育館	体育館	1,822,560	303,890	2,126,450	2,126,450	0	0	0	13,327	0	13,327
3	防災の星野 日吉体育館	体育館	1,884,030	284,200	2,168,230	△ 365,030	2,230,230	303,030	2,533,260	24,378	31,644	△ 7,266
4	大胡体育館	体育館	759,780	309,300	1,069,080	△ 371,060	1,088,030	352,110	1,440,140	13,864	27,228	△ 13,364
5	宮城体育館	アリーナ	2,376,980	513,610	2,890,590	△ 1,776,320	3,717,420	949,490	4,666,910	43,503	58,788	△ 15,285
		卓球場	21,440	0	21,440	△ 1,400,530	1,421,970	0	1,421,970	6,272	9,207	△ 2,935
		会議室	106,320	0	106,320	63,760	42,560	0	42,560	608	1,758	△ 1,150
		多目的室	681,840	0	681,840	566,720	115,120	0	115,120	2,697	5,081	△ 2,384
		トレーニング施設	309,350	0	309,350	△ 443,950	753,300	0	753,300	6,612	16,999	△ 10,387
6	市民プール	プール	676,120	0	676,120	△ 1,390,970	2,067,090	0	2,067,090	5,348	18,310	△ 12,962
7	しんしん大渡温水プール・ トレーニングセンター	プール	10,179,750	0	10,179,750	△ 9,174,555	19,354,305	0	19,354,305	25,229	38,878	△ 13,649
		トレーニング施設	2,809,880	0	2,809,880	△ 7,620,680	10,430,560	0	10,430,560	23,185	74,117	△ 50,932
8	六供温水プール	プール	4,528,270	0	4,528,270	△ 17,411,890	21,940,160	0	21,940,160	22,228	112,000	△ 89,772
9	宮城プール	プール	0	0	0	△ 75,860	75,860	0	75,860	0	1,073	△ 1,073
10	三俣テニスコート	テニスコート	2,555,160	910,200	3,465,360	△ 611,580	2,926,480	1,150,460	4,076,940	31,437	51,904	△ 20,467
11	ロード 宮城総合運動場	多目的広場	464,870	159,600	624,470	△ 46,600	575,310	95,760	671,070	7,982	19,187	△ 11,205
		陸上競技場	448,660	0	448,660	△ 235,980	682,600	2,040	684,640	9,821	16,880	△ 7,059
		テニスコート	1,602,190	113,300	1,715,490	△ 1,116,510	2,618,300	213,700	2,832,000	15,661	19,973	△ 4,312
		マレットゴルフ場	2,400	0	2,400	△ 16,200	18,600	0	18,600	12	93	△ 81
		補助グラウンド	10,230	0	10,230	3,630	6,600	0	6,600	511	60	451
12	ザ・野菜 粕川総合 グラウンド	テニスコート	2,502,380	268,900	2,771,280	△ 831,540	3,304,720	298,100	3,602,820	21,068	27,071	△ 6,003
		運動場	386,850	237,820	624,670	△ 262,550	605,240	281,980	887,220	12,630	18,352	△ 5,722

No.	施設名		令和2年度収納状況（単位：円）				令和元年度収納状況（単位：円）			利用人数（単位：人）		
			使用料金	実費徴収金	合計	前年比	使用料金	実費徴収金	合計	令和2年度	令和元年度	前年比
13	富士見総合グラウンド	陸上競技場	0	0	0	△ 43,330	43,330	0	43,330	0	4,080	△ 4,080
		野球場	204,880	0	204,880	55,120	149,760	0	149,760	3,646	2,902	744
		サッカー場	64,790	0	64,790	31,390	33,400	0	33,400	622	350	272
14	王山運動場	陸上競技場	641,410	4,000	645,410	35,580	605,830	4,000	609,830	9,267	5,105	4,162
		テニスコート	658,440	0	658,440	24,920	633,520	0	633,520	6,041	13,445	△ 7,404
15	コーエイ 前橋 フットボールセンター	野球場	16,640	0	16,640	△ 22,140	38,780	0	38,780	280	800	△ 520
		天然芝サッカー場A面	1,343,760	0	1,343,760	△ 432,960	1,776,720	0	1,776,720	4,190	8,550	△ 4,360
		天然芝サッカー場B面	1,107,075	0	1,107,075	△ 676,410	1,783,485	0	1,783,485	3,455	9,840	△ 6,385
		天然芝サッカー場C面	1,168,155	0	1,168,155	△ 663,217	1,831,372	0	1,831,372	3,565	9,970	△ 6,405
		天然芝サッカー場D面	984,915	0	984,915	△ 499,297	1,484,212	0	1,484,212	3,095	7,430	△ 4,335
		人工芝サッカー場E面	1,088,125	252,320	1,340,445	△ 473,180	1,551,425	262,200	1,813,625	17,423	30,080	△ 12,657
		人工芝サッカー場F面	1,123,250	198,550	1,321,800	△ 549,985	1,606,925	264,860	1,871,785	21,150	29,963	△ 8,813
		クラブハウス多目的室全面	137,200	0	137,200	△ 314,340	451,540	0	451,540	7,450	9,533	△ 2,083
		クラブハウスロッカー室A面	36,600	0	36,600	△ 37,160	73,760	0	73,760	795	1,800	△ 1,005
		クラブハウスロッカー室B面	42,700	0	42,700	△ 83,490	126,190	0	126,190	1,060	2,380	△ 1,320
		クラブハウス多目的室A面	1,400	0	1,400	710	690	0	690	20	20	0
グラウンドゴルフ場	0	0	0	0	0	0	0	10,899	15,631	△ 4,732		
16	ベースボールパーク ファースト北部運動場	軟式野球場	502,980	400,800	903,780	△ 421,570	796,850	528,500	1,325,350	8,659	26,213	△ 17,554
		ソフトボール場	64,480	0	64,480	△ 81,580	146,060	0	146,060	1,411	3,685	△ 2,274
		多目的広場	270,080	0	270,080	△ 22,360	292,440	0	292,440	1,911	2,550	△ 639
17	清里方面運動場	軟式野球場	213,180	278,400	491,580	△ 244,620	308,880	427,320	736,200	2,617	6,446	△ 3,829
		ソフトボール場	44,200	0	44,200	△ 35,010	79,210	0	79,210	1,142	4,068	△ 2,926
		少年野球場	47,320	0	47,320	△ 30,850	78,170	0	78,170	1,565	4,297	△ 2,732
		多目的広場	12,560	0	12,560	△ 10,870	23,430	0	23,430	840	205	635
18	粕川西部運動場・高橋建築 設計事務所 元気広場	運動場	126,880	0	126,880	△ 38,760	165,640	0	165,640	4,062	7,006	△ 2,944
19	登利平 桃ノ木川グラウンド	軟式野球場	981,020	493,830	1,474,850	△ 383,890	1,478,400	380,340	1,858,740	16,833	44,852	△ 28,019
20	両毛運輸 千本桜野球場	野球場	188,490	0	188,490	△ 44,380	232,870	0	232,870	5,315	5,262	53
21	中央緑地	軟式野球場	0	0	0	0	0	0	0	6,351	20,579	△ 14,228
22	敷島緑地	軟式野球場	0	0	0	0	0	0	0	23,158	97,996	△ 74,838
		サッカー・ラグビー場	0	190,340	190,340	△ 1,120	0	191,460	191,460	5,320	29,880	△ 24,560
23	大渡緑地	軟式野球場	0	0	0	0	0	0	0	15,762	51,337	△ 35,575

No.	施設名		令和2年度収納状況（単位：円）				令和元年度収納状況（単位：円）			利用人数（単位：人）		
			使用料金	実費徴収金	合計	前年比	使用料金	実費徴収金	合計	令和2年度	令和元年度	前年比
24	前橋総合運動公園	テニスコート	9,148,210	654,400	9,802,610	△ 2,904,060	11,935,870	770,800	12,706,670	31,424	56,618	△ 25,194
		市民球場	161,100	18,270	179,370	△ 2,000,460	1,969,010	210,820	2,179,830	4,660	47,329	△ 42,669
		陸上競技場	765,820	0	765,820	△ 14,580	780,400	0	780,400	9,955	22,533	△ 12,578
		サッカー場	369,410	0	369,410	△ 974,800	1,344,210	0	1,344,210	4,305	11,420	△ 7,115
		コミュニティプール	4,124,740	0	4,124,740	△ 3,375,810	7,500,550	0	7,500,550	17,108	34,246	△ 17,138
		健康運動指導室	560,750	64,400	625,150	△ 190,920	740,270	75,800	816,070	14,586	22,194	△ 7,608
		軽スポーツ広場	0	0	0	0	0	0	0	3,592	4,665	△ 1,073
25	大胡総合運動公園	野球場	351,900	98,720	450,620	△ 290,020	509,850	230,790	740,640	5,697	8,140	△ 2,443
		陸上競技・サッカー場	1,101,130	443,220	1,544,350	△ 829,390	1,827,630	546,110	2,373,740	12,738	24,217	△ 11,479
		弓道場	53,860	1,300	55,160	△ 83,210	132,020	6,350	138,370	638	1,919	△ 1,281
		テニスコート	1,135,120	172,600	1,307,720	△ 206,780	1,329,300	185,200	1,514,500	12,550	17,351	△ 4,801
26	旧前橋東商業高校	体育館	0	421,190	421,190	△ 122,760	0	543,950	543,950	11,258	14,352	△ 3,094
		卓球場	0	0	0	0	0	0	0	1,762	4,666	△ 2,904
		軽スポーツ室	0	0	0	0	0	0	0	2,086	1,782	304
		グラウンド	0	0	0	0	0	0	0	7,608	4,518	3,090
		テニスコート	0	0	0	0	0	0	0	8,545	4,910	3,635
27	田口緑地	グラウンド	0	0	0	0	0	0	5,027	-	-	
合計			140,159,620	13,878,140	154,037,760	△ 122,277,828	258,810,988	17,504,600	276,315,588	1,283,637	2,703,802	△ 1,425,192

4 スポーツ施設改修工事等状況(令和2年度)

(1) 補修工事

単位：円

公園施設

No.	工 事 名	工期	施 工 業 者	工 事 費
1	前橋総合運動公園投てきサークル撤去工事(第3号)	8/28 ~ 9/10	株式会社女屋スポーツ工事	764,500
2	前橋総合運動公園ウレタン舗装工事(第4号)	9/11 ~ 9/29	株式会社女屋スポーツ工事	775,500
3	前橋総合運動公園市民球場一塁側ベンチ補修工事(第6号)	10/14 ~ 11/4	株式会社女屋スポーツ工事	792,000
4	前橋総合運動公園市民球場三塁側ベンチ補修工事(第8号)	11/27 ~ 12/22	株式会社女屋スポーツ工事	781,000
合 計				3,113,000

スポーツ施設

No.	工 事 名	工期	施 工 業 者	工 事 費
1	六供温水プール電気設備改修工事	5/22 ~ 6/25	有限会社Eテック	770,000
2	六供温水プールエントランスホールエアコン室外機更新工事	6/4 ~ 6/22	パナソニック関東設備株式会社	1,298,000
3	六供温水プールトイレほか照明設備改修工事	6/16 ~ 9/10	有限会社Eテック	715,000
4	六供温水プールエントランスホール空気調和設備改修工事	6/23 ~ 7/22	パナソニック関東設備株式会社	1,298,000
5	大渡体育館ポンプ小屋建具交換	7/3 ~ 7/10	池下工業株式会社	198,000
6	宮城体育館プール棟屋根防水改修工事	6/8 ~ 7/27	株式会社フジサワ	3,905,000
7	桃ノ木川グラウンド防球ネット嵩上げ工事(受託第19号)	2/17 ~ 3/26	株式会社女屋スポーツ工事	797,500
8	日吉体育館テレビ電波障害改修工事	2/3 ~ 3/30	ケーブルテクノシステム株式会社	990,000
合 計				9,971,500

(2) 整備工事

公園施設

No.	工 事 名	工期	施 工 業 者	工 事 費
1	前橋総合運動公園市民球場外野改修工事(第1号)	8/20 ~ 2/26	佐田建設株式会社	135,784,000
2	前橋総合運動公園市民球場内野改修工事(第2号)	9/4 ~ 2/26	株式会社大澤組	28,303,000
3	前橋総合運動公園市民球場観覧席補修工事(第5号)	9/25 ~ 10/13	株式会社大澤組	275,000
4	前橋総合運動公園市民球場内野改修付帯工事(第7号)	11/2 ~ 11/30	株式会社大澤組	792,000
5	前橋総合運動公園市民球場内野管理施設補修工事(第9号)	12/8 ~ 12/24	株式会社大澤組	235,400
6	前橋総合運動公園市民球場内野施設補修工事(第10号)	2/2 ~ 2/17	株式会社大澤組	693,000
7	前橋総合運動公園市民球場内野改修付帯工事(第11号)	3/9 ~ 3/24	株式会社大澤組	641,300
8	前橋総合運動公園市民球場外野改修付帯工事(第12号)	3/10 ~ 3/26	佐田建設株式会社	715,000
9	前橋総合運動公園市民球場外野グラウンド補修工事(第13号)	3/17 ~ 3/29	株式会社女屋スポーツ工事	770,000
10	前橋総合運動公園市民球場外野グラウンド補修工事(第14号)	3/25 ~ 3/30	株式会社女屋スポーツ工事	792,000
11	前橋総合運動公園市民球場助成金看板製作設置修繕	3/9 ~ 3/26	有限会社三信企画	20,900
合 計				169,021,600

スポーツ施設

No.	工 事 名	工期	施 工 業 者	工 事 費
1	大渡体育館建築工事 *工事費はR2年度分のみ	R1.12.9 ~ 7/7	池下工業株式会社	132,000,000
2	大渡体育館改築電気設備工事 *工事費はR2年度分のみ	R2.1.16 ~ 7/7	上毛電業株式会社	11,220,000
3	大渡体育館改築機械設備工事	R2.1.16 ~ 7/7	中央興業株式会社	46,750,000

No.	工 事 名	工期	施 工 業 者	工 事 費
4	大渡体育館構内舗装改修工事	5/26 ～ 6/8	中央興業(株)	1,254,000
5	大渡体育館消火管充水補助ポンプ設置工事	6/9 ～ 6/10	中央興業(株)	583,000
6	大渡体育館ガス配管部舗装復旧工事	6/11 ～ 6/16	池下工業(株)	1,276,000
7	大渡体育館雨水排水設備設置工事	6/16 ～ 7/3	中央興業(株)	1,122,000
8	大渡体育館南側舗装工事	6/18 ～ 6/23	池下工業(株)	1,265,000
9	大渡体育館東側アスファルト舗装工事	7/2 ～ 7/7	池下工業(株)	1,265,000
10	大渡体育館排水溝廻り補修工事	6/25 ～ 6/30	池下工業(株)	770,000
	合 計			197,505,000

学校の施設利用

利用状況(令和2年度)

No.	学校名	利用実績			登録状況		
		件数	時間	人数	団体数	人数	
1	桃井小学校	534	1,144.0	8,034	14	289	
2	中川小学校	366	853.5	6,167	7	149	
3	敷島小学校	303	1,005.0	6,040	7	126	
4	城南小学校	293	667.0	4,674	8	113	
5	城東小学校	209	403.0	2,655	8	138	
6	若宮小学校	309	1,039.0	5,880	7	123	
7	天川小学校	144	536.0	2,116	7	156	
8	岩神小学校	249	492.5	4,911	5	119	
9	広瀬小学校	213	716.0	4,017	7	140	
10	山王小学校	269	1,082.0	5,318	12	206	
11	わかば小学校	312	923.0	6,215	16	305	
12	上川淵小学校	199	471.5	3,484	6	117	
13	下川淵小学校	377	885.0	7,711	10	307	
14	桂萱小学校	226	692.0	5,437	5	108	
15	桃木小学校	312	909.0	6,135	13	231	
16	桂萱東小学校	163	444.0	3,472	14	346	
17	桃瀬小学校	360	1,025.5	6,054	8	161	
18	芳賀小学校	349	931.0	6,569	8	133	
19	総社小学校	307	902.0	5,180	10	187	
20	勝山小学校	248	865.0	4,273	9	180	
21	元総社小学校	175	417.5	2,339	10	158	
22	元総社南小学校	81	331.0	1,404	4	60	
23	元総社北小学校	337	1,829.5	9,086	6	121	
24	東小学校	435	1,214.5	8,372	14	310	
25	大利根小学校	215	792.5	4,607	9	155	
26	新田小学校	720	2,692.5	14,446	11	338	
27	細井小学校	430	938.5	6,391	9	142	
28	桃川小学校	303	986.0	5,461	9	163	
29	荒牧小学校	341	951.0	6,624	7	114	
30	清里小学校	103	740.5	2,554	3	46	
31	永明小学校	425	1,334.0	8,382	8	164	
32	駒形小学校	488	1,024.0	9,284	11	284	
33	荒子小学校	227	727.5	4,375	4	77	
34	大室小学校	232	519.5	3,225	6	88	
35	二之宮小学校	267	702.0	3,919	9	132	
36	筑井小学校	67	181.0	769	3	43	
37	大胡小学校	130	326.5	1,524	9	199	
38	滝窪小学校	42	137.0	904	4	60	
39	滝窪小学校金丸分校	15	26.5	283	2	42	
40	大胡東小学校	159	439.0	3,745	7	237	
41	宮城小学校	269	578.0	4,472	8	137	
42	粕川小学校	535	1,476.0	9,504	12	379	
43	月田小学校	281	1,063.5	4,729	3	50	
44	原小学校	314	787.0	6,450	11	156	

No.	学校名	利用実績			登録状況		
		件数	時間	人数	団体数	人数	
45	時沢小学校	350	989.5	7,582	13	220	
46	石井小学校	56	119.5	645	8	135	
47	白川小学校	183	444.0	2,075	5	67	
48	第一中学校	470	860.0	7,832	10	178	
49	みずき中学校	425	808.0	4,355	13	173	
50	第三中学校	582	1,115.5	7,456	18	320	
51	第五中学校	266	511.5	3,279	8	135	
52	第六中学校	567	1,126.5	8,175	19	317	
53	第七中学校	456	875.0	5,783	16	237	
54	春日中学校	239	487.5	4,206	12	239	
55	広瀬中学校	250	459.5	3,139	11	178	
56	桂萱中学校	529	982.5	6,641	23	376	
57	芳賀中学校	526	1,000.0	7,980	20	307	
58	元総社中学校	343	631.5	4,903	15	226	
59	東中学校	275	532.0	3,636	24	418	
60	箱田中学校	325	649.0	4,232	14	222	
61	南橘中学校	571	1,078.0	7,633	19	293	
62	鎌倉中学校	410	753.5	3,613	10	152	
63	木瀬中学校	414	798.5	5,302	11	176	
64	荒砥中学校	502	858.0	5,971	17	241	
65	大胡中学校	664	1,183.0	11,350	15	349	
66	宮城中学校	170	297.5	3,108	7	137	
67	粕川中学校	372	702.5	4,520	11	371	
68	富士見中学校	2,339	4,495.0	13,478	169	1,066	
69	前橋特別支援学校	211	508.5	2,808	11	211	
合計		23,828	58,467.0	366,893	859	14,033	

※登録状況については、自治会等の団体は除く

○スポーツ基本法

(平成二十三年六月二十四日)

(法律第七十八号)

第七十七回通常国会

菅(直人) 内閣

改正 平成二四年八月二二日法律第六七号

同二六年六月二〇日同第七六号

同二八年五月二〇日同第四七号

同三〇年六月二〇日同第五六号

同三〇年六月二〇日同第五七号

スポーツ基本法をここに公布する。

スポーツ基本法

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百一十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第十一条—第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条—第二十四条)

第三節 競技水準の向上等(第二十五条—第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条—第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条—第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の

精神^{かん}の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、

国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（平二六法七六・一部改正）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二四法六七・平二八法四七・一部改正)

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、

かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(平三〇法五七・一部改正)

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(平三〇法五六・一部改正)

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(平三〇法五六・一部改正)

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行）

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四法律六七）抄

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二〇日法律第五六号）抄
(施行期日)

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二〇日法律第五七号）抄
(施行期日)

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

○前橋市スポーツ推進条例

令和元年10月1日
条例第26号

スポーツは、心身の健全な発達、健康の維持増進、達成感や爽快感といった精神的充足感の獲得などを実現し、人と人及び地域との交流を促進し、地域の一体感の醸成や活力の向上を図るためには欠かせないものである。

全ての市民がそれぞれの興味、関心、適性等に応じたスポーツに親しむ社会的気運を醸成し、市民が誇りと愛着を持つことのできる活力と魅力あふれる地域社会の実現を目指し、スポーツを「する、観る、支える」という新たな視点に立った政策を実行するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、スポーツ団体等及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の心身の健全な発達と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業を営む全ての者をいう。
- (3) スポーツ活動 スポーツをすること若しくは観ること又はこれらを支援することをいう。
- (4) スポーツ団体 市内においてスポーツに関係する活動を行う団体をいう。
- (5) ホームタウンチーム 市内に主な活動の拠点を置き競技活動を行うプロスポーツチームで、全国的な組織に所属するものとして市長が認めるものをいう。

(基本理念)

第3条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての市民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツに親しむことができること。
- (2) 障害のある人が自主的かつ積極的にスポーツをすることができるよう、障害に応じて必要な配慮がなされるとともに、社会参加の推進に寄与すること。
- (3) スポーツ団体、地域住民、学校、家族等の連携により、成長過程にある子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上が図られること。
- (4) スポーツを通じて世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、更にその交流が促進され、競技水準の向上が図られること。
- (5) 本市に関わるスポーツ選手及びスポーツチームの活動を応援する社会的気運を高め、地域の一体感の醸成及び活力の向上が図られること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、ホームタウンチームが行うスポーツの推進に関する取組に対し、助言、情報の提供その他必要な支援を積極的に行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、スポーツの推進に関する施策に関心を深めるとともに、自主的なスポーツ活動を通じて、自らの体力の向上及び健康の保持増進に努めるものとする。

(スポーツ団体等の役割)

第6条 スポーツ団体は、基本理念にのっとり、市民がスポーツに親しむ機会の提供、スポーツの普及及び競技水準の向上等、スポーツに関係する自主的な活動を通じて、スポーツの推進に關す

る施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 ホームタウンチームは、自らの競技活動が地域社会と密接な関係を有していることを認識し、その競技活動の実施等を通じて地域の一体感の醸成及び活力の向上に寄与する等、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、スポーツ活動を行いやすい環境の整備に取り組むとともに、スポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画)

第8条 市長は、基本理念の実現のため、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めるものとする。

(生涯スポーツの推進)

第9条 市は、全ての市民が生涯にわたって、自らの関心、目的、体力、技術、健康状態等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ団体及び事業者と連携し、その機会の提供及び環境の整備その他の市民の生涯にわたるスポーツ活動の推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、市民のスポーツを通じた心身の健康の保持増進、体力の向上、疾病の予防、介護予防等の健康づくりを推進するとともに、健康寿命の延伸に寄与するため、必要な施策を講ずるものとする。

(障害のある人のスポーツ活動の推進)

第10条 市は、スポーツ団体等と協力し、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類、程度及び特性に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供、障害のある人のスポーツ活動に携わる人材の確保及び養成その他必要な施策を講ずるものとする。

(「する、観る、支える」スポーツの推進)

第11条 市は、市民がスポーツへの関心を高め、スポーツを「する」ことにより地域の一体感の醸成及び活力の向上が図られるための必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、市民がスポーツを「観る」視点に立ち、スポーツ施設機能の改善その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、大会運営を行う団体を補助するボランティア等が活動しやすいようスポーツを「支える」市民の活動を支援するための必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備)

第12条 市は、市民がスポーツに親しむことができる場の充実を図るため、市が設置するスポーツ施設のバリアフリー化を含む機能の強化その他の必要な環境の整備を行うものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

○前橋市スポーツ推進審議会に関する条例

昭和37年7月16日

条例第36号

改正 昭和44年3月31日条例第23号

昭和57年3月23日条例第23号

平成8年5月7日条例第8号

平成16年9月15日条例第19号

平成20年12月12日条例第48号

平成23年9月26日条例第31号

(題名改称)

平成25年12月11日条例第53号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条に基づき、前橋市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平23条例31・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、スポーツ基本法第35条に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) スポーツの推進に関する計画の策定に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(平8条例8・平23条例31・平25条例53・一部改正)

(定数)

第3条 審議会は、16人以内の委員で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(昭57条例第23・平16条例19・平20条例48・一部改正)

(委嘱)

第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(平8条例8・平23条例31・平25条例53・一部改正)

(会長等)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(議事)

第7条 審議会は、委員の総数の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 審議会の議事は、委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化スポーツ観光部スポーツ課において処理する。

(昭44条例23・旧第9条繰上、平25条例53・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

(昭44条例23・旧第10条繰上、平25条例53・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年3月31日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月23日条例第23号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年5月7日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年9月15日条例第19号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年12月5日から施行する。

(前橋市スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第39条の規定による改正後の前橋市スポーツ振興審議会に関する条例(以下この項において「新条例」という。)の規定により新たに任命される委員の任期は、新条例第6条第1項の規定にかかわらず、第39条の規定の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則 (平成20年12月12日条例第48号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年5月5日から施行する。

(前橋市スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第45条の規定による改正後の前橋市スポーツ振興審議会に関する条例(以下この項において「新条例」という。)の規定により新たに任命される委員の任期は、新条例第6条第1項の規定にかかわらず、第45条の規定の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則 (平成23年9月26日条例第31号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月11日条例第53号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(前橋市スポーツ推進審議会に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の前橋市スポーツ推進審議会に関する条例第4条の規定により前橋市教育委員会がした委嘱は、同項の規定による改正後の前橋市スポーツ推進審議会に関する条例第4条の規定により市長がした委嘱とみなす。

○前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例

平成16年9月29日

条例第49号

改正 平成17年6月23日条例第40号

平成18年3月17日条例第2号

平成20年12月12日条例第48号

平成22年3月31日条例第20号

平成23年12月9日条例第53号

平成24年3月29日条例第16号

平成24年12月14日条例第66号

平成25年12月11日条例第58号

平成26年3月31日条例第3号

平成26年9月16日条例第30号

平成28年3月30日条例第15号

平成28年6月27日条例第39号

平成28年9月13日条例第51号

平成29年12月14日条例第44号

平成31年3月28日条例第7号

令和2年3月30日条例第7号

前橋市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年前橋市条例第32号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の体育・スポーツ活動及びレクリエーション活動を推進し、明るく健康的な市民生活の充実を図るため、本市にスポーツ施設を設置する。

（名称及び位置）

第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
前橋市民体育館	前橋市上佐鳥町460番地7
前橋市大渡体育館	前橋市大渡町二丁目3番地11
前橋市日吉体育館	前橋市日吉町二丁目17番地12
前橋市大胡体育館	前橋市河原浜町478番地
前橋市宮城体育館	前橋市鼻毛石町1561番地
前橋市民プール	前橋市上細井町2192番地
前橋市大渡温水プール・トレーニングセンター	前橋市大渡町二丁目3番地11
前橋市六供温水プール	前橋市六供町1068番地
前橋市宮城プール	前橋市鼻毛石町1561番地
前橋市三俣テニスコート	前橋市三俣町三丁目1番地
前橋市宮城総合運動場	前橋市鼻毛石町2270番地1
前橋市粕川総合グラウンド	前橋市粕川町西田面189番地
前橋市富士見総合グラウンド	前橋市富士見町皆沢315番地1
前橋市王山運動場	前橋市総社町一丁目8番地2
前橋市下増田運動場	前橋市下増田町277番地

前橋市北部運動場	前橋市上細井町 2 1 2 7 番地 4
前橋市清里方面運動場	前橋市青梨子町 5 9 1 番地
前橋市粕川西部運動場	前橋市粕川町女渕 1 5 0 0 番地 2
前橋市桃ノ木川グランド	前橋市東片貝町 4 1 7 番地 4
前橋市千本桜野球場	前橋市苗ヶ島町 2 5 1 6 番地 1

2 前橋市宮城総合運動場は、次の施設で構成する。

- (1) 多目的広場
- (2) 陸上競技場
- (3) テニスコート
- (4) マレットゴルフ場
- (5) 補助グランド

3 前橋市粕川総合グランドは、次の施設で構成する。

- (1) テニスコート
- (2) 運動場

4 前橋市富士見総合グランドは、次の施設で構成する。

- (1) 陸上競技場
- (2) 野球場
- (3) サッカー場

5 前橋市王山運動場は、次の施設で構成する。

- (1) 陸上競技場
- (2) テニスコート

(平 1 8 条例 2 ・ 平 2 0 条例 4 8 ・ 平 2 2 条例 2 0 ・ 平 2 3 条例 5 3 ・ 平 2 4 条例 1 6 ・ 平 2 4 条例 6 6 ・ 平 2 5 条例 5 8 ・ 平 2 6 条例 3 0 ・ 平 2 9 条例 4 4 ・ 一部改正)

(利用許可)

第 3 条 スポーツ施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をするに当たっては、スポーツ施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第 4 条 市長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属器具を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他スポーツ施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第 5 条 市長は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を中止させ、又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 災害その他の事故により、利用できなくなったとき。

(使用料)

第6条 スポーツ施設を利用しようとする者は、利用許可を受ける際、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 市長は、必要があると認めるときは、別表に定める使用料の額から、その額に100分の10（本市に住所を有する65歳以上の者に対しては、100分の25）を乗じて得た額以内の額を控除した額の回数利用券を発行することができる。

（平29条例44・一部改正）

（使用料の不還付）

第7条 納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（使用料の減免）

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、第6条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

（目的外利用等の禁止）

第9条 利用許可を受けた者は、許可を受けた目的外にスポーツ施設を利用し、又はその利用権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第10条 利用許可を受けた者は、その利用を終了したとき、又は第5条の規定により利用を中止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

（賠償責任）

第11条 利用許可を受けた者は、施設又は附属器具を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することができないときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第12条 スポーツ施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) スポーツ施設の利用に関する業務

(2) スポーツ施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、スポーツ施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

4 指定管理者は、スポーツ施設を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、前橋市個人情報保護条例（平成9年前橋市条例第46号）の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（平17条例40・追加）

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

（平17条例40・旧第12条繰下）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年12月5日から施行する。
(前橋市民体育館に関する条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 前橋市民体育館に関する条例(昭和56年前橋市条例第30号)
 - (2) 前橋市プール施設に関する条例(平成元年前橋市条例第23号)
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に次に掲げる条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、使用料については、なお従前の例による。
 - (1) 前橋市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和54年前橋市条例第32号)
 - (2) 前橋市民体育館に関する条例(昭和56年前橋市条例第30号)
 - (3) 前橋市プール施設に関する条例(平成元年前橋市条例第23号)
 - (4) 大胡勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例(平成11年大胡町条例第1号)
 - (5) 宮城村体育施設の設置及び管理に関する条例(平成12年宮城村条例第6号)
 - (6) 粕川村運動施設の設置及び管理に関する条例(昭和51年粕川村条例第10号)
- 4 地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定に基づき、市長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成18年9月1日までの間は、スポーツ施設の管理を公共的団体(施行日の前日において前橋市体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する体育施設にあっては同条例第11条、前橋市民体育館に関する条例第2条に規定する市民体育館にあっては同条例第12条、前橋市プール施設に関する条例第2条に規定するプール施設にあっては同条例第16条の規定により管理の委託を受けていた団体に限る。)に委託することができる。
(勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)
- 5 勢多郡富士見村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に富士見村総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例(昭和53年富士見村条例第7号)、富士見村村民プールの設置及び管理に関する条例(昭和56年富士見村条例第17号)又は富士見村村民プール使用料条例(昭和43年富士見村条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、使用料については、なお従前の例による。

(平20条例48・追加)

附 則(平成17年6月23日条例第40号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月17日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月12日条例第48号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年5月5日から施行する。
附 則(平成22年3月31日条例第20号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成23年12月9日条例第53号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(平成24年3月29日条例第16号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成24年12月14日条例第66号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成25年12月11日条例第58号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 前橋市産業人スポーツセンターの設置及び管理に関する条例(昭和47年前橋市条例第13号)は、廃止する。

附 則(平成26年3月31日条例第3号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 20 第26条の規定による改正後の前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用する。

附 則(平成26年9月16日条例第30号)
この条例は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第15号)

- 1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の1の項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。

附 則(平成28年6月27日条例第39号)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の15の項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。

附 則(平成28年9月13日条例第51号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の15の項及び同表備考6の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。

附 則(平成29年12月14日条例第44号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の規定により、前橋市三俣テニスコート及び前橋市王山運動場のテニスコートの年間練習の利用許可を得ている者に係る当該施設の年間練習については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月28日条例第7号)

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。

附 則(令和2年3月30日条例第7号)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。
(令和2年規則第58号で令和2年8月1日から施行)
- 2 改正後の別表の2の項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。

○前橋市スポーツ推進委員に関する規則

平成26年3月25日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、前橋市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、市民のスポーツの推進に関し、その担当する地域において、次の職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 行政機関及び学校、公民館等の教育機関の行うスポーツの行事又は事業に協力すること。
- (4) スポーツ団体、事業所その他の団体の求めに応じて、当該団体の行うスポーツに関する行事又は事業に協力すること。
- (5) 市民のスポーツに関する理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツを推進するための指導及び助言を行うこと。

2 前項に規定する委員の担当する地域は、別に定める。

(定数及び任期)

第3条 委員の定数は110人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、任期中においても委員の職を免ずることができる。

3 委員は、再任されることができる。

(服務)

第4条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例及び規則に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(研修)

第5条 委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

H18.3.15

M A E B A S H I

スポーツ振興基本計画

「元気で楽しいスポーツ前橋」の実現に向けて

教育委員会管理部スポーツ課

◎ 参 考

1 前橋市スポーツ振興審議会に関する条例(抜粋)

(任務)

第2条 審議会はスポーツ振興法第4条第4項及び第23条に規定するもののほか、前橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、スポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査及び審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツの団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

2 スポーツ振興法(抜粋)

(計画の策定)

第4条 文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第23条において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、第1項の基本的計画を参しゃくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。

4 都道府県及び第18条第2項の審議会その他の合議制の機関が置かれている市町村の教育委員会は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、同条第3項に規定するスポーツ振興審議会等の意見を聴かなければならない。

1 計画の趣旨

本市は、雄大な赤城山の懷に抱かれ、緑豊かな自然のもと、四季折々の情景が楽しめる街です。そのような恵まれた自然環境の中で、市民は幼い頃からスポーツに親しみ、歳を重ねても身体を動かすことを積極的にすすめており、健康づくりに取り組んで来ました。

行政としても、本市“市民憲章”の1つに「強いからだをつくろう」を掲げ、また“水と緑の健康都市宣言”のなかで「市民が健康で幸せな生活ができる活力ある都市の建設にまい進すること」を誓い、スポーツ

振興を健康づくりばかりでなく、一つの文化として捉え、市民が日常生活の中にスポーツを取り入れ明るい市民生活が送れるよう努めてまいりました。

今日、少子・高齢社会の到来、余暇時間の増加、情報化・国際化の進展、仕事中心から生活重視への意識や価値観の変化がみられる中で、市民は生活の質の向上を求めたり健康への関心を高めたりして、生涯スポーツや地域スポーツの中で様々な種目のスポーツに親しんでいます。

それに伴い、近年、スポーツ施設の整備も一層求められるようになってきております。

教育委員会では、こうした状況を受け止め、行政はもとより、地域、学校、企業、関係団体等、あらゆる立場の市民が一丸となり、市民誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しみながら、健康で人々と交流し合いながら生活できるような「元気で楽しいスポーツ前橋」の実現を目指すため、ここに“前橋市スポーツ振興基本計画”を策定するものです。

○基本的な考え方○

スポーツは人生を豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的、精神的な欲求に応える世界共通の人類の文化である。

心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、個々人の心身の健全な発達、人間の可能性の追及にとって必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有する。

さらには、青少年の健全育成、地域における連帯感の醸成、経済への寄与、国際的な友好と親善という豊かな社会の発展を支える重要な意義も有している。

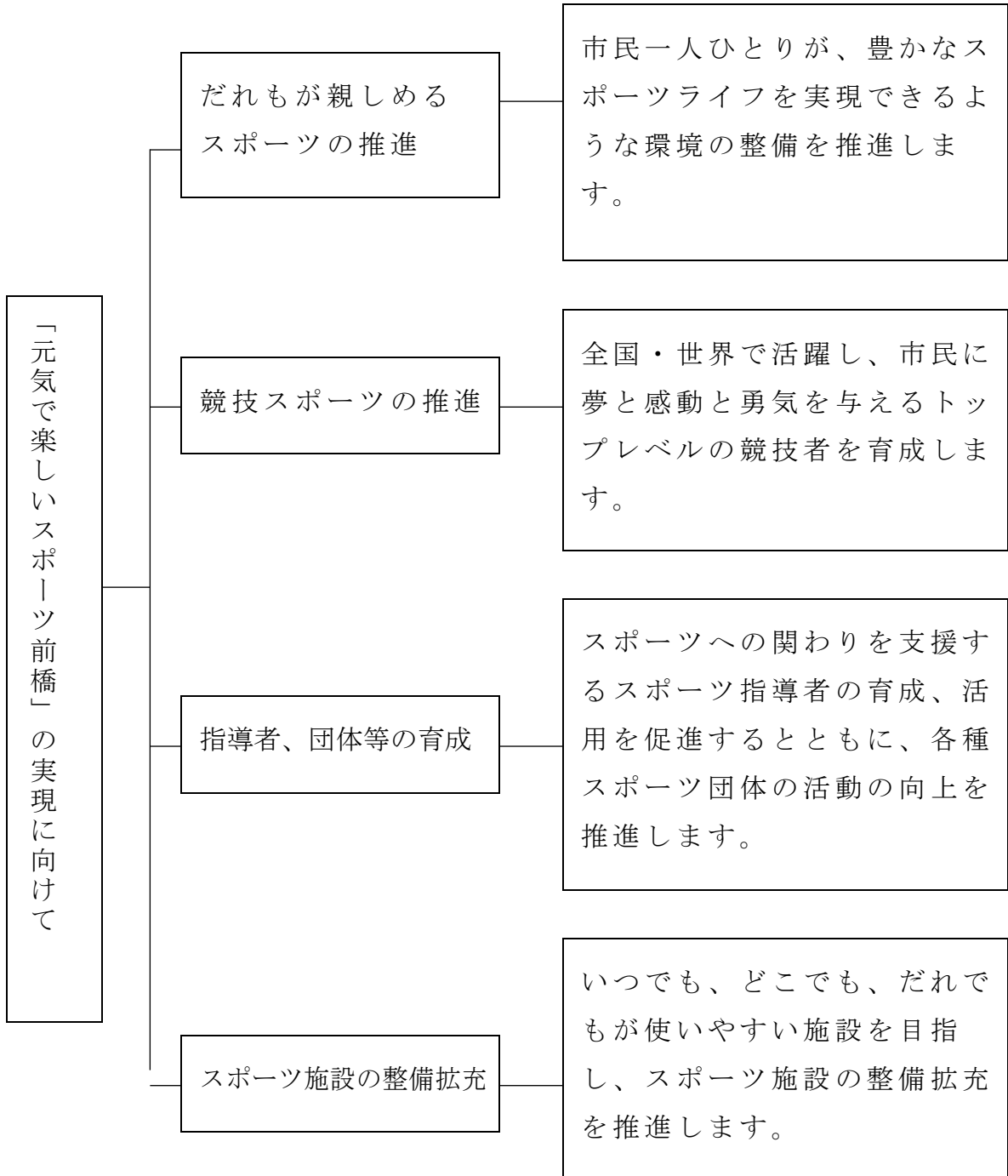
こうした意義を踏まえ、本市では、スポーツ（sport）（注①）という言葉本来の意味である「楽しみや健康を求めて自ら運動しようとする意思により行われる身体活動」として広く捉え、併せて「みるスポーツ」と「支えるスポーツ」を加え、スポーツ振興の観点として考えていくものである。

（注①） sport: 「スポーツ」は、余暇活動や健康づくりのために行う身体運動のすべてを包含する広義の総称。

sports: 一般的に「競技スポーツ」を指し、楽しみを求めたり、勝敗を競ったりする目的で行われる狭義の身体運動の総称。

2 基本目標

「元気で楽しいスポーツ前橋」を実現するためには、日常生活においてスポーツは、人間が生きていく上で欠くことのできないもの、という考え方を市民の共通意識としてもつことが重要であり、市、家庭、地域、団体がそれぞれの立場で考えながら協力し合い、責任をもって「元気で楽しいスポーツ前橋」を実現するための施策を次の4つにまとめました。



この4つの柱により、スポーツが日常生活の中で継続的に行われていることがありふれた光景になり、生涯にわたり個性や能力を伸ばせるような「元気で楽しいスポーツ前橋」の実現に取り組みます。

3 だれもが親しめるスポーツの推進

多様化する市民のスポーツに対する要望に応え、それぞれの人が生涯にわたり生きがいや健康づくりなど、それぞれのライフステージにおいて、主体的にスポーツをしやすい環境の幅広い整備を推進します。

(1) 市としての主な取り組み

- 総合型地域スポーツクラブの設立を推進します。
- 市民の健康に関する意識の向上及びスポーツボランティアに関する意識の啓発やスポーツ活動への参加機会の拡大を図ります。
- 家庭と連携し、スポーツを通じて子どもたちにマナー・生活習慣等の育成を一層推進します。
- 運動部活動等への外部指導者の活用を推進します。
- 誰もが気軽に参加できるスポーツ大会やスポーツ教室等の開催を推進します。
- 新体力テストを普及します。
- 市民がみて楽しめるスポーツ大会の誘致・開催を支援します。
- 市民が積極的にスポーツに取り組めるようにスポーツに関する多面的な啓発活動を行います。

主な施策・事業名

・総合型地域スポーツクラブ支援

◎子供から高齢者まで、レベルに応じて、様々なスポーツが楽しめる地域拠点で、地域住民が主体的に運営するクラブ

◎スポーツクラブの設立状況

粕川スポーツクラブほか5件

・体育指導委員会の運営

◎市内各地区から選出された体育指導委員の組織で、生涯スポーツの推進を重点に、子どもから高齢者までが親しみ、楽しめる軽スポーツを中心とした運動種目の普及・指導に努めている。

・市民スポーツ祭などのスポーツ行事の開催及び支援

・初心者・初級者を対象としたスポーツ教室の開催及び支援

・軽スポーツフェスティバル開催支援

◎市民の健全な余暇活動の推進と健康の保持増進を図ることを目的とする各種軽スポーツの競技大会で、平成9年度から実施している。

・前橋シティマラソン開催支援

◎本市のシンボルである「グリーンドーム前橋」を発着点とし、距離別・年齢別に競技を行う市民マラソン大会で、平成12年度から実施している。

- ・スポーツ指導者派遣支援
- ・地区スポーツの振興
- ・小学生の体力向上推進
- ・スポーツイベントの誘致
- ・高齢者スポーツ大会
- ・身障者スポーツ大会
- ・元気手帳の作成、配布

(2) 家庭で取り組んでもらいたいこと

- 健康的な生活習慣の一つとして、スポーツを取り入れるとともに、適切な食生活の徹底を図る。
- 自分の健康は、自らが積極的に管理する心構えをつくる。
- スポーツを通して、ルールを守り相手を思いやる心を養う。
- 家族がお互いにスポーツを実践するために必要な協力を行う。
- スポーツで得られる成果は自らに還元されるので、受益者負担の考えを理解して活動を実践する。
- スポーツ情報を積極的に入手し活用する。
- 地域の小・中学校のスポーツ・体育施設等の積極的な活用を考え、そこでの活動に自主的に参加する。

(3) スポーツ団体で取り組んでもらいたいこと

- スポーツを行うすべての市民それぞれが、必要な時期に安全かつ効率的に技術等の習得ができるような「指導プログラム」を作成し、指導者に対する普及・啓発を行う。
- 総合型地域スポーツクラブとの連携・協力を推進する。
- 総合型地域スポーツクラブチームや複数校合同チームの参加、年齢別や競技レベル別の参加、運動種目の特性等を考慮した大会を開催する。
- 誰もが気軽に参加できるスポーツ大会やスポーツ教室・講習会等を積極的に開催する。

主な施策・事業名

- ・総合型地域スポーツクラブ支援
- ・スポーツ行事の開催及び支援

4 競技スポーツの推進

市民のスポーツへの意識を高めるとともに、市民に夢と感動を与えるため、学校及び関係団体との連携のもと、各種競技会、部活動等体育活動を通じた大会において、本市選手が活躍できるよう、指導体制

の整備を図り、競技力の向上、選手の育成、意識・環境の向上に努め、トップレベル競技者を育成します。

(1) 市としての主な取り組み

- 各スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブが行う競技者育成を支援します。
- 地元から生まれたトップレベル競技者の活動を支援するような体制をつくります。
- 優れた資質をもった人材の発掘と育成をします。
- 競技力向上指導者の活用を推進します。
- 競技力向上のための情報提供事業の充実を推進します。
- 全国・国際規模のスポーツイベントを積極的に誘致、開催します。
- 運動部活動を積極的に支援します。

主な施策・事業名

- ・総合型地域スポーツクラブ支援
 - ・スポーツ大会出場選手支援
 - ・スポーツ指導者バンクの整備・活用推進
 - ◎各種スポーツ・レクリエーション団体から、登録指導者として推薦を受けた者、または指導者としての経験を有する者で指導者として他の模範となる者の登録制度
 - ・スポーツイベントの誘致

(2) スポーツ団体で取り組んでもらいたいこと

- 具体的な競技別一貫トレーニングプログラムを作成し、発育発達期にある小学生から成人にいたるまで、一貫指導システムにより、各種目から全国、世界で活躍する競技者を育成する。
- 競技者及び指導者に対して、医・科学的な測定並びに分析の結果をフィードバックする体制を充実させる。
- 競技者に対し、単に高い競技力のみを求めるだけでなく、自主性、自己管理能力等競技者として必要な心構えや、社会人としてのモラルの醸成等を行う。

主な施策・事業名

- ・スポーツ少年団育成
 - ◎スポーツ・レクリエーション活動などを通じて、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とした団体
- ・選手強化育成

5 指導者、団体等の育成

市民の生涯にわたるスポーツへのかかわりを支援するスポーツ指導者の育成、活用を推進するとともに、各種スポーツ団体の育成を推進します。

(1) 市としての主な取り組み

- 各種目における指導者の資質向上を図るとともに、その養成に努めます。
- 地域のスポーツ指導者の情報を幅広く集め、それら指導者の積極的な活用を推進します。
- スポーツ団体の活動を積極的に支援します。

主な施策・事業名

- ・スポーツ指導者バンクの整備・活用推進
- ・体育協会運営支援

(2) スポーツ団体で取り組んでもらいたいこと

- 地域スポーツ指導者の資質向上のための研修会を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブに必要な指導者の育成を行う。
- 総合型地域スポーツクラブが求める指導者の派遣を行う。
- 学校との連携を密にし、運動部活動で必要な指導者を派遣する。
- 前橋市体育協会と各スポーツ団体等は、競技力向上のための高度な専門知識と指導力をもった指導者の育成、活用を中央スポーツ団体等と協力して行うとともに、指導力の向上を図る研修体制を整備する。
- 体育功労者・優秀指導者表彰制度の充実を図る。
- 優れた資質をもった人材の発掘が行える体制を整備する。
- 女性指導者の養成と積極的な活用を推進する。

主な施策・事業名

- ・スホーン指導者の派遣
- ・運動部活動指導者研修会の開催
 - ◎各種目の運動部活動指導者の養成と資質の向上を図ることを目的とする研修会
- ・体育功労者・優秀指導者表彰事業

6 市内スポーツ施設の整備拡充

学校を含む市内のスポーツ施設を、いつでも、どこでも、だれでも、それぞれの目的に応じて利用しやすい施設に整備拡充します。

(1) 市としての主な取り組み

- 学校体育施設を地域における中核的なスポーツ施設として活用することを推進します。
- 市民が「いつでも」使えるスポーツ施設を目指し、利用時間等の弾力的な運営を図ります。
- 市民が「どこでも」利用しやすいシステムを目指し、インターネット端末や携帯端末を利用した施設利用情報システムを推進します。
- 市民の「だれでも」が使いやすいように、バリアフリーの考え方を推進し、誰もが使いやすく、入りやすい施設に改善します。
- 競技種目、地域、施設等の条件により、各競技特性に合った強化拠点となる施設の整備を推進します。
- 市民体育館や学校体育施設を含む市スポーツ施設の整備・拡充を行うとともに、スポーツ施設の設備・機能の充実を図り、総合型地域スポーツクラブの利用を視野に置いた、住民が身近にスポーツを行える環境整備を推進します。

主な施策・事業名

- ・ 学校開放事業の推進
 - ◎学校教育に支障のない範囲で、学校施設を市民の利用に供し、青少年の健全育成、地域文化及び地域スポーツの振興を図ることを目的とする事業
- ・ 「まえばしネット」の活用推進
 - ◎本市のスポーツ施設等について、インターネットから、パソコンや携帯電話を使い、空き状況検索や予約を行うことができるシステム
- ・ 施設設備の補修・整備（トイレの改修など）

(2) スポーツ団体で取り組んでもらいたいこと

- 地域における活動拠点の運営・整備に積極的に取り組む。

○前橋市公園条例

昭和39年3月30日

条例第52号

改正 昭和40年3月26日条例第27号

昭和40年7月1日条例第33号

昭和40年9月30日条例第39号

昭和40年12月25日条例第44号

昭和41年3月25日条例第25号

昭和41年9月30日条例第42号

昭和43年3月29日条例第23号

昭和44年3月31日条例第21号

昭和44年9月29日条例第44号

昭和45年3月31日条例第31号

昭和45年7月1日条例第51号

昭和46年3月16日条例第6号

昭和47年3月30日条例第22号

昭和48年3月30日条例第20号

昭和49年3月30日条例第30号

昭和50年3月28日条例第17号

昭和51年3月26日条例第22号

昭和52年3月28日条例第22号

昭和52年6月27日条例第30号

昭和53年4月1日条例第32号

昭和53年12月11日条例第48号

昭和54年3月22日条例第14号

昭和55年3月31日条例第21号

昭和56年3月28日条例第25号

昭和57年3月23日条例第20号

昭和57年6月10日条例第33号

昭和58年3月19日条例第16号

昭和58年6月20日条例第26号

昭和59年3月10日条例第4号

昭和60年3月18日条例第3号

昭和60年9月14日条例第20号

昭和61年3月22日条例第16号

平成元年6月17日条例第21号

平成元年6月17日条例第22号

平成5年3月30日条例第16号

平成6年3月31日条例第9号

平成8年5月7日条例第8号

平成9年3月31日条例第25号

平成10年3月26日条例第7号

平成12年3月30日条例第5号

平成14年3月28日条例第12号
平成14年12月12日条例第35号
平成15年9月12日条例第39号
平成16年9月15日条例第19号
平成17年3月16日条例第6号
平成17年6月23日条例第38号
平成19年12月12日条例第58号
平成20年6月11日条例第24号
平成20年9月16日条例第31号
平成23年3月31日条例第15号
平成25年3月29日条例第10号
平成26年3月31日条例第14号
平成29年12月14日条例第45号
平成30年3月29日条例第11号
平成31年3月28日条例第8号

前橋市公園条例（昭和31年前橋市条例第47号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第1章の2 公園の設置（第3条の2—第3条の5）

第2章 公園の管理（第4条—第10条の3）

第3章 雑則（第11条—第17条）

第4章 罰則（第18条—第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、前橋市における公園の設置及び管理について都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「公園」とは、法第2条第1項に規定する公園をいう。

2 この条例において「公園施設」とは、法第2条第2項に規定する施設をいう。

（公園の区域の変更及び廃止）

第3条 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

（昭52条例22・全改、昭61条例16・平8条例8・一部改正）

第1章の2 公園の設置

（平25条例10・追加）

（市が設置する公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第3条の2 法第3条第1項の規定により条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 市の区域内に設置する公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、12.5平方メートル以上とし、市街地に設置する公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、7平方メートル以上とする。
- (2) 市が次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として市の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

- (3) 市が、主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的とする公園、主として歴史上の遺跡、風土などの保存を図りつつ、レクリエーション利用にも供することを目的とする公園、主として市営墓地を取り囲み、散歩、休息等のレクリエーション利用にも供することを目的とする公園、主として災害時の避難路の確保、交通事故から歩行者を守るなど市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保を図ることを目的とする公園等、前号アからエまでに掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(平25条例10・追加)

(市が設置する公園の公園施設の設置基準)

第3条の3 法第4条第1項本文の規定により条例で定める割合は、100分の2とする。

(平25条例10・追加)

(市が設置する公園の公園施設の設置基準の特例)

第3条の4 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第6条第6項に掲げる場合における法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(平25条例10・追加、平30条例11・一部改正)

(市が設置する公園の運動施設の設置基準)

第3条の5 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(平30条例11・追加)

第2章 公園の管理

(行為の制限)

第4条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) はり紙若しくははり札又は広告を表示すること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 競技会、展示会、博覧会その他これに類する催しのため当該公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、市規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(平5条例16・一部改正)

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (2) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (4) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (5) 土地の形質を変更すること。
- (6) 公園施設その他を損傷し、又は汚損すること。
- (7) 風致を害すること。
- (8) 前各号のほか公園管理上の必要により市長の禁止した行為をすること。

(平8条例8・平17条例6・一部改正)

(許可の特例)

第6条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第4条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(平5条例16・平17条例6・一部改正)

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(平5条例16・一部改正)

(有料公園施設)

第8条 有料公園施設(公園施設を有料で利用させるものをいう。)は、別表第1、別表第2、別表第2の2、別表第2の3及び別表第3のとおりとする。

2 有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の許可に有料公園施設管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(昭57条例20・平5条例16・平8条例8・平15条例39・平16条例19・平20

条例 24・平 31 条例 8・一部改正)

(利用期間等)

第 8 条の 2 市長は、有料公園施設及び有料公園施設以外の公園施設のうち管理上必要があると認めるものについて、利用期間、利用時間等を定めることができる。

(平 20 条例 24・追加)

(公園施設の設置等の申請書の記載事項)

第 9 条 法第 5 条第 1 項に規定する条例で定める申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事实施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 当該公園の復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第 6 条第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 当該公園の復旧方法
- (5) その他市長の指示する事項

(平 5 条例 16・平 17 条例 6・一部改正)

(軽易な変更)

第 9 条の 2 法第 6 条第 3 項ただし書の規定による条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(昭 52 条例 22・追加、平 5 条例 16・一部改正)

(設計書等の添付)

第 10 条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(指定管理者による管理)

第 10 条の 2 次に掲げる公園施設の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせることができる。

- (1) 前橋総合運動公園の各公園施設

- (2) 大胡総合運動公園の各公園施設
 - (3) 荻窪公園の温水利用健康づくり施設
 - (4) 前橋公園（石倉町四丁目及び石倉町五丁目の各一部地内に限る。）の各公園施設
 - (5) 利根川敷島緑地の各公園施設
 - (6) 利根川大渡緑地の各公園施設
- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。
 - (1) 公園施設の利用に関する業務
 - (2) 公園施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) その他市長が定める業務
 - 3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、公園施設を適正に市民の利用に供しなければならない。
 - 4 指定管理者は、公園施設を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、前橋市個人情報保護条例（平成9年前橋市条例第46号）の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。
 - 5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第7条、第8条及び第11条（同条第1項の規定による許可の取消し又は条件の変更に係る部分に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、第7条及び第11条第2項各号中「公園」とあるのは「当該指定管理者が管理する公園施設」と、第8条第2項中「有料公園施設」とあるのは「有料公園施設のうち指定管理者が管理する公園施設」と、「市長」とあるのは「当該指定管理者」と、第11条第1項各号列記以外の部分中「この条例によってした許可」とあり、並びに同項第2号及び第3号並びに同条第2項各号列記以外の部分中「この条例の規定による許可」とあるのは「第8条第2項の許可」とする。

（平17条例38・全改、平20条例24・一部改正）

（利用料金）

第10条の3 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長は、適当と認めるときは、当該指定管理者が別表第3に掲げる使用料の額の範囲内において市長の承認を得て定める額を、荻窪公園の温水利用健康づくり施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とし、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、利用料金の一部を市の歳入として指定管理者から徴収することができる。
- 3 第1項の規定により利用料金を収受させる場合における第13条から第15条までの規定の適用については、これらの規定（第14条第2項を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条第1項及び第15条中「有料公園施設」とあるのは「荻窪公園の温水利用健康づくり施設」と、第13条第1項中「別表第1、別表第2、別表第2の2又は別表第3に掲げる額の使用料」とあり、第14条第1項及び第15条中「使用料」とあり、並びに第14条第3項中「別表第3に定める使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（平17条例38・全改）

第3章 雑則

（監督処分）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例によってした許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(平17条例6・一部改正)

(届出)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 前条の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(平8条例8・平17条例6・一部改正)

(使用料)

第13条 有料公園施設を利用する者は、別表第1、別表第2、別表第2の2、別表第2の3又は別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の規定による許可を受けようとする者は、別表第4に掲げる区分に応じ同表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(昭57条例20・平8条例8・平10条例7・平15条例39・平16条例19・平17条例6・平31条例8・一部改正)

第14条 前条の規定による使用料は、市長が必要と認めた場合のほか、利用許可を受ける際納付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、別表第2及び別表第2の2に定める使用料の額から、その額に100分の10(本市に住所を有する65歳以上の者に対しては、100分の25)を乗じて得た額以内の額を控除した額の回数利用券を発行することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、別表第3に定める使用料の額から、その額に100分の30を乗じて得た額以内の額を控除した額の回数利用券その他特別利用券を、市規則で定めるところにより、発行することができる。

(平14条例35・全改、平15条例39・平29条例45・一部改正)

第15条 市長は、有料公園施設を利用する者の責に帰することのできない理由によってその利用をすることができなくなった場合その他市長において特に必要があると認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

(公園予定区域等についての準用)

第16条 第4条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(昭52条例22・平17条例6・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

(平5条例16・一部改正)

第4章 罰則

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項若しくは第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第7条の規定による利用の禁止又は制限に違反して公園を利用した者
- (4) 第11条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

(平12条例5・平17条例6・一部改正)

第19条 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平12条例5・全改)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の義務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

(権限の代行)

第21条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

(昭52条例22・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(平16条例19・一部改正)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に権原に基づいて公園において第4条第1項各号の行為をしている者は、その権原に基づいて、なお、当該行為ができるものとされている期間は、従前と同様の条件により第4条第1項の許可を受けたものとみなす。

(平16条例19・一部改正)

(勢多郡大胡町の編入に伴う経過措置)

- 3 勢多郡大胡町を廃し、その区域を前橋市に編入する日(次項において「編入日」という。)前に大胡町公園条例(平成7年大胡町条例第2号。以下「大胡町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例19・追加)

- 4 編入日前にした大胡町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、大胡町条例の例による。

(平16条例19・追加)

附 則(昭和40年3月26日条例第27号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年7月1日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年9月30日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年12月25日条例第44号）

この条例は、昭和41年1月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月25日条例第25号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年9月30日条例第42号）

この条例は、昭和41年10月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月29日条例第23号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日条例第21号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年9月29日条例第44号）

この条例は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月31日条例第31号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年7月1日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月16日条例第6号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日条例第22号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月30日条例第20号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月30日条例第30号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月28日条例第17号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月26日条例第22号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月28日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月27日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年12月11日条例第48号） 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月22日条例第14号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月28日条例第25号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月23日条例第20号）

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（前橋総合運動公園の項

を加える部分を除く。)は、昭和57年4月1日から施行する。

(昭和57年規則第28号で昭和57年7月1日から施行)

附 則 (昭和57年6月10日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年3月19日条例第16号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年6月20日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月10日条例第4号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月18日条例第3号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年9月14日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月22日条例第16号) 抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第3条及び別表第1の改正規定並びに附則第2項の規定は、昭和61年4月1日から施行する。

(昭和61年規則第26号で昭和61年5月12日から施行)

附 則 (平成元年6月17日条例第21号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成元年10月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に使用の許可等を得、かつ、当該許可等に係る使用料の納入がされている者に係る当該使用料の額については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1条の規定による改正後の前橋市行政財産の用途又は目的外使用に関する使用料条例別表の規定は、平成元年10月1日(以下「施行日」という。)以後の行政財産の使用部分に係る使用料について適用し、施行日前の行政財産の使用部分に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年6月17日条例第22号)

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(平成元年規則第31号で平成元年8月30日から施行)

附 則 (平成5年3月30日条例第16号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日条例第9号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年5月7日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第25号)

この条例中第1条の規定は平成9年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月26日条例第7号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日条例第5号) 抄

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（平成14年3月28日条例第12号）
この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第10条の2の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
（平成14年規則第35号で平成14年4月22日から施行）
附 則（平成14年12月12日条例第35号）
この条例は、平成15年4月1日から施行する。
附 則（平成15年9月12日条例第39号）
この条例は、市規則で定める日から施行する。
（平成15年規則第68号で平成15年12月26日から施行）
附 則（平成16年9月15日条例第19号） 抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成16年12月5日から施行する。
附 則（平成17年3月16日条例第6号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成17年6月23日条例第38号）
この条例は、平成18年4月1日から施行する。
附 則（平成19年12月12日条例第58号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成20年6月11日条例第24号）
この条例は、平成20年7月1日から施行する。
附 則（平成20年9月16日条例第31号）
- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成21年3月31日までの間における改正後の別表第2の2の(2)の表の規定の適用については、同表中「5,400円」とあるのは「2,700円」と、同表摘要第2号中「2分の1の額の使用料」とあるのは「2分の1の額の使用料（その額が1,500円を下回る場合は、1,500円とする。））」とする。
附 則（平成23年3月31日条例第15号）
この条例は、平成23年4月1日から施行する。
附 則（平成25年3月29日条例第10号）
この条例は、平成25年4月1日から施行する。
附 則（平成26年3月31日条例第14号）
この条例は、平成26年4月1日から施行する。
附 則（平成29年12月14日条例第45号）
- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第2の2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。
附 則（平成30年3月29日条例第11号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。
附 則（平成31年3月28日条例第8号）
- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の前橋市公園条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。